

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

平成26年3月28日

金曜日

号外

目

次

監査委員公告

○包括外部監査の結果に関する報告の公表

1

公

告

包括外部監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき包括外部監査人石尾雅樹から監査の結果に関する報告があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年3月28日

富山県監査委員 坂野 裕一 殿

富山県監査委員 渡辺 守人 殿

富山県監査委員 酒井 三郎 殿

富山県監査委員 桶屋 泰三 殿

(通知文)

平成26年3月25日

富山県監査委員 坂野 裕一 殿

富山県監査委員 渡辺 守人 殿

富山県監査委員 酒井 三郎 殿

富山県監査委員 桶屋 泰三 殿

富山県包括外部監査人 石尾 雅樹

平成25年度包括外部監査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第252条の37第5項及び包括外部監査契約書第7条に基づき、平成25年度包括外部監査の結果に関する報告書を提出します。

(報告書)

包括外部監査結果報告書

第一. 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定による包括外部監査

2. 選定した特定の事件

公有財産（土地・建物）の適正管理と有効活用について

3. 事件として選定した理由

富山県においては、予算編成前の段階で約 400 億円の財源不足が見込まれた平成 17 年度を「財政再建元年」と位置づけ、現在に至るまで行財政改革に積極的に取り組んできたが、平成 24 年度予算編成後の段階での財源不足額は約 65 億円に上っている。また、平成 25 年度においては、地方公務員給与の減額を含む地方財政対策により地方交付税等が大幅に削減されており、依然として厳しい財政運営が求められている。

このような中、平成 25 年 2 月に富山県行財政改革推進本部がとりまとめた「平成 25 年度行政改革の推進について」においては、平成 25 年度に取り組む行政改革の一つとして「県有資産の有効活用と適正な管理」が掲げられ、具体的には、①保有総量のコンパクト化、②県有資産の有効活用、③公共土木施設等の長寿命化の推進及び④財政健全化への寄与の 4 つの基本的なスタンスに立った施策の実行が謳われており、これらの確実な実行が望まれる。

また、これとは別に、過去 2 か年度の包括外部監査においても、公有財産の管理に関する検討すべきポイントが認められたところでもある。

こうした理由から、公有財産（土地・建物）の管理及び活用の現状について、現時点で全庁横断的に再点検することには大きな意義が認められるため、本テーマを選定した。

4. 外部監査の対象

（1）対象

県の公有財産（行政財産及び普通財産）のうち土地・建物を対象とした。

（2）対象年度

平成 24 年度（平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じ平成 25 年度並びに過年度の実績等も参考とした。

5. 外部監査の方法

(1) 主な着眼点

① 県有資産の保有総量のコンパクト化

- ・県有資産（土地・建物）の保有総量の現状、コンパクト化の取り組み状況

② 維持管理体制

- ・建物の耐震、防火対策など災害への対応は適切か
- ・維持管理コストは適切か
- ・維持保全業務のあり方は適切か（点検結果への対応、計画的な維持修繕、施設台帳の整備、修繕履歴の管理 等）

③ 県有資産の有効活用

- ・未利用土地、既存施設の有効活用（廃止、売却、貸付、企業廣告等の活用、建築物等のネーミングライツ、使用料の水準 等）

④ 全庁的な推進体制

- ・県有資産（土地・建物）の適正管理と有効活用に関する府内の連絡調整会議の設置、データベース化など、推進体制の整備の必要性 等

(2) 監査の手続

① 全般的な事項

- ・現場観察、関係者からの説明聴取及び資料入手
- ・経年比較、比率分析などの分析的手続
- ・事務手続の条例・規程等への準拠性についての検討
- ・証憑の整備保管状況及び関連帳簿記録との突合
- ・上記以外で必要と認められた手続

② 個別事項

各監査対象の公有財産（土地・建物）の適正管理と有効活用についての主な監査手続については、本報告書中「第四. 総論」及び「第五. 各論」の中で、各項目の監査結果に関連付けて記載している。なお、監査手続の適用において、サンプルを抽出している場合は試査によっており、その範囲は、外部監査人が金額的、質的重要性を考慮して判断した。

6. 外部監査の実施期間

平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 27 日まで

なお、平成 25 年 4 月から 6 月までは特定の事件の選定、監査補助者の選任及び予備調査等を実施した。

7. 包括外部監査人及び監査人補助者

公認会計士 9 人

公認会計士試験合格者 4 人

合計 13 人

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、地方自治法第 252 条の 29 の規定による記載すべき利害関係はない。

9. 表示数値について

報告書の表の合計（または差額）は、単位未満の端数の関係で、総数と内訳の合計（または差額）とが一致しない場合がある。

10. 語句の説明

「第四」及び「第五」において記載する「指摘事項」及び「意見」の定義は、以下のとおりである。

「指摘事項」…一連の事務手続等の中で、法令、条例、規則等に違反している場合、或いは違法ではないが社会通念上適当でないと考えられる場合に該当する事項を記載している。

「意見」…一連の事務手続等の中で、組織及び運営の面で合理化に役立つものとして専門的見地から改善を提言する事項を記載している。

第二. 監査の結論

富山県においては、厳しい財政運営が求められる中、平成 25 年 2 月に富山県行財政改革推進本部がとりまとめた「平成 25 年度行政改革の推進について」において、平成 25 年度に取り組む行政改革の一つとして「県有資産の有効活用と適正な管理」が掲げられている。基本的なスタンスとして、①保有総量のコンパクト化、②県有資産の有効活用、③公共土木施設等の長寿命化の推進及び④財政健全化への寄与の 4 つが謳われている。富山県の人口が減少傾向にあることや厳しい財政状態等の現状を考えると、これらの確実な実行は必須であると考えられる。

今回の包括外部監査において、上記と同様の観点から県有資産の現状について検討したところ、下記 1 から 4 に記載の課題が認識された。今後の行政改革推進に当たっての参考とされたい。

1. 県有資産の保有総量のコンパクト化

本県においては、毎年度、「県有地の有効活用に関する部局長会議」を開催し、有効活用の見込みがないと判断した土地等の売却を進めているほか、蓮町職員住宅のあり方をめぐりワーキンググループにより検討を行うなど、一定の取り組みが見られる。しかし、下記のとおり、現在稼働中の施設においても、県が保有する必然性の観点から売却等による処分を検討すべきものが見られた。

富山県赤坂会館については、昭和 48 年に県関係者の宿泊施設として設置されたものであるが、民間の安価な宿泊施設の利用が増えたこと等により、近年、県関係者の利用は著しく減少している。この点からは、県有施設として継続保有する必然性は乏しいものと考えられ、民間業者への売却による処分など抜本的な施策を検討する必要がある。

また、駐車場事業については、一般的にその性質からは民間でも十分に実施できるため、次の対応を検討されたい。まず、本来の用途（宿泊施設等）を終え暫定的に実施している駐車場事業について、新幹線開業後のまちづくりへの活用などを見据えつつ、売却を含めた処分の検討が必要である（旧三田宿泊所敷地、富山県職員会館（職員研修所）敷地）。次に、市街地における総合交通対策の一環として実施している駐車場事業については、地域開発事業としての収益を旧県営スキー場の債務処理に充当していることから、直ちに廃止することは困難としているが、近隣における民間駐車場増加の状況を踏まえ、県として事業継続する意義及び売却を含めた検討が望まれる（富山中央駐車場、富山駐車場）。

なお、ゴルフ練習場事業についても、長期的な運営方針の決定にあたっては、民間への譲渡の可能性も含めた検討が必要である（シティゴルフトやま）。

2. 維持管理体制の強化

本県の防災対策については、一定規模以上の建物の耐震化が計画的に実施されるなど、一定の取り組みが見られる。しかし、安全面の確保のため現状の応急処置的な対策では不十分な箇所（中央植物園）があるなど、計画的な修繕の漏れや遅れが散見された。これらについては、営繕課による定期点検が建築基準法に定める一定規模以上の物件に限られ、一定規模未満の物件に係る修繕予算要求に際し所管課単独では技術的根拠を提示しづらい点、営繕課による指摘結果のフォローが各所管課に委ねられ、そのモニタリングもなされていない点が一因と考えられる。これらの課題への対応については、「4. 全庁的な推進体制」を参照されたい。

3. 県有施設の有効活用

未利用地については、これまで県有地の有効活用に関する部局長会議での議論を経て整理が進み、物件自体は減少してきたところである。また、企業広告等の活用等についても一定の取り組みが見られる。一方で下記のように、県の財政負担、利用状況などの点で課題のある施設が識別された。

とやま自遊館については、当初建設資金への補助及び運転資金として、毎年度県から支出が見られる（平成 24 年度 112,272 千円）。また、利用者の増加に向けた様々な取組みが行われているものの、ここ数年の利用者数は横ばいの状況となっていることから、県の支出額を軽減するためにも、まずは、同施設の利用者の増加を図り、収支改善を行うことが急務である。なお、同施設は、富山駅に近く、また、富山県富岩運河環水公園や新富山県立近代美術館（仮称）建設予定地等に近接する立地条件であること、今後北陸新幹線も開業することから、当該エリアの中で必要とされるニーズに応じた同施設の役割等を再検討することが必要と思われる。

また、富山県立近代美術館については、今後、移転後の旧美術館のあり方について検討が必要となる。移転後の現建物の利用について、県立文化施設耐震化・整備充実検討委員会の「新富山県立近代美術館（仮称）最終報告」を踏まえ、今後、大学、市町村などの関係機関・団体への利用のニーズ調査や必要な協議等も行いながら検討していくことが求められる。

4. 全庁的な推進体制

上記 1～3 において記載した課題に県が本格的に対応するためには、それらを支えるものとして全庁的な推進体制の構築が不可欠であり、特に県有財産についての部局または所管課単位の管理から、全庁的な管理への移行がポイントである。具体的には、次の（1）から（3）までの対応を検討されたい。

(1) 情報の一元管理

今回の監査の結果からは、課題のある物件を全庁網羅的に把握し、全体をマネジメントする体制や仕組みが十分とは言えない。今後、待ったなしの行政改革を更に前進させるためには、未利用地だけではなく課題のある物件全般について広くそのあり方を議論し、それらに優先順位を付けて整理することが望まれる。それを支えるものとして、各所管課内で課題を認識している物件を全庁的に一元把握することが求められるが、そのためには、施設毎の収入、維持管理コスト、利用度（稼働率）、機能等に関する情報の収集とデータベース化が必要である。

また、施設の長寿命化、ライフサイクルコストの最小化及び投資効率の最大化のため、予防的かつ計画的な修繕も必要である。修繕予算には限りがあるため、それを効果的・効率的に配分する必要があるが、このためには、営繕課等による点検対象を拡大する必要性を検討した上で、施設毎の修繕履歴、要修繕箇所、劣化度を全庁で一元的に管理することが必要である。

その他、公会計において求められる固定資産台帳の観点からは、土地の公正価値情報、償却資産の減価償却情報等が必要でもあり、今後は県有資産についての多面的な情報の蓄積が必要となることに留意すべきである。

(2) 部局横断的な管理体制の構築

(1) で認識した課題のある物件についてコンパクト化を進め、更に機能が重複し非効率な施設同士を統廃合してシナジー効果を引き出すためには、部局の利害を超えたプロジェクトチームでの横断的な検討が望まれる。

なお、蓮町職員住宅の今後のあり方についてはワーキンググループにより検討されたが、部局横断的な取り組みの先行事例と認められ、今後他の物件にも取り組みを展開する上で参考になると考える。

(3) 本県財産管理の将来像（ファシリティ・マネジメントの導入）

上記のとおり、本県では、行政改革の観点からファシリティ・マネジメントの手法・メニューを各部局各自で導入している状況にある。しかし、将来においては、上記(1)で記載した対応で得られる全庁一元的な情報を基に、是非とも本格的なファシリティ・マネジメントの導入を検討されたい。

すなわち、県有資産全体の戦略的最適配置のため、質と量の面で明確かつ具体的なビジョンを描き、各施設についての多面的かつ多角的な情報を収集・整理・分析し、ビジョンの達成のための具体的なアクションプランを計画・実行・モニタリングすることが望まれる。

<参考>指摘事項・意見の一覧

参考までに指摘事項及び意見の一覧を記載するので、参照されたい。

指摘

No.	概要	記載区分	監査の結論
1	公有財産台帳への登録漏れ	第五. 1 (3)	4. 全庁的な推進体制
2	建物の現状確認の未実施	第五. 6 (4)	4. 全庁的な推進体制
3	公有財産台帳の記載誤り	第五. 15 (1)	4. 全庁的な推進体制

意見

No.	概要	記載区分	監査の結論
1	財産借受手続の明文化	第四. 2 (2)	4. 全庁的な推進体制
2	公有財産台帳登録の徹底	第五. 1 (3)	4. 全庁的な推進体制
3	全庁的な維持管理・修繕対応	第五. 1 (4)	4. 全庁的な推進体制
4	コンパクト化等のための全庁体制	第五. 1 (5)	4. 全庁的な推進体制
5	美術館移転に係る議論の活発化	第五. 5 (1)	3. 県有資産の有効活用
6	移転後の美術館の有効活用	第五. 5 (1)	3. 県有資産の有効活用
7	今後の建物のあり方の検討	第五. 6 (4)	3. 県有資産の有効活用
8	今後の施設のあり方の検討	第五. 7 (1)	1. コンパクト化
9	施設の利用促進	第五. 7 (3)	3. 県有資産の有効活用
10	修繕の必要性	第五. 8 (1)	2. 維持管理体制
11	戦略的な投資意思決定	第五. 8 (1)	2. 維持管理体制
12	ゴルフ練習場事業のあり方の検討	第五. 10 (2)	1. コンパクト化
13	駐車場事業のあり方の検討	第五. 10 (3)	1. コンパクト化
14	ダムの有効活用	第五. 10 (5)	3. 県有資産の有効活用
15	普通財産のあり方	第五. 10 (5)	3. 県有資産の有効活用
16	蓮町職員住宅のあり方	第五. 13 (1)	4. 全庁的な推進体制
17	一般会計による買取の促進	第五. 15 (1)	4. 全庁的な推進体制
18	駐車場事業のあり方の検討	第五. 17	1. コンパクト化
19	施設の利用促進	第五. 17	3. 県有資産の有効活用

第三. 公有財産の概念

1. 公有財産の概念

社会通念上一般に「財産」と呼ばれるものは、個人や団体に帰属する経済的価値のあるものの総称であるが、地方自治法では「公有財産、物品及び債権並びに基金」(第 237 条第 1 項) を財産として定義しており、以下のとおりに区分される。

地方自治法における財産の区分

【公有財産】 (第 238 条第 1 項) ① 不動産 ② 船舶、浮標、浮桟橋及び浮ドック並びに航空機 ③ 前二号に掲げる不動産及び動産の従物 ④ 土地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利 ⑤ 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利 ⑥ 株式、社債(特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。)、地方債及び国債その他これらに準ずる権利 ⑦ 出資による権利 ⑧ 財産の信託の受益権	【行政財産】 (第 238 条第 4 項) 公用又は公用に供し、又は供することと決定した財産	【公用財産】 地方公共団体が事務や事業を執行するために直接利用することを目的とした行政財産
	【公共用財産】 住民の一般的な共同利用を目的とした行政財産	
	【普通財産】 (第 238 条第 4 項) 行政財産以外の一切の公有財産	
	【物品】 (第 239 条第 1 項) 現金(現金に代えて納付される証券を含む。)・公有財産・基金以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産	
	【債権】 (第 240 条第 1 項) 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利	
	【基金】 (第 241 条第 1 項) 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。	

(出典: 地方自治法から抜粋)

地方自治法における財産のうち公有財産は、行政財産と普通財産に分類される(第 238 条第 4 項)。

行政財産は、普通地方公共団体において公用又は公用に供し、又は供することと決定した財産をいう(第 238 条第 4 項)。公用に供する財産とは、普通地方公共団体が、その事務又は事業を執行するために直接使用することを本来の目的とする公有財産であり、例えば庁舎、議事堂、研究所等をいう。また、公共の用に供する財産とは、住民の一般的共用に供することをその本来の目的とする公有財産であり、例えば道路、病院、学校、公園等をいう。公用又は公共用に供することと決定した財産とは、まだ公用又は公共用に供されてはいないが、将来、公用又は公共用の目的に供すべきことと決定した財産であり、例えば、道路予定地等をいう。

普通財産は、行政財産以外の一切の公有財産であり(第 238 条第 4 項)、直接特定の行政目的のために供されるものでなく、一般私人と同等の立場でこれを保持し、その管理処分から生じた収益をもって普通地方公共団体の財源に充てることを主目的とする財産である。普通財産は、「これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる」(第 238 条の 5 第 1 項)ところが行政財産との主要な相違点である。

第四. 総論

1. 公有財産の概況

(1) 増減明細

県有財産に関する調書に記載されている県の公有財産の直近 3 か年度の推移は、下表のとおりである。

(単位：面積一千m²、業績量一千m³、件数一件、金額一百万円)

区分		21 年度	22 年度		23 年度		24 年度	
		年度末 現在高	増減高	年度末 現在高	増減高	年度末 現在高	増減高	年度末 現在高
行政	土地 (地積: 千m ²)	20,571	48	20,620	13	20,633	(※2)570	21,204
財産	建物 (延面積: 千m ²)	1,612	△2	1,609	25	1,634	△0	1,634
普通財産	土地 (地積: 千m ²)	4,948	(※1)416	5,365	△20	5,344	(※2) △593	4,751
特別会計	建物 (延面積: 千m ²)	113	0	113	7	121	△0	121
特 別 会 計	土地 (地積: 千m ²)	585	△28	557	0	558	△66	491
	建物 (延面積: 千m ²)	117	-	117	-	117	-	117
山林	(推定蓄積量: 千m ³)	1,478	△0	1,478	-	1,478	△2	1,475
動産	(件数: 件)	8	-	8	△1	7	-	7
物権	(面積: 千m ²)	30,137	△246	29,891	-	29,891	-	29,891
無体財産権	(件数: 件)	103	11	114	15	129	18	147
有価証券	(金額: 百万円)	1,933	△20	1,912	△125	1,786	46	1,833
出資による権利	(金額: 百万円)	32,074	14	32,089	799	32,888	△1,247	31,640
不動産の信託の受益権					該当なし			

(出典：県有財産に関する調書)

(※1) 土地開発公社の解散に伴う同公社所有地（富山市蓮町、富山市鍋田、富山市曙町及び富山市長坂）の取得等による増加。

(※2) 種畜供給センター敷地の農林水産公社からの引受けに伴い、敷地を普通財産から行政財産へ種別変更したこと等による増減。

2. 公有財産の管理手続

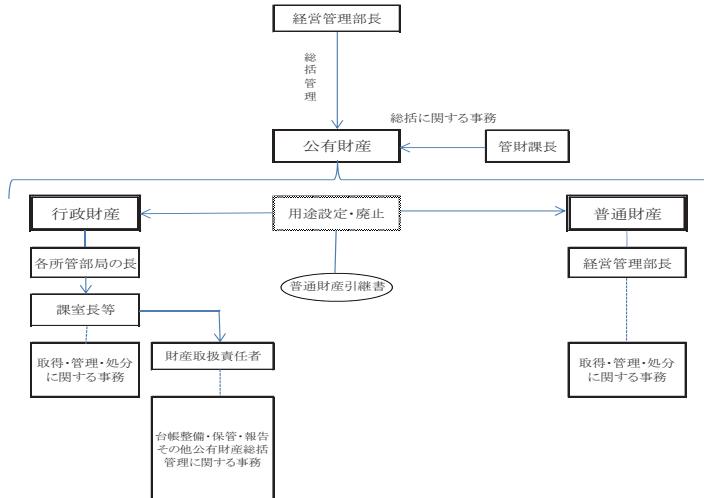
(1) 事務分掌

公有財産の管理に関しては、富山県財産管理規則（以下「財産規則」という）に規定されている。公有財産の財産管理の総合調整を図る総括管理は、経営管理部長が行っており、公有財産の総括に関する事務は管財課長に分掌させている。

公有財産については行政財産と普通財産に区分されるが、行政財産の取得、管理及び処分に関する事務は、各所管部局の長から各課室長または出先機関の長に分掌させている。さらに、財産管理の責任の明確及び適正な運営を期するために各出先機関に財産取扱責任者を置くこととし、財産取扱責任者は財産台帳の整備、保管及び諸報告等、実質的には財産管理事務の中核を担っている。また、普通財産に関するものについては経営管理部長が取得、管理及び処分に関する事務を行っている。そのため、行政財産の用途が廃止され普通財産となった場合には、原則として直ちに普通財産引継書により経営管理部長に引継ぎを行うこととされている。

なお、財産管理の実態把握のため、財産規則第7条において「総括管理者は、必要があると認めるときは、部局の長に対しその保管に属する公有財産について、その状況に關し報告を求め、又は資料を提出させ、若しくは実地調査をし、又は用途の変更、用途の廃止、所管換えその他必要な措置を求めることができる。」とされており、財産管理の総合調整を図り公有財産の有効活用の促進を意図した枠組みとなっている。

公有財產管理機構圖



(2) 財産管理規程等

財産管理に関する主な規程は以下のとおりである。

(総括)

- ・富山県財産管理規則
- ・富山県公有財産評価要領
- ・議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
- ・県有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例
- ・富山県事務決裁規程

(財産管理)

- ・行政財産の使用料に関する条例（以下、「使用料条例」という。）
- ・行政財産に係る使用料の減免等に関する取扱要領について（以下、「使用料減免要領」という。）
- ・普通財産（土地、建物）の貸付料算定基準について
- ・行政財産の用途廃止に係る普通財産の引継ぎについて

以下は、公有財産に関する各手続について要約する。

i. 取得手続

公有財産の取得に関する手続については富山県財産管理規則第8条～12条及び第14条に規定されており、当該規定に基づき支出負担行為決議書を作成し、適正な決裁のもと、取得手続が行われる。

なお、富山県財産管理規則第12条においては、土地又は建物及び総トン数20トン以上の船舶を取得した場合における登記の嘱託について規定しているが、県では一部の建物を除き新築建物についての登記を行っていない。

県管財課によると、地方公共団体が所有する建物については、公有財産台帳により公的な管理が行われているとともに、不動産登記法附則第9条及び不動産登記法の一部を改正する等の法律附則第5条第1項において登記の申請義務が課されておらず、また、新築建物については、外見上公共施設であることが明らかであり権利侵害の可能性が極めて低いことから、必要がある場合を除き登記を行っていないとのことである。

また、地方自治法第96条第1項第8号により、一定の種類及び金額の財産の取得又は処分については議会の議決を要することとされており、富山県では、「予定価格 7 千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については1件 2 万平方メートル以上のものにかかるものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いを行う場合」、議会の議決に付さなければならぬとしている（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条）。

ii. 管理

財産規則第13条には公有財産の管理保全に関して部局の長が注意すべき事項について規定しており、第1項において「財産台帳及び付属図面との照合確認」「土地の境界」等を挙げ、第2項において「部局の長は、その管理に属する土地の境界を明らかにするため、境界標を敷設しなければならない」と規定している。これは県有地の境界不明確から生じる紛争を未然に防ぐ趣旨であり、境界標の敷設方法等については昭和40年10月25日管財第108号総務部長通知「県有土地境界標敷設について」によることとされている。

また、「県有未利用地の活用及び整理の方針について」に基づき、利用の少ない状態となっている物件については全般的な活用又は整理を図るため、今後の利用見込み等により区分把握し処理方針を明確化することとしている。分類は、I分類とII分類に分け、I分類は「I 今後の利用見込みが確実又は極めて高い場合、もしくは関係機関等との信頼関係を維持するために特に必要な場合には保有する」、「II 規模や立地条件等から行政上の活用が期待できないため、早期に売却・処分する」するものとしている。なお、II分類については、さらに（ア）処分に際し、支障となる事由がある財産、（イ）経済情勢等諸般の状況を勘案して処分する財産、（ウ）本年の処分対象財産の3つに細分化している。この分類については、処理状況や実績を確認し、毎年分類の見直しを行うこととしている。

iii. 処分・用途変更

行政財産は、当初の行政目的が達成された場合、用途変更、用途廃止、所管換え等の手続により処分されることとなっており、当該手続については財産規則第14条～16条に規定されている。

第14条において、総括管理者は各部局の長に対し、会計年度前に公用廃止・または取得があらかじめ予想されるものについて、「行政財産処分計画書」または「行政財産取得計画書」の提出を求めることができることとしている。これは、管財課による総合調整により公有財産を効率的かつ横断的に運用する目的から規定されていると考えられる。

公有財産の用途変更、所管換え、移築、取り壊し等を行う場合には、財産規則第15条において規定されている書類を具備し、適正な決裁を要するとされている。なお、行政財産の処分については、規則第5条において、行政財産の用途を廃止し普通財産となった場合には部局の長は、直ちに普通財産引継書により経営管理部長に引き継がなければならない（ただし、知事が指定したもの等は除く。）とされており、上記引継ぎの後、経営管理部長により普通財産の処分の手続が行われることとなる。

なお、普通財産の処分については、規則第16条に規定されている書類を具備し、適正な決裁のもと実行されることとなる。

iv. 使用許可・貸し付け

行政財産は原則として、行政目的のために利用されるべきであり、貸し付け、交換、売払い、譲与等が認められていない（自治法第238条の4第1項）が、行政財産の効率的利用の見地から、その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することができる（同2項）とされている。行政財産の使用許可手続については財産規則第17条に規定されており、行政財産使用許可申請書に基づき知事の決裁を受ける必要があるとされている。なお、使用料については使用料条例に基づき徴収しなければならない。また、一定の場合には、使用料減免要領の規定により使用料が減免されることとなる。

普通財産については、行政財産のように行政執行上の用具として直接使用されるべきものではなく、その経済価値を保全発揮することにより間接的に普通地方公共団体の行政に貢献することを予定されており、一般私法の適用を受けて管理処分されるべき性質のものである。普通財産の貸し付けについては財産規則第18条～20条に規定されており、貸し付けについては適正な決裁を要し（財産規則第18条）、第19条の貸し付け期間の定めに基づき、昭和42年1月1日管財第120号総務部長通知「普通財産（土地、建物）貸付料算定基準について」にしたがい貸付料を徴収しなければならない（財産規則第20条）。また、職員に貸与する公舎等の貸付料については、富山県有公舎貸付料算定基準に規定されている。

なお、普通財産（土地、建物）の貸付料の減免は、「県有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第3条及び第4条において包括的に規定されており、具体的な取扱いについては別途昭和42年11月1日管財第121号総務部長通知「普通財産の譲与、無償貸付等に関する取扱要領について」に定められている。

v. 台帳管理

台帳管理については財産規則第24条～29条に規定されており、課室長等は公有財産等の区分及び種目にしたがい、公有財産等につき取得、所管換え、所属替え、処分、使用許可、貸し付け、借受けその他の理由により変動があった場合、台帳登録及び異動報告書による総括管理者への報告を行わなければならない。また、台帳及び整理簿を備えなければならないとされている。台帳に記載すべき価格は第28条に規定されており、第29条には適正な時価の把握の観点から5年ごとに価格改訂すべき旨が記載されている。当該価格改定については、「価格改定評価要領」に基づき実施する。

vi. 評価

取得処分等を適正な時価によって実行するために、財産規則第31条では「土地又は建物を取得し、若しくは処分、又は貸し付け、若しくは借り受けようとするときは、その価格の評定を行わなければならない。」と規定している。実際の評定については富山県公有財産評価要領に記載されており、県はこれに基づき公有財産の取得時、処分時等の決裁資料としている。

v. 借受け

借受財産は、公有財産には該当しないが、公有財産の運用と密接にかかわる。民間等から財産を借り受ける場合には、適正な決裁のもと借受契約を締結し、当該財産の借受について財産規則第28条及び第29条の規定に基づいた価格で借受財産台帳により管理されなければならない。

vii. その他

財産規則第22条には、標準契約書について規定されており、公有財産の取得、処分又は管理のために作成する契約書は契約事務の簡素化及び能率化のために標準契約書に準拠して作成することが求められる。

第23条には、公有財産の管理保全の観点から、公有財産が天災その他の事故により滅失及び損傷した場合、直ちに総括管理者への報告を義務付けている。

また、第25条は公有財産のうち建物、県有林及び船舶について、それぞれ毎年度火災保険に加入するか、又は全国的な公益法人に災害共済を委託することを義務付けており、建物については経営管理部長が一括して当該事務を行い、県有林及び船舶については所管部局において事務を行うものとされている

さらに、地方公営企業法の適用のある企業局等については、同法第7条、第9条第7号、第33条の規定により管理者が財産の取得、管理及び処分を行うこととなっており、財産規則から除外している。企業局については、富山県企業局会計規程・富山県企業局事務決裁規程に基づき当該主管課長等により財産の取得、管理及び処分が行われている。

なお、企業局の財産借受手続については、以下の【意見】が認識された。

【意見 1】

県では、富山県財産管理規則第24条において借受財産台帳への登録を要するものとされているが、借受時の登録手続について規定されていない。

借受財産については、企業局の事業固定資産には該当しないが、事業固定資産の運用と密接に関わるものであり、借受手続の明確性を確保するために早期に明文化することが望ましいと考える。

(3) 公有財産管理システムについて

公有財産管理システムは、公有財産の取得・管理・処分等の事務処理を各所管課にて行い、公有財産管理事務の正確化・迅速化・省力化を図ることを目的として、平成14年度に導入されたものである。

公有財産システムへの登録手続については、公有財産管理システム操作マニュアルに定められている。財産の異動処理（購入、新設、売却等）及び変動処理（所管換え、種別替え等）については、所管課にて仮登録を行い、異動報告書を出力して管財課に送付し、管財課で回議・承認の後、本登録される。これに対し、財産の使用許可、貸付・借受処理については、承認及び本登録も所管課のみで行っている。

また、年度末には管財課から各所管課に対し、登録漏れの確認及び異動の有無に関する調査の提出を求めている。調査は異動がない場合もその旨を回答することとしており、異動のほか、使用許可、貸付・借受に関しても報告対象としている。

(4) 県有資産の維持管理・修繕について

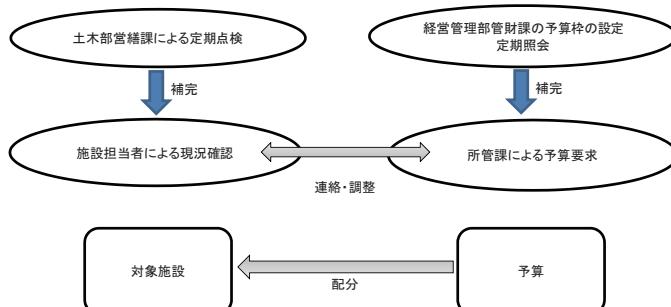
① 維持管理・修繕の概要

県有施設の維持管理・修繕は、「各施設担当者による現状確認」及び「所管課による予算要求」を基礎とし、施設単位で実施されている。

また、「各施設担当者による現状確認」を補完するために土木部営繕課による定期点検が行われており、「所管課による予算要求」を補完するために管財課による予算枠の設定及び定期照会が行われている。土木部営繕課による定期点検及び管財課による予算枠の設定及び定期照会については、下記②及び③を参照されたい。

県有施設について維持補修が必要となった場合は、まず、各施設担当者が施設の現状を所管課に報告する。所管課は予算要求を行うに当たり修繕を行うかを検討し、予算要求が受け入れられた場合は修繕が実施される。

<参考：施設ごとの維持管理・修繕のイメージ図>



② 土木部営繕課による定期点検について

各施設の現状把握は、主として施設ごとに実施されているが、一定の建物及び施設については、土木部営繕課により、建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく定期点検が実施されている。

(参考)

(建築基準法第 12 条第 2 項)

国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物（第六条第一項第一号に掲げる建築物その他前項の政令で定める建築物に限る。）の管理者である国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者（以下この章において「国の機関の長等」という。）は、当該建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は同項の資格を有する者に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。

(建築基準法第 12 条第 4 項)

国の機関の長等は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の昇降機及び国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物（第六条第一項第一号に掲げる建築物その他第一項の政令で定める建築物に限る。）の昇降機以外の建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は前項の資格を有する者に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。

土木部営繕課等による定期点検の概要

点検対象建築物	階数が 5 以上かつ延床面積が 1,000 m ² を超える事務所
	特殊建築物の用途に供する部分の床面積の合計が 100 m ² を超えるもの
	① 劇場、映画館、演芸場、公会堂、集会場
	② 病院、診療所、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等
	③ 学校、体育館、博物館、美術館、図書館、水泳場、スポーツ練習場
	④ 展示場、公衆浴場、飲食店、物品販売業を営む店舗
	⑤ 倉庫
	⑥ 自動車車庫
点検方法	点検作業平準化のため、対象施設を以下の 3 グループに区分し、建築物は毎年 1 グループ、建築設備は毎年全グループにつき点検する。 A グループ・・・主に旧富山市 B グループ・・・主に県西部 C グループ・・・主に県東部

(出典: 所管課資料「県有施設定期点検事業費」)

なお、点検結果は、「定期点検表」及び「定期点検結果概要書」に記録され各施設に報告される（出典：富山県有施設定期点検実施要領）。なお、県所管課によると、点検結果に対する各施設の対応状況については、次回点検時に確認することとなっており、対応結果の一元的把握及び記録は行われていないとのことであった。

平成 24 年度に実施された定期点検の概要

定期点検対象県有建築物数

	A グループ	B グループ	C グループ	合計
知事部局	57	50	41	148
教育委員会	24	27	29	80
警察本部	24	29	23	76
合計	105	106	93	304

平成24年度においてはAグループの建築点検と、全グループの設備点検が実施された。

（出典：所管課資料「県有施設定期点検事業費」）

平成24年度において実施された定期点検結果概要書から監査人が集計した結果、補修改善を要するとされた施設数（県警本部の施設を除く）は82施設であり、このうち57施設に対し前回指摘事項と同様の指摘がなされていた。この結果によると、今回の点検において補修改善を要するとされた施設のうち、およそ7割が前回の指摘事項に対応できていなかったと言える。

なお、指摘の内容の大半は、錆の発生や外壁の部分的劣化など小規模なものであった。

③ 県有施設修繕に係る予算枠の設定について

上述のとおり、県有施設の修繕は基本的に所管課による予算要求に基づき実施されているため、災害等により年度途中に突発的に生じた事項については別途対応が必要となる。そのため、経営管理部所管課において、災害や事故等に対応するための修繕予算枠を毎年度確保している。

県有施設の修繕に係る予算は、修繕の必要が生じた施設から要求があった場合に、見積額に応じて経営管理部所管課による査定を経て、各施設に配分される。

このほか、経年劣化が原因で緊急に対応が必要な修繕物件の有無につき、毎年度、全序的な照会（以下、定期照会という。）を行っている。当該照会の結果、各施設から修繕要求のあった場合も、経営管理部所管課が査定を行ったうえで、各施設に配分される。

上記の配分は見積金額を基礎に行われるため、入札後の執行金額との間に差額が生じ、余剰分は各施設から返戻される。

なお、平成24年度における修繕予算枠の概要は以下の通りである。

区分	予算枠	執行額
緊急修繕（注 1）	112 百万円	43 百万円（内、定期照会分 16 百万円）
指定修繕（注 2）	55 百万円	39 百万円（内、定期照会分 19 百万円）

(出典：所管課作成資料)

(注 1) 見積額 100 万円以上の修繕であり、財政課が査定。

(注 2) 10 万円以上 100 万円未満の修繕であり、管財課が査定。

(注 3) 10 万円未満の修繕については、各施設の予算内で対応。

④ 維持補修費の推移

富山県全体の維持補修費は、各施設で執行された金額の合計金額となる。

公表されている富山県の財務諸表によると、平成20年度から平成23年度における富山県の維持補修費（公営企業会計、特別会計及び富山県が出資する一定の法人を含む連結ベース）は以下の通りである。

(単位：千円)

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
維持補修費（千円）	8,206,916	8,189,031	8,883,801	8,315,174

(出典：富山県の財務諸表 連結行政コスト計算書)

上表によれば、維持補修費は82億円から88億円で大きな変動なく推移している。

維持補修費の発生を計画的に管理するためには、どの施設につき、いつ頃、どの程度の修繕が必要となるかを定期的に把握することが有効であると考える。

管財課によると、県有施設の修繕の履歴及び計画を全局的に把握する体制は整備されていないとのことであった。

⑤ 公共資産整備形成収支額の推移

公表されている富山県の財務諸表における資金収支計算書によれば、平成20年度から平成23年度の公共資産整備形成収支額は以下の通りである。

なお、公共資産整備形成収支額は、土地、建物等の有形固定資産の取得や売却及びその財源としての国庫支出金、地方債、基金取崩しなどの資金収支額であり、収支がマイナスの場合の不足分が地方税等の一般財源で賄われたことになる。

(単位：千円)

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
公共資産整備形成 収支額（千円）	▲18,308,491	▲23,877,813	▲23,499,143	▲17,959,107

(注) ▲はマイナスを表す

(出典：富山県の財務諸表 資金収支計算書)

上記表によれば、公共資産整備形成収支額は▲179億円から▲238億円で推移している。収支額が大幅にマイナスになることを回避するためには、経常的な修繕により大規模な投資による負担を抑制することや、投資のための財源を補填することなどが必要となる。また、建替や大修繕については、施設の老朽化度合いや利用度に応じ、廃止または解体の検討を行うことにより、過大な投資を回避することも可能であると考えられる。

3. 本県計画における公有財産

(1) 「公債費負担適正化計画」（平成 23 年 9 月策定、計画期間：平成 23～27 年度）について

① 計画策定の趣旨

「公債費負担適正化計画」の策定の趣旨については、同計画に以下のとおり記載されている。この中では、実質公債費比率が高水準となった経緯や今後の方針が述べられている。

平成18年度から始まった地方債協議制度では、実質公債費比率（3ヵ年平均）が18%以上となった地方公共団体（起債許可団体）については、県債の発行に際し公債費負担適正化計画を自主的に作成することとなっている。これは、実質公債費負担の適正な管理を行うため策定するものである。

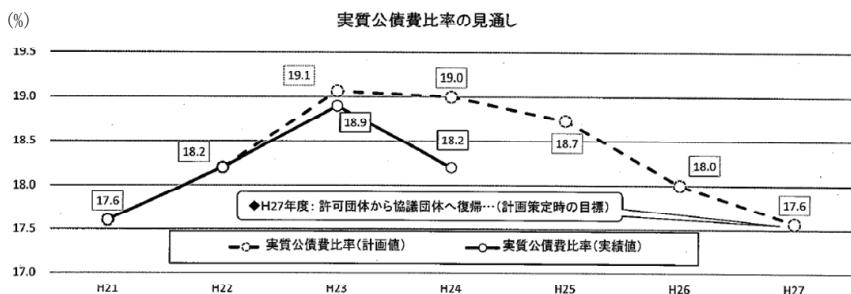
富山県では、地勢的特性から国直轄事業、公共事業も含めた防災事業の規模が大きく、歳出規模に占める建設事業の割合は、従前より高い水準であった。また、いわゆるバブル経済崩壊後の平成4年以降は、能越自動車道などの道路事業や宇奈月ダムなど治水事業、県立中央病院などの社会资本整備を積極的に進めたほか、平成12年の国民体育大会及び全国身体障害者スポーツ大会の開催に向けて、県総合運動公園陸上競技場や県西部体育センターなど、公共施設等の整備にも積極的に取り組んできた。またここ最近では北陸新幹線の工事に伴う県債の発行がピークを迎えるなど、歳出は大きく嵩んできた背景がある。

その一方で、平成16年度から実施された国の「三位一体改革」では、税源移譲が不十分な一方で大幅に地方交付税が削減され、多額の財源不足が発生する非常に危機的な財政状況となつた。また、平成20年の世界的な金融危機に端を発した景気の低迷により県税制収入は大幅に減少した。

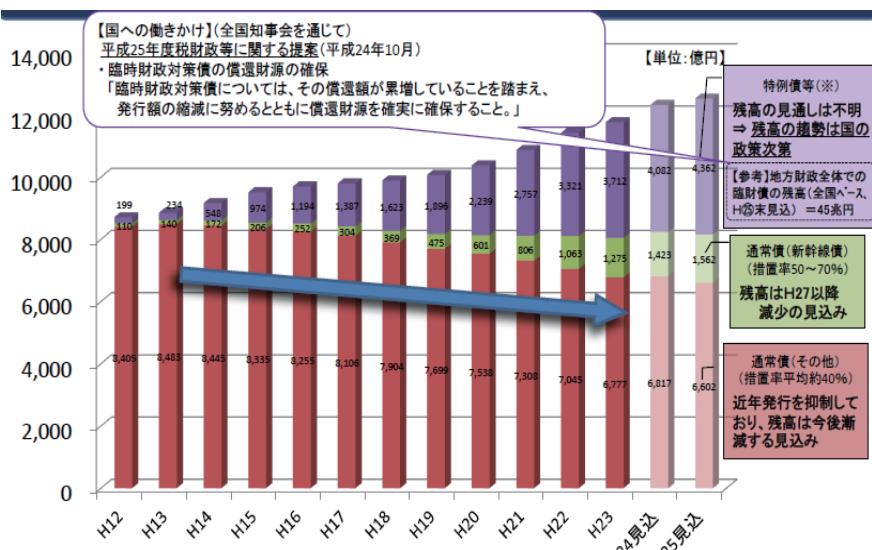
このように、歳出面で公債費が高水準で推移する一方、歳入面では標準財政規模が縮小し、結果として実質公債費比率が上昇した結果、その比率が平成22年度決算で18.2%となつた。

また、今後の財政運営方針及び具体的な取り組みは、引き続き県債の発行の抑制を図り、資金調達方法の多様化を模索する等の適正管理を実施していくとともに、歳出の削減及び歳入の確保については、基本的には行政改革で目指す方針及び取り組みに準拠した施策を実施していく。

実質公債費比率の実績及び見通し及び県債残高の推移は以下のグラフのとおりである。平成23年度以降の同比率は計画を下回る水準で推移しており、平成24年度では18.2%と平成23年度から大幅に改善されている。これは、近年の通常債の抑制が主因と考えられる。



(出典：平成 25 年度第 3 回富山県行政改革会議資料)



(出典：富山県の財政状況、平成 23 年 5 月)

(2) 平成 25 年度に取り組む行政改革の基本的な考え方

本県は、平成 25 年度に取り組む行政改革の基本的な考え方を公表している。その内容は、以下のとおりである。この中では、継続的な行政改革が「新・とやま元気創造計画」の実現を支えるとの認識が示されている。

富山県財政については、平成 17 年度予算編成前の段階で約 400 億円の財源不足が見込まれるなど非常に危機的な状況にあったことから、平成 17 年度を「財政再建元年」と位置づけ、職員給与の臨時的減額、職員数の削減等を行うこととした。また、行政改革推進会議（平成 17 年度～19 年度）及び行政改革委員会（平成 20 年度～23 年度）の提言や報告を踏まえつつ、スリムで効率的な県政の実現を目指し、公の施設や外郭団体の改革・廃止、事業や補助金等の見直し・縮減、公債費の平準化などの行財政改革にスピード感をもって積極的に取り組んできたことにより、平成 24 年度予算編成後の段階では財源不足を約 65 億円まで縮減したところである。

平成 24 年度においては、行政改革会議（会長：町野利道 県経営者協会副会長）を設置し、県の行政改革の取組状況を県民の目線から点検するとともに、社会情勢の変化による新たな課題について助言提案いただくこととした。

しかしながら、歳入面では県税収入が引き続き厳しい状況にあり、歳出面では公債費や福祉・医療などの義務的経費が高い水準で推移していることから、平成 24 年 11 月時点で約 103 億円の財源不足額が見込まれている。さらに、平成 25 年度地方財政対策において、地方公務員給与の削減を実質的に強制するかのように地方交付税が削減された。

こうしたなか、平成 24 年 4 月に策定した「新・元気とやま創造計画」の政策目標を着実に推進し、北陸新幹線をはじめ富山県の発展基盤となる社会資本整備や県民福祉の向上につながる施策を戦略的に展開するためには、引き続き行財政改革に真摯に取り組んでいく所存である。

●平成 25 年度に実施する主な行政改革

- I 定員の適正化等
- II 新たな政策課題に対応するための組織の整備と簡素効率化の推進
- III 県有資産の有効活用と適正な管理
- IV 公の施設等の管理運営の見直し
- V 外郭団体の管理運営の見直し
- VI 事業の点検・見直し
- VII 民間委託等の推進
- VIII 職員の能力・資質向上と意識改革
- IX 県民参加と地方分権改革の推進

「1 平成 25 年度に取り組む行政改革の基本的な考え方」のうち、県有施設に係

る対策については「Ⅲ 県有資産の有効活用と適正な管理」が該当する。このうち、平成 25 年度に実施する主な行政改革項目は次のとおりである。(「平成 25 年度 行政改革の推進について」(平成 25 年 2 月富山県行財政改革推進本部作成)より抜粋)。いずれも、必要不可欠なメニューであり、本格的な取り組みを期待したい。

平成 25 年度の基本的な考え方

基本的な考え方	基本方針
保有総量のコンパクト化	低利用施設の集約化など効率的な利用を促進するとともに、それに伴い未利用となった財産については積極的に売却を行う。
県有資産の有効活用	民間事業者への土地の貸付け等、売却以外の手法を取り入れ、有効活用に取り組む。
公共土木施設等の長寿命化の推進	対症療法的な措置から予防保全的な措置により、施設の長寿命化を図るとともに、年度毎の修繕費用の平準化等に取り組む。
財政健全化への寄与	公正かつ透明な手続による未利用財産の売却を促進するとともに、県全体で管理経費の削減と更新費用の平準化に努め、県債発行の抑制など財政健全化に寄与する。

平成 25 年度の主な実施内容

実施内容	主な施策
県有未利用地の売却促進	これまで、将来的に有効活用を図る見込みがないと判断した土地について、一般競争入札などによる売却を実施している (平成 11 年度から平成 24 年度までの売却実績: 74 件、約 54 億円の売却収入)。 簡素で効率的な行政をめざすとともに、自主財源確保の視点から、経済情勢や地価動向も踏まえ、今後とも県有未利用地の売却促進に努めていく。
県有地の貸付け	県有未利用地については、一般競争入札による売却処分を基本としつつ、事業用定期借地権設定等の手法を利用して土地を貸し付けることにより、県有財産の有効活用を図る。 (1) 事業用定期借地権の設定による貸付け 県有未利用地で事業用定期借地権設定による貸付けの要望があるなどの活用の見込みがあるものについて、土地を貸し付ける。 (2) メガソーラー事業 メガソーラー事業実施のための土地の貸付けを行う。

実施内容	主な施策				
【参考 平成 24 年度実績】					
所在地	面積(m ²)	発電出力規模	貸付希望額	運転開始予定	
富山市舟倉地区	約 204,000	6,000KW	年額 50 円/m ²	平成 26 年 2 月	
富山市高倉地区	約 33,850	1,600KW	年額 154.9 円 /m ²	平成 25 年 12 月	
射水市海竜地区	約 52,000	2,999KW	年額 420 円/m ²	平成 26 年 4 月	
計 3 件	約 289,850				
(3) 自動販売機設置事業者の公募					
平成 23 年度に本庁の一部の自動販売機を対象に設置事業者の公募による貸付けをモデル実施したところ、貸付料は 4 台で年間約 6,667 千円となった。この結果を踏まえ、平成 24 年度においては、公募対象を本庁(2 台)、出先機関(計 9 台)、県立学校(計 42 台)及び警察本部(3 台)の自動販売機に拡大して実施したところ、貸付料は年間約 24,944 千円となった。					
平成 25 年度には、本庁(2 台)、出先機関(計 17 台)、県立学校(計 14 台)、警察本部出先機関及び警察署(計 28 台)において公募を実施し、さらなる収入の増加を図る。					
(4) その他の貸付け					
土地の貸付要望があるものや庁舎の空きスペースについて、公募等により希望者に貸し付ける。					
県職員住宅の見直し	県職員住宅については、これまで行財政改革の観点から縮減する方向で対処してきたところであるが、老朽化が進み、耐用年数の経過が間近に迫っている堀川小泉県職員住宅について、平成 27 年 3 月末をもって廃止する。				
公共土木施設の長寿命化の推進	橋梁など、公共土木施設は、高度経済成長期以降に整備が進み、今後、老朽化の進展による更新時期を迎へ、一度に大きな財政負担が生じることが懸念される。このため、「対症療法的な措置」から「予防保全的な措置」に転換することにより、施設に長寿命化、修繕費用の平準化等を図ることが必要であり、橋梁については、平成 23 年 2 月に「長寿命化修繕計画」を策定した。また、都市公園については、平成 24 年度末までに計画を策定する予定であり、今後は、港湾施設や下水道について、「長寿命化修繕計画」の策定を取り組む。				

4. 企業公告等の取組状況

本県においては、富山県企業広告等活用研究会での検討を受け、平成 19 年 2 月 22 日施行の富山県企業公告等掲載業務実施要綱を定めた。この中では、各種広告媒体ごとに広告方法を定めており、施設及び施設内の工作物については、同要綱別表 1 及び別表 2 により広告掲載の方法などが具体的に決められている。

施設分類	選定基準 (利用者数)	既存の施設看板へ掲出		単独で掲出	
		誘導看板	案内看板、展示物説明板	観客席の壁面等	壁面(エントランスホール、待合室等)
会館・ホール	10 万人以上	—	○	×	○
健康、医療・福祉施設	10 万人以上	一部	一部	—	○
情報提供施設	10 万人以上	—	○	—	○
体育施設	10 万人以上	○	○	○	○
公園	10 万人以上	○	○	○	○
宿泊休養施設	10 万人以上	○	○	—	○
開放型研究施設	10 万人以上	○	○	—	○
美術館・博物館	10 万人以上	○	○	—	○
学校・研修施設	—	×	×	—	×
社会基盤施設	10 万人以上	○	○	—	○
その他	10 万人以上	×	○	—	○

凡例：○導入する、×導入しない

富山県広告活用審査会において、平成 19 年度に上記選定基準を充足する施設への企業広告の導入が検討され、下表の□囲みの施設に企業広告が導入された。なお、企業広告を導入していない施設のうち、例えば、近代美術館では「展示作品だけでなく施設内・設備を含め、美術館全体で芸術鑑賞にふさわしい環境を保つ必要があること」など施設が持つ特殊性を理由に企業広告の導入が見送られている。

施設分類	選定基準 (利用者数)	H14～16の利用者数の平均が10万人を上回る施設
会館・ホール	10万人以上	県民会館、高岡文化ホール、新川文化ホール
健康・医療・福祉施設	10万人以上	国際健康プラザ、こどもみらい館
情報提供施設	10万人以上	県立図書館、立山センター
体育施設	10万人以上	総合体育センター、総合運動公園、常願寺川公園 (再)、西部体育センター、岩瀬スポーツ公園(再)、 五福公園、新港の森
公園	10万人以上	太閤山ランド、伏木富山港(海王丸パーク)、五箇 山県立自然公園、朝日県立自然公園、総合運動公園 (再)、常願寺川公園、岩瀬スポーツ公園、五福公 園、頼成の森、新港の森、有峰県立自然公園
宿泊休養施設	10万人以上	該当なし
開放型研究施設	10万人以上	花総合センター
美術館・博物館	10万人以上	近代美術館
学校・研修施設	一	該当なし
社会基盤施設	10万人以上	富山空港
その他	10万人以上	富山中央駐車場

凡例：□導入済

(出典: 所管課作成資料)

また、平成 25 年度においては、県民会館（1 階 4 枠）、こどもみらい館（掲示板 6 枠）及び総合運動公園（陸上競技場壁面 6 枠）の利用があり、合計 683 千円の収入が得られたが、県総合体育センター（壁面 4 枠）及び西部体育センター（壁面 2 枠）についても応募がなかった。

なお、県有資産等への企業広告の活用状況（平成25年10月全国調査結果一覧）により集計された取り組み状況の他県比較結果は、下表のとおりである。

県有資産等への企業広告の活用状況（平成25年10月全国調査結果一覧）

区分	広告媒体／公共施設等							
	庁舎	体育施設	文化施設	運転免許センター	バースポーツセンター	公用車	街路灯	広告付案内板
全国	28 団体	13 団体	11 団体	9 団体	6 团体	9 团体	4 团体	6 团体
比率	60%	28%	23%	19%	13%	19%	9%	13%

凡例：○導入済

これによると、本県では庁舎における導入実績がない。これは、歴史的な建物である本庁舎の美観を損ねる上、他県で利用されているエントランスにはスペースがないことなどを主な理由としている。

また、富山県広告活用審査会において適当とされたものとして、ネーミングライツがある。

ネーミングライツは、公共施設等に対し「新たな愛称を付ける権利」（施設の正式名称の変更ではない。）であり、導入することにより、行政運営のための財源確保を図るとともに、県と企業との協働を推進し、県の施策等の推進に資することを目的とする。

ネーミングライツは、平成 23 年 3 月時点で、全国的に既に 19 府県において何らかの施設で導入されるなど、広がりを見せつつあり、本県においても、公共施設におけるネーミングライツ導入の手引き（ネーミングライツ研究会）が策定され、この中でネーミングライツを導入する場合の考え方、導入スケジュール、標準的な手順及び Q&A が整理されるに至った。

当面の導入対象施設としては、マスコミへの露出度が高く、一定の来場者数、利用者数が見込まれるなど、広告主にとって PR 効果の高い施設として、スポーツ・文化施設等の施設を優先しているが、リーマンショックによる不況の影響などから、未だ具体的な導入には至っていないのが現状である。

第五. 各論

1. 総括的検討

(1) 部局別公有財産の概要

部局	主な取扱事項	主な施設
知事政策局	重要政策の企画及び総合調整に関する事項、秘書及び広報に関する事項、交通に関する事項	防災航空センター、広域消防防災センター、空港敷地、富山空港管理事務所
観光・地域振興局	地域振興に関する事項、観光に関する事項、国際交流に関する事項	富山国際会議場
経営管理部	職員の進退及び身分に関する事項、議会及び県の行政一般に関する事項、県の歳入歳出予算、税その他の財務に関する事項、市町村その他公共団体の行政一般に関する事項、統計、条例の立案その他他局及び他部の主管に属しない事項	県庁舎、県税事務所、公文書館、富山県立大学
生活環境文化部	県民生活の安定及び向上に関する事項、環境の保全に関する事項、自然保護に関する事項、文化の振興に関する事項	富山県環境科学センター、立山博物館、県民公園頬成の森、県民会館、教育文化会館、富山県立近代美術館
厚生部	社会福祉に関する事項、社会保障に関する事項、保健衛生に関する事項、保健所に関する事項	厚生センター、児童相談所、障害者福祉施設、国際健康プラザ、総合衛生学院、流杉老人ホーム
商工労働部	商業に関する事項、工業に関する事項、労働に関する事項	東京富山会館、工業技術センター、技術専門学院、とやま自遊館
農林水産部	農業に関する事項、土地改良及び農地関係の調整に関する事項、林業に関する事項、水産業に関する事項、農林水産物の流通に関する事項	農業研究所、畜産研究所、森林研究所、水産研究所、園芸研究所、食品研究所、木材研究所、富山県花総合センター、富山県中央植物園、有峰県立自然公園
土木部	道路及び河川に関する事項、都市計画に関する事項	ダム管理事務所、下水道

部局	主な取扱事項	主な施設
	る事項、住宅及び建築に関する事項、港湾その他土木に関する事項	事業用地、土木センター、県営住宅
教育委員会	民意を公正に反映した教育の中立性の確保及び地方の実績に即した教育行政の実施	県立図書館、県立高等学校、各種支援学校、生涯学習カラッジ、武道館、体育センター
公安委員会	民意を反映した警察の中立性の確保及び公正な管理	警察本部庁舎、警察署、交番、駐在所、警察職員宿舎、警察学校、運転教育センター
富山県立中央病院	病院事業の運営	中央病院病棟、病院職員宿舎
企業局	電気事業、水道事業、工業用水道事業、地域開発事業の運営	発電制御所、発電管理所、水道管理所、ゴルフ練習場、駐車場

(主な出典：富山県部局設置条例、公有財産台帳)

(2) 公有財産に関する主な論点

公有財産に関する主な論点、想定される問題及び論点に関する検討のために実施した手続は以下の通りである。

論点	想定される問題	主な実施手続
老朽化	老朽化により施設を本来の用途に供することができなくなっている場合において、今後の利活用及び存廃に関する検討がなされていない場合は、資産の有効な利用がなされていないと言える。	<ul style="list-style-type: none"> ・経過年数の把握及び耐用年数と経過年数の比較 ・経過年数が耐用年数前後である物件についての耐震対応及び修繕対応等の状況に関するヒアリング及び資料閲覧 ・現場視察による現況確認（視察対象のみ）
稼働状況	利用度の低い施設等について、稼働率を高める施策及び存廃に関する検討がなされていない場合は、維持管理コストに関する負担が将来にわた	<ul style="list-style-type: none"> ・利用人数ほか施設の稼働率に関するヒアリング及び資料閲覧 ・維持管理コストの発生状況に関するヒアリング及び資料閲覧

論点	想定される問題	主な実施手続
	り発生し続けることになる。	・現場視察による現況確認（視察対象のみ）
未利用	転用、処分及び利活用の方針が検討されていない物件については、低稼働物件と同様維持管理コストに関する負担が将来にわたり発生し続けることになる。	・現在の取組方針及び進捗状況についてのヒアリング及び資料閲覧 ・今後の対応策についてのヒアリング及び資料閲覧 ・現場視察による現況確認（視察対象のみ）
管理不十分	現況確認及び必要な修繕がなされていない場合、倒壊等の危険があるほか、修繕の遅れにより大規模な工事が必要になり、多額の負担が生じる可能性がある。	・現況確認及び修繕の状況等に関するヒアリング及び資料閲覧 ・現場視察による現況確認（視察対象のみ）
増減時の手続の妥当性	公有財産の取得又は売却等における手続が関連規程に基づいて実施されない場合、資産の増減に関する情報が適切に把握されず、事後の管理が十分かつ網羅的に実施されない可能性がある。	・関連資料の閲覧による財産管理規則及び会計規則等関連規則への準拠性の検討 ・現場視察による現況確認（視察対象のみ）

なお、個別検討対象に関し認識した主な論点は以下の通りである。また、「その他」については、各個別検討対象における「論点」を参照されたい。

部局	個別検討対象	目次	老朽化	稼働状況	未利用	管理不十分	増減手続	その他の
知事政策局	広域消防防災センター	第五 2(1)		●				●
観光・地域振興局	富山国際会議場	第五 3(1)		●				●
経営管理部	富山県立大学	第五 4(1)	●					●
	旧身体障害者更生相談所	第五 4(2)					●	
	西田地方職員住宅等跡地	第五 4(3)			●		●	
生活環境文化部	富山県立近代美術館	第五 5(1)	●	●				
	富山県水墨美術館	第五 5(1)						●
	富山県教育文化会館	第五 5(2)	●	●				

部局	個別検討対象	目次	老 朽 化	稼 働 状 況	未 利 用	管 理 不 十 分	増 減 手 續	そ の 他
	高志の国文学館	第五 5(3)		●				
厚生部	富山県立総合衛生学院	第五 6(1)	●					
	国際健康プラザ本館・ イタイイタイ病資料館	第五 6(2)		●				
	中央病院改修工事	第五 6(3)				●		
	旧流杉老人ホーム跡地	第五 6(4)		●				
	社会福祉施設建設予定地	第五 6(5)		●			●	
商工労働部	富山県赤坂会館	第五 7(1)		●				
	生活工学研究所	第五 7(2)		●				
	とやま自遊館	第五 7(3)		●				
農林水産部	富山県中央植物園	第五 8(1)	●			●	●	
	旧山村特産指導所	第五 8(2)			●			
	大家畜供給センター	第五 8(3)				●		
土木部	旧公社有地(富山操車場跡地)	第五 9(1)			●			
	旧興人公社有地	第五 9(2)			●			
企業局	神通川浄水場	第五 10(1)		●				●
	シティゴルフトやま	第五 10(2)						●
	富山中央駐車場	第五 10(3)						●
	富山駐車場	第五 10(4)						●
	その他の固定資産	第五 10(5)						●
教育委員会	富山県立石動高等学校	第五 11(2)	●					
	富山県立富山高等学校	第五 11(3)	●					
	富山県立新川みどり野高等学校	第五 11(4)	●	●				
公安委員会	射水警察署	第五 12(1)					●	
	富山西警察署	第五 12(2)						●
	富山北警察署	第五 12(3)	●					
横断的検討	職員住宅(注 1)	第五 13(1)						●
	県営住宅	第五 14(1)	●	●				
	土地開発基金	第五 15(1)						●
	未利用地	第五 16(1)			●			
	貸付財産	第五 17(1)						●

凡例：●該当

(注 1) 職員住宅については、所管部署が異なるものの、発生する論点が共通するため、部局横断的に検討した。

(3) 共通手続

各個別検討対象につき、公有財産の管理が関連規則等にしたがい適切に行われているかを確認するため、以下の手続を実施した。

- ・土地境界標敷設状況の確認（視察対象のみ）
- ・各個別検討対象の台帳登録状況の確認（各個別検討対象を所管する部局の台帳全体の閲覧を含む）

なお、上記手続の結果、以下の指摘及び意見が発見された。

【指摘 1】

公有財産台帳を閲覧したところ、経営管理部及び土木部が所管する財産のうち、取得時における台帳登録が遅延したものが発見された。なお、各部における状況は以下の通りである。

経営管理部

平成23年度中に行われた県庁舎本館電話交換設備設置工事53,553千円の登録が、平成24年度中に行われていることが判明した。

土木部

港湾課において、平成5年度中に行われた埋立により取得した土地の一部149,078千円の登録漏れが平成24年度中に発見され、登録作業が平成25年度に行われていることが判明した。

各所管課の説明によれば、いずれの場合も、財産の取得時期における業務が繁忙であったことに起因し、所管課として登録業務を失念したことにより台帳登録が遅れたと考えられるとのことであった。

富山県財産管理規則第24条第4項においては、課室長等は、その所掌に属する公有財産の取得等による異動があった場合には、直ちにこれを台帳に登録しなければならないと規定されている。したがって、今後、公有財産の異動があった場合には、直ちに台帳登録を行う必要がある。

土木部

また、下富居県営住宅の現場視察において、公有財産台帳に登録されていない建物が発見された。これは、富山県住宅供給公社が住民の求めに応じ建設した共同物置であり、同公社の解散時に受入処理が適切になされなかつたことによると考えられる。

富山県財産管理規則第24条第4項に従い、速やかな台帳登録が必要である。なお、上記指摘を受け、所管課は既に台帳登録を行っている。

【意見2】

上記にて指摘した台帳登録の遅延等を防止するために、システム入力が適時に行われるための手続を検討する必要がある。

具体的には、管財課から更なる注意喚起を行うとともに、各所管課においても、システム入力依頼の完了につき上席者が二重チェックを実施する等、システムへの入力漏れを防止する対応がなされることが望まれる。

(4) 全序的な維持管理・修繕対応について

下記のとおり、現状では県有施設の修繕の履歴及び計画を全序的に把握する体制が整備されていない。

すなわち、予算策定期段階において、各施設担当者が施設に係る修繕の要否の判断を行った上で、所管課が予算要求を行っている。また、年度途中において発生した突発的な修繕についても、各施設担当者が把握した上で、管財課に対し、その都度、修繕予算の配当要求がなされる。

管財課による定期照会についても、修繕要求を行うか否かは、施設または施設の所管課の判断にゆだねられている。

さらに、土木部営繕課等による定期検査についても、検査結果に基づく修繕を行うか否かは施設または所管課の判断にゆだねられており、現状では、補修改善を要するとされた事項についての網羅的な対応の確認はなされていない。

したがって、現状では各施設又は所管課による、事後的かつ個別的な修繕がなされており、全序的視点による計画的修繕を指示する体制は整備されていないと言える。

また、各施設における現状把握は主に事務職員により実施されており、必ずしも施設管理についての専門的知識や経験を有していないこと及び異動による交代が生じることから、県立学校等を除き、各施設における修繕履歴及び計画に関する情報が整理されていない可能性がある。

【意見3】

上記の現状を踏まえると、施設の修繕の漏れや遅れが生じ、結果として大規模かつ長期間の工事が必要となる虞がある。大規模かつ長期間の工事の発生は、予防的に実施される

小規模な工事よりも多額の支出を要することが見込まれる。また、工事により施設機能の一部を休止する必要がある場合には、代替施設の確保や県民へのサービス提供に支障を来たさない為の対応も必要となり、予想外の事務負担が生じることも予想される。

事後のかつ個別的な修繕対応による上記の弊害を回避するためには、予防的修繕による施設の長寿命化への取り組みを行い、大規模な修繕により発生する多額の負担を平準化するための施策が必要である。

そのためには、まず、各施設担当者及び所管課において、各施設の経過年数や修繕履歴に基づく詳細な点検を行い、修繕の必要性や緊急度を把握する必要があるが、現状では、県立学校等の一部の施設を除き、施設の現状把握及び記録が行われていない。

したがって、以下の点を中心に、県有施設の修繕の要否を網羅的に把握するための対応を検討することが望まれる。

- ・各施設における修繕履歴等の情報整理

建築年、修繕履歴及び要修繕箇所等を示した資料を作成し、担当者が交代した場合においても施設の状況が引き継がれる体制を整える。なお、要修繕箇所については、建築基準法に定める基準下回る規模の建物及び施設についても、営繕課等によるポイントや視点を絞った点検を数年に一度実施するなど、網羅的かつ早期の対応が望まれる。

- ・修繕履歴等の情報の共通化

各施設が上述した修繕履歴や要修繕箇所を示した資料を作成するにあたり、営繕課の定期検査や法定点検等の結果も利用し、各施設の現状を容易に比較でき、詳細な点検や修繕の実施優先度を判定できるよう、テンプレート化による情報の共通化を図る。

また、上記の情報の収集・共通化を進めることにより、関係部局において、それらを参考情報として以下のような対応が可能となる。

- ・各施設担当者及び所管課

予算要求時において、必要性、緊急性、重要度の高い建物を特定し、詳細な点検や修繕実施の優先順位を決定し、ランク付けを行うことができる。

- ・営繕課

必要性や緊急性の高い建物については、優先的な予算化により、長寿命化に向けた予防的対応が可能になる。

- ・その他

予算要求の際に、共通化され、比較可能な修繕履歴等の情報を示すことにより、優先順位に基づき容易かつ適切な予算査定が可能となる。

以上より、まず、各施設の現状の把握及び記録を行うための書式の整備、各施設担当者

及び所管課における実施時期や実施方法に係る計画の策定等を行うプロジェクト担当部局を決定し、当該部局を中心として、各施設の情報収集を行う準備を進めることを期待したい。

（5）全序的な推進体制の構築に係る提言

【意見 4】

「県有財産の保有総量のコンパクト化」、「維持管理体制の強化」及び「県有施設の有効活用」における課題に県が本格的に対応するためには、それらを支えるものとして全序的な推進体制の構築が不可欠であり、特に県有財産についての部局または所管課単位の管理から、全序的な管理への移行がポイントである。具体的には、次の i から iiiまでの対応を検討されたい。

i . 情報の一元管理

今回の監査の結果からは、課題のある物件を全序網羅的に把握し、全体をマネジメントする体制や仕組みが十分とは言えない。今後、待ったなしの行政改革を更に前進させるためには、未利用地だけではなく課題のある物件全般について広くそのあり方を議論し、それらに優先順位を付けて整理することが望まれる。それを支えるものとして、各所管課内で課題を認識している物件を全序的に一元把握することが求められるが、そのためには、施設毎の収入、維持管理コスト、利用度（稼働率）、機能等に関する情報の収集とデータベース化が必要である。

また、施設の長寿命化、ライフサイクルコストの最小化及び投資効率の最大化のため、予防的かつ計画的な修繕も必要である。修繕予算には限りがあるため、それを効果的・効率的に配分する必要があるが、このためには、営繕課等による点検対象を拡大する必要性を検討した上で、施設毎の修繕履歴、要修繕箇所、劣化度を全序で一元的に管理することが必要である。

その他、公会計において求められる固定資産台帳の観点からは、土地の公正価値情報、償却資産の減価償却情報等が必要でもあり、今後は県有資産についての多面的な情報の蓄積が必要となることに留意すべきである。

ii . 部局横断的な管理体制の構築

i で認識した課題のある物件についてコンパクト化を進め、更に機能が重複し非効率な施設同士を統廃合してシナジー効果を引き出すためには、部局の利害を超えたプロジェクトチームでの横断的な検討が望まれる。

なお、蓮町職員住宅の今後のあり方についてはワーキンググループにより検討されたが、部局横断的な取り組みの先行事例と認められ、今後他の物件にも取り組みを展開する上で参考になると考える。

iii. 本県財産管理の将来像（ファシリティ・マネジメントの導入）

上記のとおり、本県では、行政改革の観点からファシリティ・マネジメントの手法・メニューを各部局各自で導入している状況にある。しかし、将来においては、上記 i で記載した対応で得られる全庁一元的な情報を基に、是非とも本格的なファシリティ・マネジメントの導入を検討されたい。

すなわち、県有資産全体の戦略的最適配置のため、質と量の面で明確かつ具体的なビジョンを描き、各施設についての多面的かつ多角的な情報を収集・整理・分析し、ビジョンの達成のための具体的なアクションプランを計画・実行・モニタリングすることが望まれる。

2. 知事政策局

(1) 広域消防防災センター

① 概要

県は、旧消防学校の老朽化と高度で専門的な教育訓練の必要性及び防災拠点施設整備の必要性から、平成17年10月に「富山県防災拠点施設・消防学校整備のあり方検討会」を設置した。当検討会により、防災拠点施設及び消防学校の整備を急ぐこと、消防学校と防災拠点施設とを一体的に整備すること等の基本的な方針が示された。

これを受け、県は平成20年9月に富山県消防学校・防災拠点施設整備基本計画を策定し、平成21年度から平成23年度にかけて整備を行い、平成24年4月に富山県広域消防防災センターを開設した。

主な施設としては、管理・消防学校教育施設、宿泊棟（定員60名）、訓練施設（屋内訓練棟、主訓練棟、補助訓練棟、水難救助施設、実火災訓練棟など）、及び防災拠点施設（体験型学習施設、備蓄倉庫など）がある。建物については大地震にも十分耐えられる耐震性を有し（重要度係数I=1.5）、この他、自家発電装置（3日分）、備蓄倉庫、耐震性貯水槽（100m³）、井戸を有する。また、主訓練棟は全国トップの高さを有する上、水難救助施設は全国トップの深さを有するなど、全国有数の訓練施設である。

② 台帳登録状況（平成 24 年度末日現在）

(土地)

(単位：面積—m²、金額—千円)

No.	種類	財産名	取得年	面積	金額
土 1	行政財産	学校敷地（惣在寺地内）	H22	42,095	384,877
土 2	普通財産	学校敷地（友杉地内）	S44	16,318	155,823

(出典：公有財産台帳)

(建物)

(単位：面積—m²、金額—千円)

No.	種類	財産名	構造	取得年	面積	金額
建 1	行政財産	管理・宿泊棟	鉄骨・鉄筋コンクリート	H23	3,980	1,057,434
建 2	行政財産	屋内訓練棟・備蓄倉庫	鉄骨造	H23	3,703	771,750
建 3	行政財産	広域訓練拠点施設棟	鉄骨・鉄筋コンクリート	H23	2,824	731,067
建 4	行政財産	四季防災館	鉄骨・鉄筋コンクリート	H23	1,001	354,480
建 5	行政財産	補助訓練棟	鉄骨造	H23	1,177	197,888
建 6	行政財産	公用車車庫	鉄骨造	H23	42	6,598

No.	種類	財産名	構造	取得年	面積	金額
建 7	普通財産	校舎	鉄筋コンクリート	S45	1,217	19,754
建 8	普通財産	屋内訓練場	鉄骨造	S45	410	5,438
建 9	普通財産	訓練塔	鉄筋コンクリート	S45	144	1,888
建 10	普通財産	車庫	ブロック造	S45	188	1,887
建 11	普通財産	機工場	鉄骨造	S45	80	1,108
建 12	普通財産	燃焼実験室	鉄骨造	S45	46	312

(出典：公有財産台帳)

(注 1) 土 2、建 7～12 については、旧消防学校に係るものであり、平成 24 年 4 月 1 日の富山県広域消防防災センターの開設により、行政財産から普通財産に区分変更がなされている。

③ 論点

i . 稼働状況

平成24年度に供用開始された施設であり、当初想定していた利用状況にあるか検討をする。

ii . 貸付手続

貸付取引が県の関連規則にしたがって実施され、県に不利益となっていないか検討をする。

④ 主な実施手続

i . 「③論点 i . 稼働状況」に対応する手続

開設時に想定した利用状況と実際の利用状況について担当者に質問を実施するとともに関連書類を閲覧した。

ii . 「③論点 ii . 貸付手続」に対応する手続

行政財産貸付料上位1件（相手方：A社、対象資産：管理・宿泊棟3.21m²、貸付料：年間1,761千円）、普通財産貸付料上位1件（相手方：B財団、対象資産：学校敷地2,300m²、貸付料：年間1,176千円）及び使用料減免1件（相手方：C財団、対象資産：管理・宿泊棟55m²）に対する貸付につき、貸付契約の経緯、貸付料の決定、貸付料減免の経緯、減免滞納の有無等を確認するため、担当者に対する質問を行うとともに、関連文書を閲覧した。

⑤ 論点に対する検討結果

i. 「③論点 i. 稼働状況」について

四季防災館については、当年度の8月末までの来館者が既に60,000人を超過しており、利用見込人数（月3,000人）を上回る。

一方、その他の施設についても概ね計画を上回る使用実績が認められ、特段異常はない。

ii. 「③論点 ii. 貸付手続」について

行政財産貸付料上位1件については、自動販売機設置スペースの貸付であり、募集要項に従った公募が行われ、入札結果にしたがい適切に契約及び手続が実施されていた。普通財産貸付料上位1件については、富山産業展示館（テクノホール）の来客用駐車場として暫定的に貸付が行われている。なお、将来的には隣接する同展示館と連絡する形で多機能型展示場を整備する計画がある。

同館を管理する一般財団法人から借受申請を受け、貸付契約を締結している上、貸付料も県のルールにしたがって算定されていた。行政財産使用料減免1件については、四季防災館の指定管理者に対し、特別展や研修会等の事業企画等を行うための事務スペースとして本館の一部を使用許可している。指定管理者からの減免申請を受け使用許可を実施しており、手続上の問題はない。

⑥ 監査結果

本施設については、近年のわが国における災害の大規模化を踏まえ、有事の場合の県全体の中核的な防災拠点としての役割を期待され、消防学校の設備更新と併せ整備されたものである。今後も、平時においては、最先端の施設として、県内消防防災機関による訓練のみならず、防災意識向上のための研修会や県内外団体による見学会の積極的な開催等により、利用者数の増加を期待したい。

3. 観光・地域振興局

(1) 富山国際会議場

① 概況

本施設は、市民文化の向上及び国際交流の促進を図るため、平成11年8月に設置された（富山国際会議場条例第1条）。

本施設は、富山市における高次都市機能の集積及び中心地区の活性化を狙い、富山県の環日本海交流の拠点施設として設置、運営することにより、各種コンベンション等を開催する場を提供し、ひいては文化の向上及び国際交流の促進を図ることを目的としている。

土地については富山県が100%所有し、富山市と市が選定した本施設の指定管理者である富山大手町コンベンション（株）に貸付を行っている。建物については、富山県、富山市及び富山大手町コンベンション（株）が共同で所有しており、富山県所有部分については富山市に貸付（無償）を行っている。

また、本施設は825名収容可能なホールを有し、6ヶ国語同時通訳設備、無線LAN、携帯電話遮断装置、ハイビジョン対応の大型映像設備等ハード面は充実している。さらに、シティホテルと地下通路で直結していることに加え、周辺には富山県庁、富山市役所といった官公庁施設や、富山市民プラザ、富山商工会議所、富山県民会館等の大小会議施設があり、富山市中心部の商店街や飲食・繁華街も近く利便性の高い良い立地条件と考えられる。

② 台帳登録状況（平成 24 年度末日現在）

(土地)

(単位：面積—m²、金額—千円)

No.	種類	財産名	取得年	面積	金額
土 1	普通財産	富山国際会議場敷地	H9	3,540	402,981

(出典：公有財産台帳)

(建物)

(単位：面積—m²、金額—千円)

No.	種類	財産名	構造	取得年	面積	金額
建 1	普通財産	富山国際会議場コンベンション施設	鉄骨・鉄筋コンクリート	H11	391	193,264
建 2	普通財産	富山国際会議場ギャラリー	鉄骨・鉄筋コンクリート	H11	455	112,880

(出典：公有財産台帳)

③ 論点

i. 稼働状況

本施設の近隣には類似の機能を有する会議施設が複数あることから、他施設と差別化され、かつ市民文化の向上及び国際交流の促進を図るという本施設の目的に合った利用がなされているかについて状況を確認する必要がある。

ii. 県のコスト負担

本施設の運営において過度な費用負担が発生していないかについて状況を確認する必要がある。

④ 主な実施手続

i. 「③論点 i. 稼働状況」について

平成20～24年度の稼働率の推移を把握するとともに、近隣類似施設との比較を行い、本施設の稼働状況及び特性について状況確認を行った。

ii. 「③論点 ii. 県のコスト負担」について

平成20～24年度の県の維持管理コスト及び収入の推移を把握し、施設運用において過度な費用負担が発生していないか状況確認を行った。

⑤ 論点に対する検討結果

i. 「③論点 i. 稼働状況」について

平成20～24年度の稼働率の状況は、下表のとおりである。なお、近隣類似施設として富山県民会館を選定し、下表において比較を行った。

【全体の稼働率】

(単位：%)

施設	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
本施設	60.6	61.1	65.4	70.3	70.7

(出典：富山大手町コンベンション懇作成資料)

上表によれば、国際会議場の稼働率は平成20年度に6割程度であったが、5年間で7割程度まで上昇している。これは富山市中心部に位置する本施設の利便性及び認知度が高まったこと等により、主に会議室を利用した催事や会議の開催が増加したことによるものである。

【ホールの稼働率】

(単位 : %)

施設	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
本施設	61	55	53	54	53
富山県民会館	66	61	55	57	59
教育文化会館	64	58	63	59	58

(出典:本施設・・・富山大手町コンベンション傑作成資料、富山県民会館及び教育文化会館・・・)

平成 24 年度指定管理者による公の施設の管理状況評価表)

上表によれば、本施設の稼働率は5~6割となっている。本施設はコンベンションを主として活用されているが、コンベンションは開催時期にシーズン性があり、オンシーズン(春～秋)は稼働率が高いが、オフシーズン(冬、年度初、連休等)は稼働率が低い。また、各県が毎年待ち回りで開催している大会や学会等が数年おきに富山県に回ってくるため、年度により稼働率が変動することが特徴である。

また、富山県はコンベンション支援制度により規模に応じた補助金による支援を行っており、(公財)富山コンベンションピューローの調査によると、平成24年度の参加者数で約8万人、県外参加者で約4万7千人を記録し、平成11年の調査開始以来、参加者数、県外参加者数がともに最高となっている。なお、国際規模のコンベンションは平成24年度は10回開催されている。

【会議室の稼働率】

(単位 : %)

施設	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
本施設	72	74	76	79	81
富山県民会館	44	44	46	43	43
教育文化会館	38	42	41	44	41

(出典:本施設・・・富山大手町コンベンション傑作成資料、富山県民会館及び教育文化会館・・・)

平成 24 年度指定管理者による公の施設の管理状況評価表)

上表によれば、近隣の他の類似施設の会議室の稼働率が4割程度であるのに対し、本施設の会議室の稼働率は7割超となっている。これは、本施設が富山市の中心地に位置することに加え、コーディネーターを配置し、各催事に対し質の高いサービスを提供していることが要因と考えられる。

ii. 「③論点 ii. 県のコスト負担」について

平成20～24年度の県の維持管理コスト及び収入の状況は、下表のとおりである。

(単位：千円)

区分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
施設整備費元利 償還補助（注 1）	△120,699	△117,870	△115,472	△113,087	△110,710
管理委託料（注 2）	△13,468	△13,468	△13,468	△9,850	△9,850
運営費等補助金計	△134,167	△131,338	△128,940	△122,937	△120,560
収入（注 3）	13,468	13,468	13,468	9,850	9,850
収支差	△120,699	△117,870	△115,472	△113,087	△110,710

(出典：観光課資料を基に監査人が作成)

(注 1) 富山大手町コンベンション㈱の元利償還額である。県と市の負担割合を 1:2 としている（大手町地区整備に係る確認書第 3 条）。

(注 2) 国際会議場の管理委託料であり、県と市の負担割合を 1:3 としている。ただし、県の負担は県有地の土地貸付料年額を上限としている（大手町地区整備に係る確認書第 4 条）。

(注 3) 富山大手町コンベンション㈱に対する県有地の貸付料である。

上表のとおり、管理委託料については県有地の貸付料を上限としているため、県の実質的負担は富山大手町コンベンション㈱の元利償還相当額分のみとなっている。なお、償還完了は平成26年6月を予定している。

⑥ 監査結果

本施設の更なる有効利用の観点から、ホールの稼働率向上が課題と認識される。今後は北陸新幹線の開通を見据えて、全国規模のコンベンションを今以上に誘致できるよう、PR の費用対効果を図った上で、県外での本施設をPRする活動を活発に行われるか注視したい。

4. 経営管理部

(1) 富山県立大学

① 概要

本学の前身は昭和37年に開学した富山県立大谷技術短期大学であり、平成2年に富山県立大学条例に基づき、富山県立大学及び同短期大学部として開学した（短期大学部は平成24年3月をもって閉学）。

5学科・5専攻を有する工学系の単科大学であり、大学院も設置されている。

国内屈指の大型研究プロジェクトであるJST（科学技術振興機構）のERATO事業（戦略的創造研究推進事業）の採択実績があり、研究面での評価は高い。また、就職率が高い（平成24年度卒業・修了生の実績は98.7%）ことも特徴であり、入学試験における競争倍率は平成25年度入試においては3.6倍であった。

現在、少子化や大学の多様化が進む中、選ばれる大学としての機能を強化するため、公立大学法人化に向けた取り組みが実施されている。

(2) 台帳登録財産の内訳（平成24年度末日現在）

(土地)

(単位：面積—m²、金額—千円)

No.	種類	財産名	取得年	面積	金額
土1	行政財産	県立大学スポーツゾーン	H1	72,858	613,421
土2	行政財産	学校農場	S38	9,348	37,500
土3	行政財産	技術短期大学敷地	S36	127,006	1,155,502
土4	普通財産	学長公舎敷地	S62	614	19,478
土5	普通財産	戸破教員公舎敷地	S37	835	16,306
土6	普通財産	太閤山教員公舎敷地	S58	7,184	159,619
土7	普通財産	大沢野農場（注3）	S56	71,338	107,704
土8	普通財産	富山県立大学短期大学部道路 敷地（注2）	H1	6,185	38,683

(出典：公有財産台帳)

(建物)

(単位：面積—m²、金額—千円)

No.	種類	財産名	構造	取得年	面積	金額
建1	行政財産	富山県立大学 (注1)	主として鉄 筋コンクリ ート	S59～ H20	36,744	4,848,741
建2	行政財産	富山県立大学短	主として鉄	S37～	15,783	261,014

No.	種類	財産名	構造	取得年	面積	金額
		期大学部（注 2）	筋コンクリート	H16		
建 3	普通財産	学長公舎	鉄筋コンクリート	H12	154	38,177
建 4	普通財産	戸破教員公舎	鉄筋コンクリート	S37	718	13,530
建 5	普通財産	太閤山教員公舎	鉄筋コンクリート	H12 H13	5,063	773,276
建 6	普通財産	大沢野農場（注 3）	主として木造、鉄骨造	S45～ S52	598	5,625

（出典：公有財産台帳）

（注 1）生物工学科棟（3,290 m²、833,658 千円）、研究棟（8,312 m²、830,685 千円）、生物工学研究センター（4,478 m²、730,988 千円）ほか全 21 件の合計を記載している。

（注 2）短期大学棟（7,721 m²、117,080 千円）、合同講義棟（472 m²、23,884 千円）、講堂（1,152 m²、15,242 千円）ほか全 33 件の合計を記載している。短期大学部は、前身の富山県立大谷技術短期大学の開校時に建設された建物であり、現在は主に環境工学科により使用されている。

（注 3）大沢野農場は、農業の実習用地として取得されたものである。現在は実習用としては使用されておらず、田部分（21,914 m²）は営農組合に貸付けており、牧草地（40,912 m²）は牧野組合に無償で管理を委託しているため、普通財産として管理されている。なお、県有地の有効活用に関する部局長会議の検討物件である。

③ 論点

i . 老朽化

本学の前身である富山県立大谷技術短期大学の建物として建築された建物の老朽化が進んでいることから、耐震対応及び修繕計画等の状況について確認する必要がある。

ii . 法人化に向けた課題

現在、平成27年4月を目標とした公立大学法人化が検討されていることから、法人化に当たり公有財産について課題となる事項を把握するとともに、当該課題に対する取り組みが行われているかを検討する必要がある。

④ 主な実施手続

i. 「③論点 i . 老朽化」に対応する手続

- ・台帳閲覧により建物の築年数を把握した。
- ・現場視察において建物の老朽化程度、要修繕箇所の有無を確認した。
- ・建物の老朽化に対する対応方針について担当者への質問を行った。

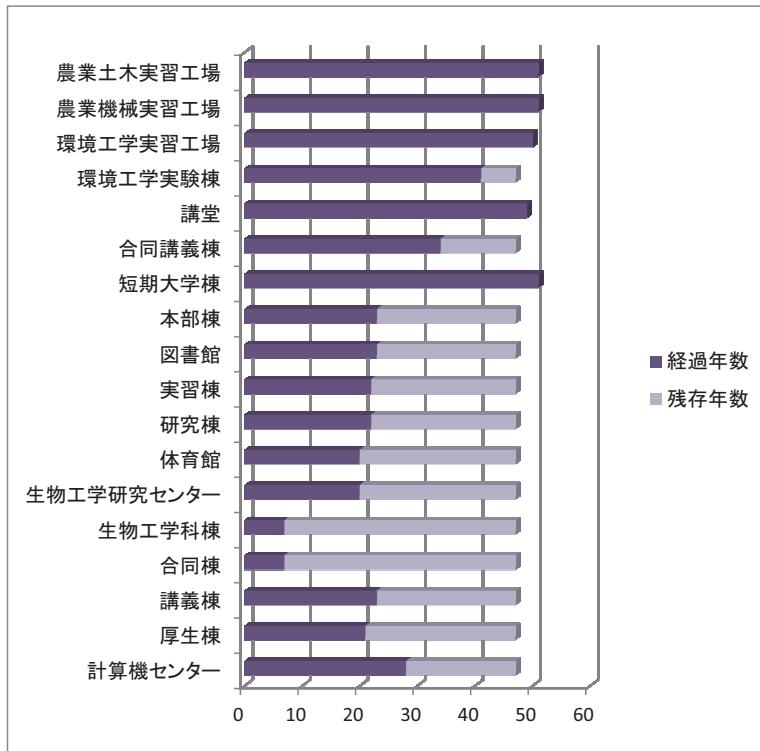
ii. 「③論点 ii . 法人化に向けた課題」に対する手続

- ・公表物等の閲覧により法人化に当たっての課題を把握した。
- ・担当者への質問及び関連資料の閲覧により、上記課題に対する取り組み状況を確認した。

⑤ 論点に対する検討結果

i. 「③論点 i . 老朽化」について

1) 主要な建物の経過年数と残存年数の把握



(出典：公有財産台帳の建築年度に基づき監査人が作成)

簡便的に耐用年数を減価償却資産の耐用年数等に関する省令(以下「財務省令」という。)にしたがい、47年(鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の学校用建物の耐用年数)として残存年数を計算した。

2) 老朽化している建物についての対応状況の確認

上表によれば、旧短期大学部の建物である農業土木実習工場、農業機械実習工場、環境工学実習工場、講堂及び短期大学棟の築年数は、47年を超過しており、老朽化が進んでいる。なお、これらの建物のうち、農業土木実習工場、農業機械実習工場、環境工学実習工場及び短期大学棟は、現在、主に環境工学科により使用されているが、耐震対応が必要である。

大学では、これらの建物を含め、耐震対応が必要な建物をリストアップし、平成24年度より、公立大学法人化に向け、順次、必要な工事を実施している。耐震対応が必要な建物の一覧は下表の通りである。

(単位：面積－m²、経過年数－年)

台帳建物名	構造	面積	経過年数	改修状況
短期大学棟	鉄筋コンクリート	7,722	50	(注1)
農業土木実習工場	重量鉄骨	902	50	平成25年度予算にて対応。
農業機械実習工場	重量鉄骨	706	50	平成25年度予算にて対応。
環境工学実習工場	重量鉄骨	377	49	(注1)
講堂	鉄筋コンクリート	1,153	48	平成24年度工事着手、平成25年度完成予定。
学生会館	鉄筋コンクリート	763	42	(注2)
合同講義棟	鉄骨・鉄筋コンクリート	472	33	(注1)

(注1) 大学側の説明によると、建物は本学が短期大学であった時期に建築されており、4年制大学の施設として使用されることが想定されていなかったため、十分な収容力のある研究施設や教室がやや不足しており、現在は、他の建物を使用すること等により対応しているとのことであった。また、大規模な改修が必要であることから、現在の建物の耐震補強等と新たな建物への建替を比較した場合、同程度の金額の支出が必要となると見込まれている。

(注2) 大学側の説明によると、主に文化系のサークル活動に使用されており、今後、学生

の意見も取り入れながら、修繕・建替についての検討を行うとのことである。

ii. 「③論点 ii. 法人化に向けた課題」について

i. 公立大学法人化にあたっての課題及び課題に対する取り組み状況の把握

少子化に伴う大学間競争の一層の激化が見込まれるなか、平成24年2月の富山県立大学の地方独立行政法人化検討委員会の提言を受け、同年9月に県が策定した富山県立大学法人化の基本方針に基づき、全国的にも導入が進んでいる公立大学法人化へ向けた準備が進められている。公立大学法人化により、予算執行、人事及び組織運営に関する大学の裁量や自主性が強化され、大学の特徴を活かした競争力の向上を迅速に図ることが可能となる。

公立大学法人化を進めるに当たって、県有資産について課題となる主な事項は以下の3点である。

- ア. 公立大学法人では、法律上、金融機関からの長期借入を行うことができないため、施設や高額な設備の整備については、設置者である県との計画的な協議により資金を調達する必要がある。
- イ. 公立大学法人の設立に当たっては、法人が業務を実施するために不可欠な財産を引き継ぐ必要がある。したがって、県が出資する財産の範囲を検討する必要がある。
- ウ. 地方独立行政法人法に従った貸借対照表作成に当たって、固定資産として計上される土地・建物の実在性の確認及び評価を行う必要がある。その前提として、土地・建物の現状把握及び登記の整備が必要となる。

(出典：平成24年2月 富山県立大学の地方独立行政法人化検討委員会提言)

ア. については、特に、老朽化が激しく、主要な建物である短期大学棟に関する対応が課題となる。短期大学棟については、4年制大学の施設としての使用が想定されていなかったため、研究施設や教室の収容力がやや不足している。そのため、現在は、他の複数の建物を研究・実験用に使用すること等により対応している。

建物の老朽化に対する対応や研究施設及び教室の拡充については、多額の支出を要することから、資金調達の方針を含め、中期計画に施設の整備の方針を盛り込むことを検討する等、積極的な議論が行われている。

イ. の出資の対象となる財産は、業務を実施するために不可欠な財産である。教員公舎及び現在教育・研究のために使用されていない大沢野農場を出資の範囲に含めるか検討する必要がある。

大学側の説明によると、教員公舎は教職員が使用する施設として、業務を実施するため不可欠な施設に該当すると考えているとのことである。

一方、大沢野農場は、田部分 (21,914m²) は営農組合に貸付けており、牧草地 (40,512 m²) は牧野組合に無償で管理を委託している。将来も教育・研究のために使用する見込みがないことから、現在、営農組合及び牧野組合との間で売却交渉を行っている。平成24

年度においては、不動産鑑定士の評価額等、従来よりも具体的な条件を提示した。

ウ.については、登記がなされていない建物につき、平成25年度において建物保存登記を実施する予定である。また、平成26年度において、土地及び建物の不動産鑑定を実施し、資本金額確定の前提となる不動産の評価額を決定する予定である。

⑥ 監査結果

大学側の説明によると、老朽化しており、かつ、耐震対応が必要な短期大学棟についての整備が重要な課題として認識されているとのことである。富山県立大学では、現在、平成27年4月を目標とした公立大学法人化が検討されている。公立大学法人は、法律上、金融機関からの長期借入ができないこともあり、老朽化対策に要する費用の負担につき設置者である県との協議が必要となる。今後、協議に基づく具体的な計画を立案することを期待したい。

(2) 旧身体障害者更生相談所

① 概要

当施設は平成20年3月まで、身体障害者用更生相談所として使用されていた。同相談所が他所に移動したことにより、未利用地として、県有地の有効活用に関する部局長会議における検討対象となっていたが、平成24年度において一般競争入札による売却が実現した。

(2) 台帳登録財産の内訳（平成 23 年度末日現在）

(土地)

(単位：面積一m²、金額一千円)

No.	種類	財産名	取得年	面積	金額
土 1	普通財産	旧身体障害者更生相談所	S24	3,485	123,201

(出典：公有財産台帳)

(建物)

(単位：面積一m²、金額一千円)

No.	種類	財産名	構造	取得年	面積	金額
建 1	普通財産	本館	鉄筋コンクリート	S40	1,096	24,932
建 2	普通財産	宿舎	コンクリート造	S40	966	21,852
建 3	普通財産	食品庫・発電室	コンクリートブロック造	S40	34	385

(出典：公有財産台帳)

(注) 上記物件については、売りのため、平成 24 年 8 月 20 日付で台帳登録を抹消されている。

③ 論点

i . 未利用地処分

未利用地の売却による処分が実現した例として、取引内容・条件を把握し、他の未利用地の活用に応用できる点がないかを検討することには意義がある。

ii . 売却手続

売却手続が関連規則にしたがって実施されていることを確認し、県にとって不利益な取引となっていないことを確認する必要がある。

④ 主な実施手続

i. 「③論点 i . 未利用地処分」に対応する手続

- ・一般競争入札に係る資料の閲覧及び所管課への質問により売却の経緯、条件等を把握した。

ii. 「③論点 ii . 売却手続」に対応する手続

- ・関連文書の閲覧と関連規程との突合により、価格の評定、一般競争入札による契約手続及び収入手続の妥当性を検討した。

⑤ 論点に対する検討結果

i. 「③論点 i . 未利用地処分」について

管財課においては、土地とともに、敷地内の建物も同時に売却した。建物は現状のまま引渡しを行い、処分等は購入者の負担により行うこととされた。なお、購入希望者に対する現地説明において、耐震度、アスベストの分析調査結果等の情報が提供されており、購入希望者は、建物の現状を把握した上で入札を行っている。

土地及び建物の売却金額は合計で88,100千円であり、台帳価額を下回っているものの、土地価格評定調書による評価格を基礎として設定された予定価額80,890千円を約8,000千円上回る価格での売却が実現した。

ii. 「③論点 ii . 売却手続」について

価格の評定、一般競争入札による契約手続及び収入手続に関する関連文書の閲覧と関連規則等との突合を行った結果、手続は関連規則等にしたがい適切に実施されていた。

(3) 西田地方職員住宅等跡地

① 概要

西田地方職員住宅は老朽化に伴い、平成23年3月をもって廃止された。

平成24年度において、当職員住宅の建物4棟48戸等を解体撤去し、土地を富山市所有の旧富山市立安野屋小学校跡地と交換した。交換により取得した土地は、富山県立富山中部高等学校の敷地拡張のために使用されている。

なお、西田地方職員住宅跡地のほか、蓮町駅前県有地、富山中央署清明寮敷地、西山王町児童遊園地を併せて交換に供している。

② 台帳登録財産の内訳（平成 24 年度末日現在）

(土地)

(単位：面積—m²、金額一千円)

No.	種類	財産名	取得年	面積	金額
土 1	普通財産	西田地方町職員住宅 1 号ほか	S40～41	5,770	339,069

(出典：公有財産台帳)

③ 論点

i. 未利用地処分

未利用地の処分を交換によって実現した例である。交換に至った経緯を把握し、他の未利用地の活用に応用できる点がないかを検討することには、意義がある。

ii. 交換手続

資産の処分と同時に新たな資産の取得が行われた例（資産の交換の例）である。県の規程に従った交換の手続並びに公有財産台帳への反映が実施されていることを確認する必要がある。

④ 主な実施手続

i. 「③論点 i. 未利用地処分」に対応する手続

- ・資料の閲覧及び所管課への質問により資産の交換の経緯、条件等の把握を行った。

ii. 「③論点 ii. 交換手続」に対応する手続

- ・関連文書の閲覧と関連規程との突合により、交換手続及び台帳登録手続の妥当性を検討した。

⑤ 論点に対する検討結果

i. 「③論点 i. 未利用地処分」について

県所管課によると、富山県立富山中部高等学校の敷地を拡張するため、旧富山市立安野屋小学校跡地が必要であったが、富山市においても公共用地が必要であったため、協議の上、両者が保有する土地を交換するに至ったとのことであった。

富山市との協議の上、土地の交換を実施することとなり、富山県及び富山市の両者において、土地取得のための支出が軽減される結果となった。

ii. 「③論点 ii. 交換手続」について

交換手続及び台帳登録手続に関する関連文書の閲覧と関連規程との突合を行った結果、交換手続及び台帳登録手続は、関連規則にしたがい適切に実施されていた。

⑥ 監査結果

未利用地につき、市所有の土地との交換による処分が実現した例である。また、当該交換により、富山県及び市においてそれぞれが必要とする土地の取得も行われた。

地方公共団体に共通の課題である、資産取得のための支出負担の軽減が実現された例として評価できる。

今後も、資産の取得及び処分にあたり、資産が所在する市町村との連携が可能である場合には、富山県及び市町村の双方にとって有益な結果となる協議が行われることを期待したい。

5. 生活環境文化部

(1) 富山県立近代美術館

① 概要

本施設は、県民の美術に関する知識の普及及び教養の向上に資するため、富山県立近代美術館条例（昭和55年10月7日）に基づき設置され、昭和56年7月に開館した。主な収蔵作品は、20世紀以降の国内外の美術品である。

当美術館は平成18年度から指定管理者制度を導入しており、平成21年度から平成24年度までの指定管理者として公益財団法人富山県文化振興財団が指定されている。日常的な施設の管理については、協定書に基づき指定管理者が実施している。

(2) 台帳登録財産の内訳（平成 24 年度末日現在）

(土地)

(単位：面積—m²、金額—千円)

No.	種類	財産名	取得年	面積	金額
土 1	行政財産	美術館敷地	S52	4,977	268,302
土 2	行政財産	近代美術館別館敷地	H6	1,891	240,993
土 3	行政財産	美術館敷地（駐車場）	S61	1,739	552,531

(出典：公有財産台帳)

(建物)

(単位：面積—m²、金額—千円)

No.	種類	財産名	構造	取得年	面積	金額
建 1	行政財産	美術館	鉄筋コンクリート	S55	8,195	744,851
建 2	行政財産	別館 (注 1)	鉄筋コンクリート	H6	1,266	56,930

(出典：公有財産台帳)

(注 1) 資料室、講座室及び椅子のコレクションの保管室等に使用している。

③ 論点

i. 老朽化

施設全体の老朽化が進んでおり、現在の課題を把握するとともに、今後の施設の更新に関する方針を確認する必要がある。

ii. 稼働状況

美術品政府補償制度（注 2）の適用が受けられないことから、大規模な企画展を開催する機会が減少しており、来館者が伸び悩んでいる。従って、利用状況及び維持管理状況を

確認する必要がある。

(注 2) 美術品政府補償制度について

国内の公益的な展覧会のために海外等から借り受けた美術品に損害が生じた場合に、その損害を政府が補償することにより、展覧会主催者の保険料負担を軽減し、展覧会の開催を支援する制度である。

この制度の適用を受けるためには、展覧会の適切性、対象美術品の適切性、主催者の適切性、開催施設の適切性、展示・運搬に関する適切性につき政府の審査を受ける必要がある。このうち、開催施設の適切性については、建物・設備等の状況、温湿度管理の運用実績等が評価対象となる。

(5) 施設の要件

- 展覧会を開催する施設は、前記「(3) 展覧会の要件」に合致することに加え、次の要件をすべて満たす必要があります。(省令第4条)
 - ①開催施設の建物が、その設置されている場所の状況に応じて、必要な耐火性能及び耐震性能を備えた構造
 - ②当該展覧会のために借り受けた美術品の性質に応じた適正な温度、湿度及び照度を保つことができる設備、並びに防火及び防犯のために常時作動する設備
 - ③複合施設の場合は、独立した専用の施設とした区画
- 申請書の様式「8. 施設に関する事項」はファシリティ・レポート（施設の状況報告書）に相当するものです。主にこれにより、施設の要件に該当するか判断します。なお、耐震基準が強化された昭和56年以降の建築物であって、「公開承認施設」や、大規模な海外展を複数回開催した実績を有する施設などは、概ねこの施設要件をクリアできるレベルと想定しています。

(文化庁 HP 申請要綱より抜粋)

④ 主な実施手続

i. 「③論点 i. 老朽化」について

現場視察、担当者への質問及び関連資料の閲覧により、施設の老朽化の状況、施設の利用状況及び施設の更新に関する方針等を確認した。

ii. 「③論点 i. 稼働状況」について

富山県水墨美術館との比較により、当美術館における利用状況及び維持管理状況についての課題を把握した。

⑤ 論点に対する検討結果

i. 「③論点 1. 老朽化」について

1) 施設の老朽化に伴い生じている問題点の把握

当美術館においては耐震性能、空調施設、消火設備などの整備が遅れていることから、美術品政府補償制度の適用条件を満たすことができず、幅広い層に受け入れられる大規模な展覧会を開催する機会が少なくなっている。

特に、耐震性能については、不特定多数の利用者があることから早急な対応が必要である。また、空調設備については、現在、手作業による管理が行われており、担当者の勤務時間内の管理が行われている。美術品補償制度の適用条件を満たすためには、24時間体制での管理が可能となる体制を整える必要があるため、機械化等の対応を検討する必要がある。さらに、同制度の適用を受けるためには、スプリンクラー方式である消火設備を、美術品を収蔵する施設に適合したガスを使用する設備に更新することが求められる。

なお、美術館側の説明によると、現在の施設では収蔵品や備品の保管スペースが十分確保できていないこと、企画展示室が大規模なワンルームのみであり様々な規模の巡回展等の受け入れが困難であること、県民自らが美術作品を創り発表するためのアトリエやギャラリースペースが不十分であることも課題として認識されているとのことであった。

2) 施設の更新に関する方針

近代美術館については、施設の老朽化により美術品政府補償制度の適用が受けられないことにより、美術館本来の機能を十分に發揮することが困難となっていることから、県立文化施設耐震化・整備充実検討委員会（以下、委員会という。）において検討され、移転新築することが望ましいとの最終報告が取りまとめられた。

同委員会における検討の概要は以下の通りである。

（出典：新富山県立近代美術館（仮称）最終報告

平成 25 年 8 月 県立文化施設耐震化・整備充実検討委員会）

・主な利用状況等と課題

利用状況等	充実したコレクションを持つ美術館としては観覧者数が少ない（水墨美術館の半分以下の規模である。）。
施設・設備の課題	耐震性が不足している。 ※「地震の振動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性がある」とされる I_s 値 0.6 未満（本館は 0.429、別館は 0.427）に該当する。 消火設備及び空調設備が美術品の保全に適していない。 ・消火設備・・・スプリンクラー方式であり、作動により美術品に重大な影響を与える。

	<ul style="list-style-type: none"> ・空調設備・・・24 時間体制の空調が行えず、温湿度を一定に保つことができない。 <p>美術品政府補償制度の適用条件を満たすことができない</p>
機能上の課題	<p>企画展示室が 1 室のみであり、様々な規模の巡回展を受け入れることができない。</p> <p>保管用ラックの余裕が無く、作品の安全かつ効率的な取扱いに支障がある。</p> <p>教育普及活動を行うための、ホール、アトリエ及びギャラリースペースが十分に確保できていない。</p>
立地上の課題	富山駅及び富山市中心市街地から離れた場所にあり、幅広い人々の集客やまちづくりとの連携が図りにくく、来館者の増加につながりにくい。

・利用状況等と課題を踏まえた新美術館に求められる主な設備

展示設備	充実したコレクションを常時紹介するための複数の常設展示室 様々な関心やニーズにこたえることのできる企画展示室 多くの方々が利用でき、作品を発表できる貸出可能なギャラリー 巡回展などのネットワークに参加することのできる美術品政府補償制度に対応した設備
保管設備	美術品を適切に管理できる十分なスペース、耐震機能及びセキュリティ機能を備えた収蔵庫
教育普及設備	ワークショップを実施できるアトリエやレクチャーが可能なホール

なお、施設の更新については、現在の建物の補強、現在の場所での建替、新築移転の3通りの方法が考えられるが、美術館担当者及び委員会の報告書によると、各方法には以下のメリット及びデメリットがあると考えられる。

方法	メリット	デメリット
現在の建物の補強	必要最低限のコストで実行可能である。	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震壁の設置により美術館内部の意匠・美観が損なわれる。 ・消防設備についてはガスを使用する設備に更新する必要があるが、吹抜けの館内に対応するガスは大量に必要であり、ガスボンベの備蓄場所の確保が現実的に困難である。 ・保管スペース、企画展示室の抜本的な解決ができない。 ・ホール、アトリエ及びギャラリーなどのスペースが十分に確保できない。 ・近い将来において、再度施設の更新が必要となる可能性がある。 ・立地上の課題に対応できない。

方法	メリット	デメリット
現在の場所での建替	現在の建物の補強によつた場合のデメリットを解消できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・建替までの美術品の保管が課題となる。運搬・管理コストが発生すると同時に、美術品そのものが損傷等のリスクにさらされる可能性がある。 ・立地上の課題に対応できない。
新築移転	他の 2 つの方法のデメリットを解決できる。	多額のコストが発生する。

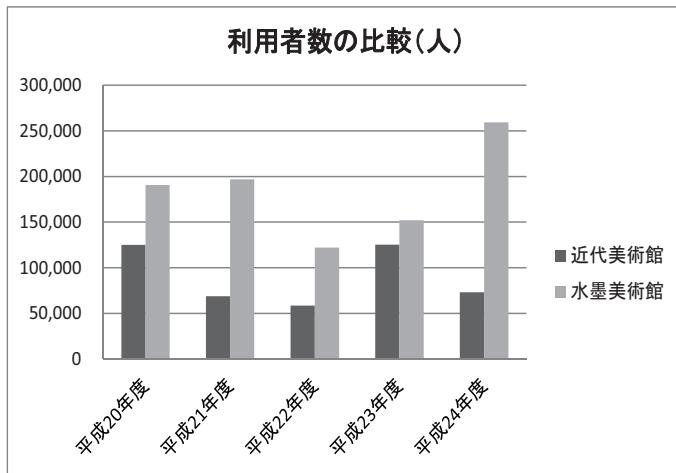
委員会の報告書によると、現在の建物の補強及び現在の場所での建替では、耐震壁の設置により美術館内部の意匠・美観が損なわれるともに建物内部の使用に制限が生じるため美術館としての機能が大きく低下すること、保管設備や教育普及設備の追加ができるないこと及び公共交通機関によるアクセスが必ずしも良いとはいえないこと等を考慮し、現在とは異なる場所への新築移転が望ましいとされている。

なお、新築移転の場所として、富岩運河環水公園が予定されている。移転場所については、適切な用地が確保されること、多くの県民が利用しやすいこと、県外からの観光客も気軽に立ち寄ることができること、周辺環境との調和が図られること及び他の文化施設等との連携が図られやすいこと等を検討した結果、富岩運河環水公園と松川べりが候補地とされたが、松川べりにはまとまった県有地がないこと等により、富岩運河環水公園が最も適切であると判断された。

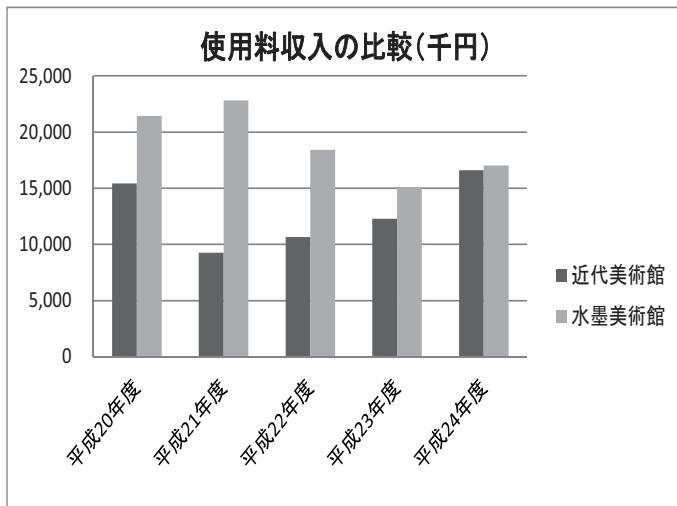
また、移転新築の場合、現在の施設の移転後の活用が課題となるが、美術館側の説明によると、現時点では現在の建物を補強し、消防設備及び空調設備による影響が少ない用途に利用することを含めて検討されているとのことである。また、委員会の報告書においては、大学や小中学校及び高等学校等の芸術文化活動の発表の場などとして活用するため、今後、教育・文化関係の機関・団体と協議を行うことが望ましいとされている。

ii. 「③論点 2. 稼働状況」について

利用者数及び収入の比較



過去 5 年間において 1 万人以上の観覧者があつた企画展の比較



(出典：平成 24 年度指定管理者による公の施設の管理状況評価表)

富山県水墨美術館

(単位：人)

年度	展覧会名	企画展観覧者数
平成 20 年度	ふる里 心の旅 原田泰治展	24, 442
	細川家 700 年－越中守伝來の名宝展	45, 609
平成 21 年度	紫式部 源氏物語展－石山寺の美－	32, 477
	大名家秘蔵の名刀展－源平の武将から維新の志士たちまでの愛刀－	20, 834
	日本の国宝との出会い－京都国立博物館所蔵品展－	30, 366
平成 22 年度	京都 細見美術館 琳派・若冲と雅の世界	25, 073
	江戸伝承版本による北斎漫画と富嶽三十六景展	10, 892
平成 23 年度	日本画三世代上村松園・松窓・淳之展	24, 725
	日本刀の世界 第 I 部・第 II 部	10, 897
	響き合う風景と人形 奥田元宋と小由女展	20, 284
平成 24 年度	佐川美術館所蔵 平山郁夫展－大唐西域画への道－	22, 221
	徳川美術館展－大名文化の華 尾張徳川家の至宝－	44, 695
	日本のこころ－大本山相国寺・金閣・銀閣名宝展－	35, 424
	生誕 90 周年記念 山下清展	16, 170

(出典：所管課作成資料)

富山県立近代美術館

(単位：人)

年度	展覧会名	企画展観覧者数
平成 20 年度	日展 100 年 一目でわかる！日本の美術	54, 732
	AIG コレクション 印象派の光、エコール・ド・パリの夢	20, 162
平成 21 年度	色彩は踊る 巨匠たちのバレットと作品	11, 054
	第 9 回世界ポスタートリエンナーレトヤマ 2009	14, 136
平成 22 年度	名画パレード展	12, 654
平成 23 年度	20 世紀美術 冒險と創造の時代	13, 921
	東山魁夷 杉山寧 高山辰雄 日本画の巨匠三山展	41, 299
平成 24 年度	近代日本洋画の巨匠 黒田清輝展	15, 273
	第 10 回世界ポスタートリエンナーレトヤマ 2012	15, 563

(出典：所管課作成資料)

利用者数及び収入について、富山県水墨美術館（以下、水墨美術館）が近代美術館を上回って推移している。また、平成20年度から平成24年度 1 万人以上の観覧者数があった企画展の開催数についても、水墨美術館（14回）が近代美術館（9回）を上回っている。

利用者数及び収入の推移を見ると、水墨美術館については、利用者数は平成22年度以降

は継続して増加しているものの、使用料収入については平成23年度に一旦減少し、平成24年度に再び増加している。

水墨美術館側の説明によると、近年においては、収益力のある企画展の開催よりも、美術の裾野を広げ、より多くの来館者に興味を持つてもらえる、様々なテーマによる企画展を開催することに重点を置いていたため、利用者数の増加に必ずしも収入の増加が伴うわけではないことであった。水墨美術館では、今後も水墨画以外のテーマによる企画展を開催すること等により、来館者の増加を図ることである。

一方、近代美術館においては、観覧料の高い企画展が好況であったことを主因として、使用料収入は平成21年度以降増加しているが、利用者数については「東山魁夷 杉山寧 高山辰雄 日本画の巨匠三山展」が開催された平成23年度において、一旦、増加したものの、平成24年度においては半減し、平成22年度とほぼ同水準となっている。

近代美術館側の説明によると、上述したとおり、美術品補償制度の適用が受けられないことに起因し、大規模な企画展の開催が困難となっていることなどにより、来館者が伸び悩んでいるとのことであった。

指定管理料及び修繕費の比較（平成 21～24 年度）

（単位：千円）

区分	近代美術館	水墨美術館
指定管理料	123,000	81,225
修繕費	5,461	2,793

（出典：平成 24 年度指定管理者による公の施設の管理状況評価表）

上表のとおり、指定管理料及び修繕費については近代美術館が水墨美術館を上回っている。

近代美術館については、建物の延床面積（9,461m²（別館を含む））が、水墨美術館の建物の延床面積（3,456m²（茶室を含む））に比べ広大であることに加え、消防設備や電気設備の管理を専門の担当者が行っていることにより、指定管理料の金額が水墨美術館に比べ多額となっている。

⑥ 監査結果

【意見 5】

耐震性能、消防設備及び空調設備のいずれについても、美術品政府補償制度の適用を受けるための条件を満たしていない。

現状では、国内外の幅広い美術品を多くの来館者に鑑賞してもらうという美術館本来の機能が十分に発揮できない状態にあることから、設備の更新につき早期かつ積極的な議論が行われる必要がある。

一方、財政健全化が推進される中、県全体としては、県有資産のコンパクト化を施策の一つとして掲げている。

このような状況において、多額の費用を要する大規模な施設の更新を行う場合は、新施設についての構想、跡地利用の方針等につき県民の理解を十分に得る必要がある。

そのため、外部の専門家や県民を交えた協議を行うこと等により、施設の更新・整備についての県民の意見を積極的に反映できる取り組みを検討することが望まれる。

【意見 6】

本施設については、今後、移転後の旧美術館のあり方について検討が必要となる。移転後の現建物の利用について、県立文化施設耐震化・整備充実検討委員会の「新富山県立近代美術館（仮称）最終報告」を踏まえ、今後、大学、市町村などの関係機関・団体への利用のニーズ調査や必要な協議等も行いながら検討していくことが求められる。

(2) 富山県教育文化会館

① 概要

本施設は、県民の教育及び文化の向上を図るため、富山県教育文化会館条例（昭和49年3月30日）に基づき、昭和49年7月に開設された。

ホール、集会室、研修室を有するほか、県民生涯学習カレッジや県内の芸術文化団体及び社会教育団体が入居している複合施設である。

なお、当会館は平成18年度から指定管理者制度を導入しており、平成21年度から平成25年度までの指定管理者として公益財団法人富山県文化振興財団が指定されている。日常的な施設の管理については、協定書に基づき指定管理者が実施している。

② 台帳登録財産の内訳（平成 24 年度末日現在）

(土地)

(単位：面積—m²、金額—千円)

No.	種類	財産名	取得年	面積	金額
土 1	行政財産	教育文化会館敷地	S42	3,242	347,390

(出典：公有財産台帳)

(建物)

(単位：面積—m²、金額—千円)

No.	種類	財産名	構造	取得年	面積	金額
建 1	行政財産	教育文化会館	鉄筋コンクリート	S49	5,880	166,324

(出典：公有財産台帳)

③ 論点

i . 稼働状況

建築から40年近くが経過していることから、老朽化に伴う稼働率の低下等が生じていなかいかを確認する必要がある。

ii . 老朽化

耐震対応や修繕の実績及び施設の維持管理方針を確認する必要がある。

④ 主な実施手続

i . 「③論点 i . 稼働状況」に対する手続

- ・関連資料の閲覧、施設担当者への質問及び近隣類似施設の稼働率と当施設の稼働率の

比較により、当施設の稼働状況を確認した。

ii. 「③論点 ii. 老朽化」に対する手続

- ・関連資料の閲覧、施設担当者への質問により、耐震対応、修繕実績及び今後の維持管理方針を確認した。

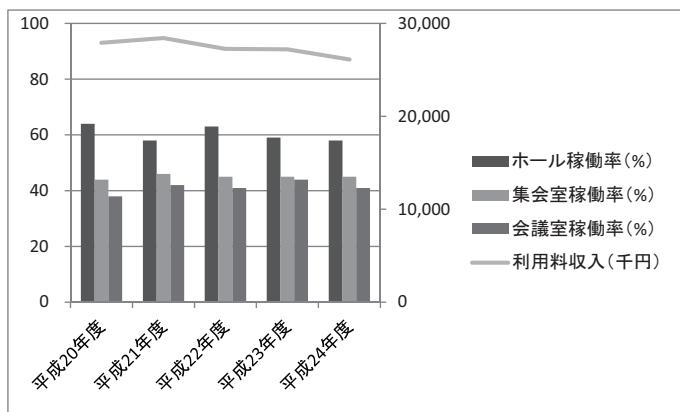
⑤ 論点に対する検討結果

i. 「③論点 i. 稼働状況」について

1) 稼働状況の推移

平成20～24年度のホール、集会室及び会議室の稼働率並びに利用料の状況は、以下のとおりである。

ホール、集会室及び会議室の稼働率並びに利用料の推移



(出典：平成 24 年度指定管理者による公の施設の管理状況評価表)

ホールのほか、1階集会室及び5階の会議室のうち3室を開放している。

ホールは、発表会やコンサートに利用されるほか、平成24年度からは、近隣にある高志の国文学館の企画展関連イベント（映画上映、講演会等）の会場としても利用されている。

集会室は各種会議に使用されるほか、ホール使用時の予備室としても使用されている。

また、会議室は文化教室や就職セミナー等各種セミナーに利用されている。会議室のうち1室はフローリング対応であり、舞踊・ダンスサークル等による利用も可能である。

平成24年度の稼働率はホールが58%、集会室が45%、会議室が41%であり、前年に比べホールで1%、会議室で3%程度稼働率が低下した。一方、集会室の稼働率は前年度と同水

準であった。また、利用料収入も、稼働率の低下に応じ、100万円（4%）程度低下した。

県の総合計画である「新・元気とやま創造計画」（平成24年4月策定）によると、芸術文化の振興という政策目標を達成するための参考指標の一つとして、県立ホールの利用率が掲げられている。当該計画においては、県立ホールの利用率を、平成28年度までに66%にまで高めることが目標とされている。

これに対し、富山県教育文化会館の平成24年度の実績は、60%をやや下回る結果であった。

指定管理者においては、駐車場の不足への対応が、利用者増加のための重要な課題であると認識している。現在は、ホームページでのイベント時満車予想の公開、周辺の駐車場案内の配布、公共交通機関での来館案内等により対応しているとのことであった。なお、駐車場用地としての土地の新規取得については未検討とのことである。

2) 近隣類似施設との稼働状況の比較

【ホールの稼働率】

(単位 : %)

施設	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
富山国際会議場	61	55	53	54	53
富山県民会館	66	61	55	57	59
教育文化会館	64	58	63	59	58

【会議室の稼働率】

(単位 : %)

施設	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
富山国際会議場	72	74	76	79	81
富山県民会館	44	44	46	43	43
教育文化会館	38	42	41	44	41

(出典：富山国際会議場…富山大手町コンベンション懇作成資料、富山県民会館及び教育文化会館…平成 24 年度指定管理者による公の施設の管理状況評価表)

比較の結果、ホールの稼働率はいずれの施設も5～6割であり、大きな開きは生じていなかった。

一方、会議室の稼働率については、交通の便がよく、比較的新しい富山国際会議場の稼働率が7割超であるのに対し、本施設及び富山県民会館の稼働率は4割程度となっている。

教育文化会館側の説明によると、当施設は、会議場として整備された富山国際会議場とは異なり、教育及び文化の向上を図るために各種団体の入居、自主的な教育活動・文化活動の発表の場として利用されることを目的としているため、会議室の稼働率は富山国際会

議場に比べ、低くなっているとのことであった。実際に、会議室として利用されているのは 1 階集会室及び 5 階の会議室のうち 3 室のみであり、大部分は、ホール、県民生涯学習力 レッジや県内の芸術文化団体及び社会教育団体の事務局等に使用されていることからも、当施設が会議目的で使用される機会は、富山国際会議場に比べ少ないと言える。

また、富山県民会館の会議室の稼働率は下降傾向にある。富山県民会館の平成 24 年度指定管理者による公の施設の管理状況評価表によると、アンケートの実施により利用者の満足度を把握し、様々なニーズに合わせた柔軟な対応を行うことで、利用者の増加を図っているとのことであった。なお、同表においては、会議室等におけるインターネット利用に関する利用者の要望に応え、会議室等において無線 LAN によるインターネット接続が可能となる設備を導入したことが報告されている。

なお、富山国際会議場については、「第五. 各論 3. 観光・地域振興局」において述べたとおり、稼働率は上昇傾向にある。これは、富山市中心部に設置された当施設へのアクセスが至便であること等により、当施設を利用した催事や会議の開催が増加していることによるものである。

また、県所管課によると、教育文化会館の施設は、少人数のサークル等の勉強会や発表の場として利用されており、大規模な会議やコンサートを行う富山県民会館及び富山国際会議場との役割分担はなされているとのことであった。

ii. 「③論点 ii. 老朽化」について

建物については建築から 38 年が経過し、老朽化が進んでいる。

「県立文化施設の耐震状況について」（平成 18 年）によると、平成 16 年において耐震補強済みであり、その後は、設備や壁面の部分的な改修を実施している。

近年行われた主な施設の更新は、ホールいすの取替（平成 22 年度）、南側外壁改修工事（平成 24 年度）である。

また、空調設備が古く、部屋ごとの温度調整ができないため、利用者からの要望に応じ手動で対応している。部屋ごとに調整可能な空調設備への更新計画は特段立てられておらず、当面は現在の方法で対応する予定である。

⑥ 監査結果

上記のとおり、本施設は小規模なホールを有しており、サークル活動などの自主的な発表の場としての利用状況を注視したい。

また、平成 24 年度からは、隣接する高志の国文学館の開館に伴い、ホールを利用した映画上映会や講演会も行われている。ホールは、高志の国文学館には無い設備であることから、今後も、同文学館と連携し映像設備や音響設備を活かした関連イベント等を開催することにより施設の有効利用が図られるか注視したい。

(3) 高志の国文学館

① 概要

本施設は、富山県にゆかりのある文学作品その他の文学関係資料を紹介し、文学に関する県民の知識を深め、教養の向上を図るとともに、県民に文学を中心とする文化活動の場を提供することを目的とし、高志の国文学館条例（平成23年9月28日）に基づき設置された。

平成22年3月末で廃止した知事公館を改修するとともに、隣接する県有地に新たな展示棟を整備することにより、平成24年7月に開館した。旧知事公館は主に研修施設、レストランとして利用されており、展示棟は有料の展示室のほか、無料で利用できるライブラリーコーナーなどを備えている。

なお、当文学館は指定管理者制度を導入しており、平成24年度から平成26年度までの指定管理者として公益財団法人富山県文化振興財団が指定されている。日常的な施設の管理については、協定書に基づき指定管理者が実施している。

② 台帳登録財産の内訳（平成 24 年度末日現在）

(土地)

(単位：面積一m²、金額一千円)

No.	種類	財産名	取得年	面積	金額
土 1	行政財産	高志の国文学館	H24	13,989	1,460,085

(出典：公有財産台帳)

(建物)

(単位：面積一m²、金額一千円)

No.	種類	財産名	構造	取得年	面積	金額
建 1	行政財産	展示棟	鉄筋コンクリート	H24	2,472	1,574,403
建 2	行政財産	研修棟	鉄筋コンクリート	H24	598	250,440
建 3	行政財産	倉庫及び機械室	鉄筋コンクリート	H24	99	5,395

(出典：公有財産台帳)

③ 論点（稼働状況）

平成24年度に新たに開館したことから、開館初年度の利用状況を確認し、当該施設が有効に利用されているかを検討する必要がある。

④ 主な実施手続

- ・関連資料の閲覧及び所管課への質問により当施設の利用状況を確認した。

⑤ 論点（稼動状況）に対する検討結果

開館年度である平成24年度の利用者数は121,221人（9ヶ月）、使用料収入は13,380千円であった。また、平成25年4月から8月（5ヶ月間）の入館者数は63,828人であり、昨年度の5か月分の利用者数67,345人の94%の水準であった。

所管課においては、本文学館の開設に当たり、近隣の石川県、人口規模がほぼ同等である徳島県、高知県及び山梨県並びに集客力のある東京都及び神奈川県の文学館の入館者数の調査を行っている。平成22年度の各文学館の入館者数の状況は以下の通りである。

(単位：人)

施設名	入館者数
石川近代文学館	11,067
徳島県立文学書道館	11,120
高知県立文学館	16,420
山梨県立文学館	42,026
世田谷文学館	68,768
神奈川近代文学館	32,362

(出典：所管課作成資料)

平成24年度の入館者数は、開館に当たり調査した他の都道府県の入館者数を上回る水準であった。

なお、平成24年度に開催された企画展ごとの入館者数は下表の通りである。最初の企画展は開館に合わせた開催であったため、注目度が高く、他の企画展に比べ多数の入館者があった。開館から5ヶ月後に開催された企画展では、入館者数が一旦落ち着いたものの、その後、映画としても話題となった作品に関する企画展では、再び入館者数が増加している。

(単位：人)

企画展名	入館者数
「大伴家持と越中万葉」 —風土とこだまする家持の心—	63,130
「富山が育んだ少年時代」 —小説・漫画・映画が描く疎開少年の長い道—	23,043
「おおかみこどもの雨と雪」 —大自然に生きる母と子の物語—	38,186

文学館側の説明によると、常設展のローテーションの工夫や、文学の枠にとらわれない企画など魅力ある企画展の開催、隣接している富山県教育文化会館のホールを利用した講座、講演会、映画上映会等の関連イベントの実施により、利用者増加の取り組みを行っているとのことであった。

⑥ 監査結果

平成 24 年度は開館年度でもあり、当初予想を上回る来館者があったが、今後も同様の利用を促すためには、新たな来館者数の増加に加え、リピーターの獲得が課題となることから、企画内容の充実を中心とした取り組みが行われている。更に、隣接するレストランの利用者が本施設を利用したくなるような料金面やソフト面での対応についても注視したい。

6. 厚生部

(1) 富山県立総合衛生学院

① 概要

当学院は、保健師、助産師、看護師、養護教諭の養成機関として、必要な知識及び技術を修得させるとともに、人々の健康と福祉の増進に貢献できる有能な人材を育成することを目的として開設された。昭和23年に開所した不二越病院附属甲種看護婦養成所を、昭和26年に富山県立中央病院付属高等看護学院と改称し富山県に移管した。昭和51年に学校教育法に基づく専修学校となり、現在は、保健学科、助産学科、看護学科の3学科を設置している。

(2) 台帳登録財産の内訳（平成 24 年度末日現在）

(建物)

(単位：面積一m²、金額一千円)

No.	種類	財産名	構造	取得年	面積	金額
建 1	行政財産	本館	鉄筋コンクリート	S46	4,909	463,820
建 2	行政財産	別館	鉄筋コンクリート	S50	1,605	185,823

(出典：公有財産台帳)

(注) 土地は富山県立中央病院から無償にて借受けている。

③ 論点（老朽化）

当学院の本館は、建築より42年が経過しており、また、別館は建築より38年が経過している。いずれも減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「財務省令」という。）における鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の学校用建物の耐用年数である47年に迫っている。本施設の建物について老朽化が進んでいることから、耐震対応や修繕等施設の維持管理の状況及び今後の維持管理方針を確認し、建物の老朽化に対する適切な対応がなされているかを確認する必要がある。

④ 主な実施手続

これまでの耐震対応及び改修等の実績、現在認識されている施設の利用に関する課題及び今後の維持管理方針等につき、学院担当者に質問するとともに、関連書類を閲覧した。

⑤ 論点（老朽化）に対する検討結果

i. 耐震対応、主な改修等の実績及び今後の工事予定

平成10年度において、寮として使用されていた部分を在宅看護実習室に改修し、新たな

カリキュラムへの対応を行った。

また、耐震補強工事は平成19年度から20年度において実施済みであり、その後は、大規模な改修工事が必要となる状況は発生していない。

なお、この補強工事にあたっては、当学院を4年制の看護大学として整備することについても検討されたが、施設の整備に多額の投資が必要であること及び教員の確保が困難であること等により、4年制の看護大学の整備については、県内の大学における定員増にて対応することが現実的であるとされた。その結果、当学院における4年制の看護大学の整備は見送られ、現在の場所での耐震補強工事と併せて改修工事等を実施することになった。

また、平成25年度においては、公益社団法人富山県看護協会が運営する富山県認定看護師教育センターに施設の一部を提供するための改装を実施している。また、この改装に伴い、現在教室として使用している2室を提供したため、研修室4室を教室2室にするための改装も同時に行われている。

本学院においては、看護の形態の多様化、授業の少人数化など、教育環境そのものの変化に合わせ、隨時、施設の整備が行われている。

ii. 施設の利用に関する課題

学院側の説明によると、施設についての主な課題として、教室がほぼフル稼働されていることに伴う学生の相談用のスペース等の確保、老朽化している空調設備の更新等の必要性を認識している。ただし、学生の相談用のスペースについては、現在は、教室の空き時間を利用すること等により対応し、空調設備の更新については、予算に関し所管課との調整を行う必要があるとのことであった。

老朽化している設備については、安全な利用環境を優先的に確保するため、修繕の優先順位付けや、計画的な予算配分が必要になると考えられる。なお、修繕の優先順位付け及び計画的な予算配分については「第五. 各論 1. 総括的検討（4）全庁的な維持管理・修繕対応について」における意見を参照されたい。

(2) 国際健康プラザ本館・イタイイタイ病資料館

① 概要

イタイイタイ病の貴重な資料や教訓を後世に継承するため、富山県立イタイイタイ病資料館条例（平成23年6月29日）に基づき設置された。

イタイイタイ病の関連資料が散在していること、実体験者及びその家族の高齢化が進んでいることから、資料の収集・整理・保存が課題となり、平成21年にイタイイタイ病関係資料継承検討会が設置された。検討の結果、平成22年に、資料及び教訓を将来にわたり承継してゆくための具体策として資料館の設置が提言された。

当資料館の整備に当たっては、必要な延床面積を有し、かつ、比較的築年数の浅い施設である旧国際伝統医学センターを改修する方法が選択された。改修の対象となる建物は、トレーニング場やプール、温泉施設がある健康スタジアム、健康づくりに関する資料を展示している生命科学館に隣接しており、健康に深く関連する資料館の設置場所として適切であると判断されたものである。改修工事は平成23年度に完了し、平成24年4月に資料館が開館した。

資料館では、資料の展示のほか、病気の恐ろしさを直接伝える語り部事業を行い、イタイイタイ病に関する教訓を来場者に提供している。

(2) 台帳登録財産の内訳（平成 24 年度末日現在）

(建物)

(単位：面積一m²、金額一千円)

No.	種類	財産名	構造	取得年	面積	金額
建 1	行政財産	国際健康プラザ 本館・イタイイ タイ病資料館	鉄骨・鉄筋 コンクリー ト	H11	10,670	3,464,872

(出典：公有財産台帳)

(注) 上記には健康スタジアム 5,024 m²、生命科学館 1,736 m²ほかが含まれている。

イタイイタイ病資料館に該当する部分は 1,210 m²に相当する部分である。

③ 論点（稼働状況）

平成24年度に新たに開館した施設であることから、開館初年度の利用状況を確認し、当該施設が有効に利用されているかを検討することに意義がある。

④ 主な実施手続

関連資料の閲覧及び所管課への質問により当施設の利用状況を確認した。

⑤ 論点（稼動状況）に対する検討結果

i . 入館者数の状況

開館初年度の入館者数は38,207人、1日あたりの平均利用者数は134人であった。開館初年度であることから話題性も高く、目標の年間入館者数30,000人を上回る結果となった。

平成25年度については、平成25年4月から同年7月までの4ヶ月の実績は、入館者数9,866人、1日当たりの平均利用者数は94人である。（出典：所管課作成資料）

ii . 類似施設との比較

平成24年度の入館者数につき、イタイイタイ病と同じく四大公害病に関する資料館として、新潟水俣病資料館、水俣病資料館との比較を行った。

なお、四日市ぜんそくに関する施設は、四日市市環境学習センター内にある小規模な資料室であるため、比較対象には含めていない。

	イタイイタイ病資料館	新潟水俣病資料館	水俣病資料館
延べ床面積	1,210 m ²	1,210 m ²	1,184 m ²
主な内容	模型・パネル・映像による展示、語り部による口演、閲覧用資料の提供ほか		
平成 24 年度入館者数	38,207 人	37,609 人	49,144 人

（出典：所管課作成資料）

3施設の中では、水俣病資料館の利用者数が他の2施設に比べ多くなっている。

水俣市は、公害の経験教訓から全国に先駆けて「環境モデル都市づくり」を宣言している。また、国全体で低炭素社会づくりの必要性が高まるなか、「環境まちづくり構想」を取りまとめ、構想の柱の一つとして 環境学習都市づくりを掲げている。

環境学習都市づくりの取り組みとして、水俣病資料館を中心に、熊本県環境センター、環境省の水俣病情報センターとが連携した環境学習の推進を図り、修学旅行や教育旅行、視察研修の誘致と訪問者の増加を目指している。具体的には、「みなまた環境大学」など、水俣病だけでなく市内の様々な環境の取り組みを素材とした環境学習プログラムを実施するとともに、国際貢献という観点からJICA 研修などの受け入れも行っている。

（出典：みなまた環境まちづくり研究会報告書（平成 23 年 3 月水俣市））

⑥ 監査結果

既存の施設を有効利用することにより、イタイイタイ病に関する資料の収集・整理・保存という課題の解決と施設整備のための費用の圧縮が同時に図られた例として評価できる。

本館の設立目的であるイタイイタイ病の貴重な資料や教訓を後世に継承するためにも、今後、利用者増加に向けた取り組みが行われることを期待したい。

利用者の増加に向けては、隣接する健康プラザ及び生命科学館の利用者に来場してもらうための企画を立案することや、イタイイタイ病を通じ公害や環境について学ぶことのできる施設として、研究機関や教育機関との連携により、様々なテーマでの企画展や講演会を実施することなどを検討されたい。また、公害・環境の問題は世界において共通の課題であることから、新興国への公害・環境の啓蒙を趣旨とした国際的なシンポジウムを国際会議場との連携により開催するなど海外からの来場者を取り込む施策についても積極的に議論されたい。

(3) 中央病院改修工事

① 概要

診療科20科を有する総合病院であり、主な施設としては以下の病棟がある。

中央病棟	地上 10 階、地下 1 階、延床面積 24,240 m ²
中央・外来診療棟	地上 5 階、地下 1 階、延床面積 21,181 m ²
東病棟	地上 3 階、延床面積 4,610 m ²

東病棟は平成23年3月に新築された。周産期・小児医療体制の充実を図るためMFICU（母体胎児集中治療室）を備えた産科病棟のほか、精神科病棟及び透析室等が整備されている。

(出典：所管課作成資料及び病院パンフレット)

② 固定資産台帳における建物の増加

固定資産台帳上の平成24年度における建物の増加は増加面積113m²、増加金額832,797千円であった。

なお、殆どが既存の建物の改修であったため、面積の増加は、救命棟への渡り廊下の増設18m²と売店の拡張部分95m²のみであった。

③ 論点（取得取引）

本施設は、平成24年度に大規模な改修が行われているため、施設の更新に至る経緯を確認するとともに、契約手続、支払手続及び台帳登録手續が関連規則にしたがい適切に実施されているかについて確認する必要がある。

④ 主な実施手続

- i . 病院担当者への質問及び関連資料の閲覧により改修工事の概要及び経緯を把握した。
- ii . 文書の閲覧と関連規程との突合により工事による資産の取得に関する手續の妥当性を検討した。

⑤ 論点（取得取引）に対する検討結果

i . 改修工事の概要及び経緯

平成24年度において実施された大改修の主な内容は、産科手術室の整備、NICU（新生児特定集中治療室）の拡充、小児科病床の整備である。

当該改修は平成21年度に作成された富山県地域医療再生計画における周産期・小児医療体制の充実の取り組みの一環として行われたものである。この取り組みにおいて行われた主な工事は以下の通りであり、平成24年度において一通りの工事が完了した。

- ・東病棟2階にMFICU、LDR（陣痛分娩回復室）を新築
- ・中央病棟2階のNICUを拡大
- ・中央病棟2階に小児科病床を整備
- ・中央病棟2階に産科手術室を整備

（出典：所管課作成資料及び病院パンフレット）

ii. 工事による資産の取得手続

一般競争入札による契約手続、支払手続及び台帳登録手続に関する関連文書の閲覧と関連規則等との突合を行った結果、手續は関連規則等にしたがい適切に実施されていた。

(4) 旧流杉老人ホーム跡地

① 概要

当該土地は、昭和 44 年に開設された県立流杉老人ホームの跡地である。平成 2 年に従前の建物を取り壊し、隣接する土地に新築移転したことから、未利用地として管理されている。県有地の有効活用に関する部局長会議において、処分に際し支障となる事由がある財産として、今後の有効活用についての検討が行われている。

② 台帳登録財産の内訳（平成 24 年度末日現在）

(土地)

(単位：面積—m²、金額—千円)

No.	種類	財産名	取得年	面積	金額
土 1	普通財産	施設敷地（旧ホーム）	S38	14,776	129,083
土 2	普通財産	旧職員宿舎敷地	S44	329	4,616

(出典：公有財産台帳)

(建物)

(単位：面積—m²、金額—千円)

No.	種類	財産名	構造	取得年	面積	金額
建 1	普通財産	納骨堂	コンクリート造	S38	8	115
建 2	普通財産	倉庫（旧職員宿舎）	コンクリート造	S44	89	2,378

(出典：公有財産台帳)

③ 論点（未利用）

当物件は未利用地として県有地の有効活用に関する部局長会議の検討対象となっていることから、今後の有効活用に向けた取り組み状況及び維持管理の状況を確認する必要がある。

④ 主な実施手続

- ・現場視察及び所管課への質問により、今後の有効活用に向けた取り組み状況及び維持管理状況を確認した。

⑤ 論点（未利用）に対する検討結果

i. 今後の有効活用に向けた取り組み状況

所管課によると、当該物件については、売却による処分を行うことが検討されていると

のことであった。なお、売却にあたっての課題及び対応状況は以下の通りである。

平成24年度においては地番確定、境界確定のための測量が行われており、売却に向けた法的な準備の一部が行われた。

一方、売却処分の障害となっている納骨堂の移転先は未定である。所管課においては近隣の寺院等への移転を検討しているとのことである。

また、所管課によると、売却先についても未定であり、今後、市街化調整区域においても社会福祉法人等売却可能な先を模索する方針であることであった。

売却に当たっての課題	対応状況
市街化調整区域であり、売却先が限られる。 (市街化調整区域は、都市計画法第7条により、市街化を抑制すべき区域とされる。新たな建築物の建築等が制限されることから、一般的に活発な取引が行われない。)	売却先として社会福祉施設等を検討しているが、具体的な売却先は未定である。
納骨堂があり、売却に際しては移転等の措置が必要である。	近隣の寺院、墓地等への移設が検討されているが、具体的な移転先は未定である。
国有地（水路・道路）が混在しており、売却に際し、管理者である富山市との協議が必要である。	平成24年度中に地番確定、境界画定のための測量を実施した。
田から宅地への地目変更が必要である。	同上。

ii. 維持管理の状況

所管課によると、土地については、地元町内会に委託し、年2回程度除草等を行うことにより、現状維持を図っているとのことである。

また、納骨堂については、老人ホームにより日常的に供花、清掃等が行われているほか、年1回の法要も當まれているとのことであった。

なお、平成24年4月において、倉庫として使用していた敷地内の建物（格納庫及び機能訓練室）が強風により倒壊したため、解体撤去したことである。

このほか、旧職員宿舎敷地（土2）及び倉庫（旧職員宿舎）（建2）については、建物内部にも立入り、要修繕箇所の有無及び保管されている物品等の状況について確認を行った。その結果、建物の内部には、未使用の寝具等が保管されているほか、雨漏りにより、天井や床が損傷している箇所もあった。

所管課によると、当該建物は、昭和44年に建築され、当初は職員宿舎として使用されていたものであるが、宿舎を使用する職員が減少したことにより、一部を倉庫として利用することとなり、平成16年には、職員宿舎としての使用が見込まれないこととなつたため、倉庫に用途変更されたとのことである。

その後、平成19年に老人ホームの運営管理を社会福祉法人へ移管する際、当面引継ぎ等に必要と思われる物品を当該建物に保管したが、引継ぎ作業終了後、建物を訪問する機会が少なくなるにしたがい、内部の状態が十分に確認されない状態が続いたとのことであつ

た。なお、所管課は、今回把握した状況を踏まえ、今後は当該建物を倉庫として利用しない方針である。

⑥ 監査結果

【指摘 2】

(建物の現状確認について)

所管課によると、倉庫（旧職員宿舎）（建2）については、従来より、所管課による建物外部からの現物確認がなされていたものの、平成19年における社会福祉法人への運営管理の移管作業が終了した頃から、建物内部の現状確認が十分に行われず、損傷箇所の修繕が実施されなかつたとのことであった。

富山県財産管理規則第13条では部局の長はその所管する公有財産について常にその状況を把握し、特に公有財産の維持保存に關し注意しなければならないとされているが、当該倉庫については、同条に反している。

今後は同条にしたがい、他の物件も含め現状確認を徹底すべきである。

【意見 7】

上記のとおり、所管課は、今後は当該建物を倉庫として利用しない方針である。

当該建物は建築から40年以上経過と老朽化が進んでいることから、解体処分など今後の対応について検討を進められたい。

(5) 社会福祉施設建設予定地

① 概要

高志リハビリテーション病院に隣接する土地であり、昭和53年に社会福祉施設建設予定地として取得されたが、その後の社会情勢及び法制度の変化により結局は社会福祉施設が建設されず、未利用地として県有地の有効活用に関する部局長会議における検討対象とされてきた。

なお、平成25年7月における県有地の有効活用に関する部局長会議の資料によれば、平成24年3月末現在の面積49,031m²のうち、33,850m²が、メガソーラー事業用地として民間業者に貸付けられている。

② 台帳登録財産の内訳（平成 24 年度末日現在）

(土地)

(単位：面積一m²、金額一千円)

No.	種類	財産名	取得年	面積	金額
土 1	行政財産	社会福祉施設建設予定地	S53	49,031	415,785

(出典：公有財産台帳)

平成25年8月に入手した公有財産台帳を閲覧したところ、平成25年7月において、以下の減少取引があった。

県所管課によると、減少の理由は、平成25年7月にメガソーラー事業を行う事業者への貸付が開始されたことをもって、当該事業を企画管理する商工企画課へ資産の所管換えが行われたことによるものであった。

なお、減少取引の対象とならなかった部分（14,633m²）は、隣接する総合リハビリテーション病院の改修工事に伴い、仮設駐車場及び資材置き場として使用されており、工事完了までは、現在の使用を継続する見込みであるとのことであった。

減少数量	減少価格	備考
34,398 m ² （注1）	291,702 千円	商工労働部商工企画課への所管換えによる減少

(注1) メガソーラー事業用地 33,850 m²、管理道路 548 m²の合計である。このうち事業者への貸付を行っているのはメガソーラー事業用地 33,850 m²である。

③ 論点（未利用地貸付）

未利用地として、県有地の有効活用に関する部局長会議における検討対象とされてきた物件につき、平成24年度中にメガソーラー事業者への貸付による活用が実現した例である。貸付が実現した経緯を把握し他の未利用地の活用に応用できる点がないかを検討することは意義がある。

④ 主な実施手続

- ・資料の閲覧及び所管課への質問により貸付の経緯及び条件等を把握した。

⑤ 論点（未利用地貸付）に対する検討結果

平成23年3月に発生した東日本大震災を契機に成立した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の施行に伴い電力事業者による再生可能エネルギーの買取が義務付けられたことを受け、県において以下の取り組みを行った。

・平成 23 年 10 月から平成 24 年 3 月

再生可能エネルギー基礎調査事業により、4ha以上の未利用の県有地等を対象に調査候補地を選定し、大沢野採土跡地、総合リハビリテーション隣接地及び氷見市国見地区（民有地）において調査を実施した。

・平成 24 年 3 月

上記調査の結果、3地区とも技術的にメガソーラーの建設が可能という調査結果の取りまとめを行った。

総合リハビリテーション隣接地については、平成24年11月に事業者の募集が行われ、平成24年12月に事業者が決定した。

その後、平成25年7月に、事業者への貸付が開始されたことをもって、メガソーラー事業を企画管理する商工企画課へ、資産の所管換えが行われた。

なお、事業者によるメガソーラ設備の運転は平成25年12月に開始されている。

⑥ 監査結果

県有地の有効活用に関する部局長会議において検討対象とされていた資産につき、具体的な活用方法が決定した事例として評価できる。

当該事例では、新しく施行された法律に対応するため、再生可能エネルギー事業に使用することができる土地についての調査が行われた。県側の説明によると、県有地の有効活用に関する部局長会議において報告されている資料に基づき、調査対象となる土地を選定したことであった。

県有財産の状態をタイムリーに把握するためには、部局横断的な情報交換が適時に行われる必要がある。県有地の有効活用に関する部局長会議への報告資料はこのような情報交換の役割を果たすものとして、今後も重要な機能を果たすものと考えられる。

7. 商工労働部

(1) 富山県赤坂会館

① 概要

当会館は、県職員の東京における宿泊施設として昭和48年に開館した。

宿泊施設のほか、会議室（定員24名）や宴会室（定員35名）があり、会議や団体での飲食も可能である。平成8年には一部を洋室に改装し、新装オープンしている。なお、宿泊施設や飲食施設は県職員以外の者による一般利用も可能であり、近年の利用は、8割弱が一般利用となっている。

県側の説明によると、当会館は県職員等本県関係者の宿泊施設としての利用のほか、富山の味覚を味わえる施設として県人会、県関係企業等の交流、情報交換等の場としての利用など東京における本県の拠点としての機能も有し、富山県のPRにも一定の役割を果たしているとのことである。

なお、運営は一般財団法人富山会館に委託されており、県は本施設の管理運営に係る収支赤字相当額を委託料として支出している。

(出典：所管課作成資料及び当会館ホームページ)

② 台帳登録財産の内訳（平成 24 年度末日現在）

(建物)

(単位：面積—m²、金額—千円)

No.	種類	財産名	構造	取得年	面積	金額
建 1	普通財産	赤坂会館建物	鉄筋コンクリート	S48	3,099	273,252

(出典：公有財産台帳)

(注 1) 敷地 (1,387 m²、台帳価格 1,423,062 千円) は経営管理部財政課の所管となっている。これは、土地の管理を東京にて行うため、東京事務所を所管する財政課の取り扱いとしていることによるものである。

③ 論点（稼働状況）

本施設は、一般財団法人富山会館（以下、財団という）へ管理運営を委託することにより施設の管理運営が行われているが、管理運営の収支差額が赤字になった場合、当該赤字相当額を県が委託料として補填しており、施設の稼働率が低く赤字発生が恒常化している場合には県の負担が将来にわたり発生し続けることになることから、稼働率を高める施策及び存廃に関する検討状況を確認する必要がある。

④ 主な実施手続

本施設が本来の目的を維持しつつ効率的な運営が行われているか検討するため、本施設の利用状況及び維持管理費用について年度推移を把握するとともに、今後の対応方針を確認した。

⑤ 論点（稼動状況）に対する検討結果

i 維持管理費用の推移

管理運営の収支と県委託料の推移

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
収入	98,775	92,196	89,312	85,631	93,055
管理運営費	120,162	113,192	113,728	111,472	118,283
収支差額 (県委託料)	▲21,387	▲20,996	▲24,416	▲25,841	▲25,228

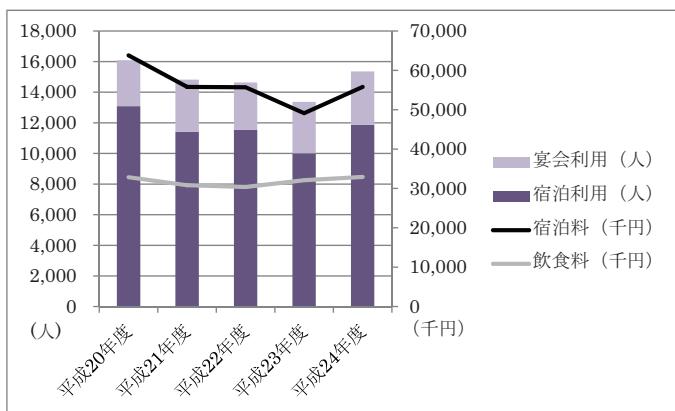
(出典：所管課作成資料)

財團へ管理運営を委託することにより、施設の管理を行っている。なお、管理運営の収支差額が赤字になった場合、当該赤字相当額を県の委託料として支払っている。

平成20年度から平成24年度にかけては2千万円から2千5百万円程度の赤字が発生しており、同額が県の委託料として支払われている。

ii . 利用状況

1) 利用者数及び利用料の推移



(出典：所管課作成資料)

平成20年度から平成24年度までの宿泊利用者数と宴会利用者数の合計は1万3千人から1万6千人程度で推移しており、平成24年度の実績は1万5千人であった。

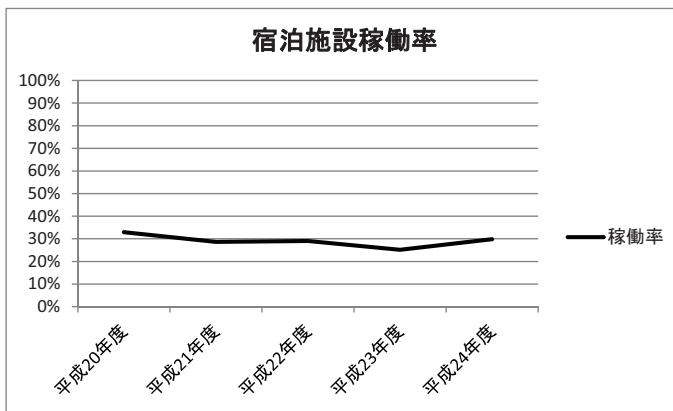
また、宿泊料と飲食料の合計は8千1百万円から9千6百万円程度で推移しており、平成24年度の実績は8千8百万円であった。

県側の説明によると、これまで様々な利用促進策を行うなど集客の努力は行っているが、利用料金や設備の面で、周辺の他の宿泊施設との競争が激しく、利用者数は伸び悩んでいるとのことであった。

また、新幹線開業に伴い、東京・富山間の日帰りでの移動が増加した場合には、当会館の利用者数はさらに減少するとも考えられる。

2) 稼働率の推移

所管課によると、宿泊施設の収容可能人数は109人であり、仮に365日稼動したとした場合の稼働率を100%として平成20年度から平成24年度までの稼働率を計算した。



(出典：所管課作成資料)

平成20年度から平成23年度までの稼働率は20%から33%で推移しており、平成24年度の実績は30%であった。

観光庁ホームページ記載の「宿泊旅行統計調査(平成24年1月～12月分(年の確定値))」によると、平成24年における東京都の客室稼働率は旅館が24%、リゾートホテルが54%、ビジネスホテルが69%、シティホテルが64%、会社・団体の宿泊所が39%であった。

県側の説明によると、当会館は元々県職員の東京都内における宿泊施設として設置されたとのことであるが、ホームページにおいては県職員以外の利用者に対する宴会プランやビジネスプラン等も紹介されており、旅館やビジネスホテルとしての性格も有していると考えられる。

当会館の稼働率は、東京都における客室稼働率のうち、旅館の稼働率を上回っているも

のの、他のタイプの稼働率との比較ではいずれも下回っている。

県所管課によると、東京都内における安価な宿泊施設の増加により、競争が激化していることから、利用者増加に向けた取り組みが必要とのことである。また、県側の説明によれば、利用料金の割引、飛行機利用・鉄道利用の宿泊パックの導入及び県内企業や在京企業への営業活動の強化、インターネットを活用した宿泊予約サービスの充実などにより利用促進に向けた取り組みを行っているとのことであった。

赤字を解消し、県の負担を減少させるためには、収入の増加あるいはコストの削減による対応を行う必要がある。

収入の増加につき、簡便的に試算した一人当たり利用料6,029円（注1）を用いて試算すると、平成24年度の2千5百万円の赤字を補填するには、年間約4,150人（1日あたり約11人）の増加が必要となる。

（注1） 一人当たり利用料（以下の算式により監査人が算出）

$$\begin{aligned} \text{平成 24 年度収入計 } 93,055 \text{ 千円} &\div \text{平成 24 年度利用者数合計 } 15,433 \text{ 人} \\ &= 6,029 \text{ 円} \end{aligned}$$

また、利用者が増加することにより、対応する管理運営費も増加すると見込まれるため、収入及び支出の双方を考慮すると、上記試算結果より多くの利用者の増加が必要となる。

平成24年度利用者数の実績は、東日本大震災の影響により一時的に利用者が減少した平成23年からは2,013人増加したものの、震災前の平成22年度と比べた場合は、774人の増加に留まっている。

平成24年度における利用者数の増加実績や、利用料金や施設面で周辺の他の宿泊施設との競争が激しいことを考慮すると、赤字を補填できる利用者数の増加を継続的に維持することは容易ではないと見込まれる。

⑥ 監査結果

【意見8】

本施設については、赤字発生が恒常化しており、平成20年度から平成24年度にかけては、県が負担する赤字補填のための委託費の支出額が、毎年度2千万円から2千5百万円程度発生している。

また、新幹線開業に伴い、東京・富山間の日帰りでの移動が増加した場合には、当会館の利用者は今後さらに減少するとも考えられる。

本施設は、当初は県職員の東京都内における宿泊施設として設置されたものの、民間の安価な宿泊施設の利用が増えたこと等により、近年は、県職員による宿泊利用の割合は全体の2割程度（注1参照）となっており、県が本施設を保有する意義が乏しくなってきていると考えられる。本施設は県職員の宿泊以外にも、富山県民、団体等の宿泊や在京県人関

係者の交流、情報交換等の拠点として利用されているほか、富山県のPRにも一定の役割を果たしている。しかし、宿泊機能の点からは、県有施設として今後も継続して保有する必要性が乏しいと認められるため、民間業者への売却による処分など、赤字補填のための支出ができるだけ早期に縮小するための抜本的な施策を検討する必要がある。

(注 1) 宿泊者数全体に占める県職員の推移

(単位：人、%)

	平成 20 年 度	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年 度
県職員宿泊者数①	3,966	3,308	2,814	2,307	2,707
宿泊者数合計②	13,091	11,407	11,543	10,013	11,867
県職員の割合 (①/②)	30.3	29.0	24.4	23.0	22.8

(2) 生活工学研究所

① 概要

当施設は、県立の試験研究機関である富山県工業技術センター（以下、「工業技術センター」）に属する研究所である。当研究所の母体は富山県繊維工業試験場（昭和35年設立。大正6年に創立した富山県染織講習所を母体とする。以下、「繊維工業試験場」）であり、施設の老朽化や試験研究設備整備のため、民有地を取得することにより、平成9年に生活工学研究所として新築移転された。

生活工学研究所が属する工業技術センターは、主に県内企業の技術力向上と新製品開発を支援するために、富山県工業試験場（大正2年創立。以下、「工業試験場」）と繊維工業試験場を統合することにより昭和61年に設置された。

専門分野の異なる3つの研究所が、県内3箇所に整備されており、各研究所において以下の事業を実施している。

- ・研究事業
- ・技術開発
- ・依頼試験研究・分析（有料）
- ・試験研究設備の開放（有料）
- ・技術者の育成（有料）
- ・共同研究（有料）
- ・技術指導・技術相談（無料）
- ・技術講習会・研究会（無料）
- ・技術情報の提供（無料）
- ・施設見学

なお、各研究所の概要等については、下記⑤「論点に対する検討結果」 i. 「工業技術センターに属する各研究所の概要及び所在場所との関連」を参照されたい。

② 台帳登録財産の内訳（平成 24 年度末日現在）

(土地)

(単位：面積一m²、金額一千円)

No.	種類	財産名	取得年	面積	金額
土 1	行政財産	生活工学研究所用地	H8	14,392	158,405

(出典：公有財産台帳)

(建物)

(単位：面積—m²、金額—千円)

No.	種類	財産名	構造	取得年	面積	金額
建 1	行政財産	加工技術棟	鉄骨造	H8	1,508	227,011
建 2	行政財産	管理研究棟	鉄骨・鉄筋コンクリート	H8	1,802	322,188
建 3	行政財産	生活工学棟	鉄骨造	H8	579	70,721

(出典：公有財産台帳)

③ 論点（稼働状況）

県内には工業技術センターに属する研究所として、本施設の他2つの研究所がある。

各研究所が県内に分散して所在している理由及び稼働状況を確認し、施設の重複による非効率等が生じていないかを確認する必要がある。

④ 主な実施手続

- ・資料の閲覧及び所管課への質問により、各研究所の特徴と役割を確認し、施設が所在している場所との関連を把握した。
- ・現場視察を行い、遊休部分や低稼働の設備がある場合には、所管課への質問等によりその理由を把握し、今後の利活用について検討すべき事項がないかを確認した。

⑤ 論点（稼働状況）に対する検討結果

i. 工業技術センターに属する各研究所の概要及び所在場所との関連

各研究所の台帳登録財産の内訳

(単位：面積—m²、金額—千円)

施設名	専門分野	敷地面積	土地台帳価格	建物面積	建物台帳価格
中央研究所 (注 1)	金属材料、プラスチック、セラミック等各種複合材料	54,738	1,160,546	11,959	1,430,247
生活工学研究所	衣服、福祉用具スポーツ用具等生活関連製品	14,392	158,405	3,890	619,921
機械電子研究所	機械電子関連材料・部品	9,384	166,834	2,851	325,509

(注 1) ものづくり研究開発センターを含む。なお、同センターではものづくりを支える最新の分析機器や精密加工機械の整備し、革新技術の創出や人材の育成を行っている。

各研究所の所在地との関連

県側の説明によると、各研究所は地場産業との連携により活動していることから、それぞれの専門分野に関連する産業の拠点となる地域に整備されているとのことである。

各研究所の所在地における主な関連産業は以下の通りである。

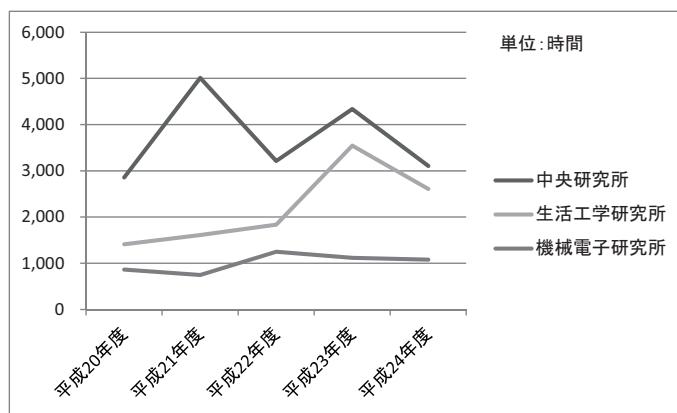
研究所	所在地	主な関連産業
中央研究所	高岡市	豊富な電力を利用した特殊鋼等の工業材料の製造
生活工学研究所	南砺市	加工糸、メリヤス生地、絹・綿・合織織物の製造、木材を利用したバット・ゴルフクラブの製造
機械電子研究所	富山市	重工業に替わる新たな産業としての機械電子関連材料及び部品の製造

(出典：富山県工業技術センターホームページ、パンフレット及び公有財産台帳)

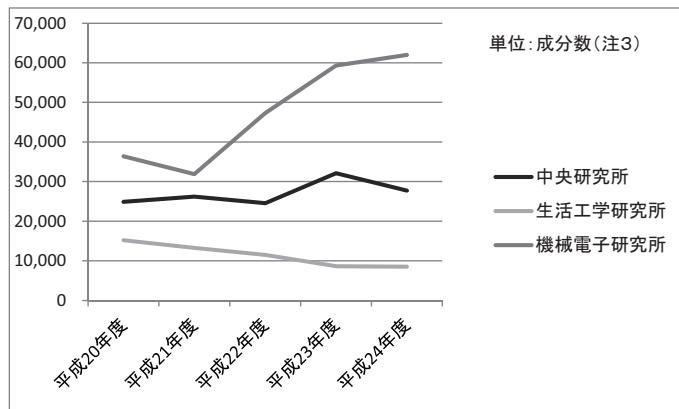
この中で、生活工学研究所は、衣服、福祉用具スポーツ用具等生活関連製品に関する研究開発及び試験研究を行っている。近年の研究開発事例として、衣服関連では発汗時を考慮した高機能インナーウエアの開発研究、福祉用具関連では褥瘡予防療養マットの試作、スポーツ用具関連ではトレーニング用ゴルフクラブの開発が挙げられる。

ii. 稼働率の推移

設備利用（注1）



依頼試験（注 2）



- (注 1) 企業等に対する設備の貸出である。業務報告書においては時間数により稼働状況が把握されている。
- (注 2) 企業等からの試験依頼である。業務報告書においては成分数（注 3 参照）により稼働状況が把握されている。
- (注 3) 成分数は依頼に対する処理結果量を表す数値であり、試験項目により、測定数、試料数、時間数等を表す。例えば、1 件の依頼につき 10 個の試験結果を出した場合、成分数は 10 となる。
- (注 4) このほか、研究所が独自に行ってい研究開発があるが、稼働状況を示すデータが無いため、上記には含めていない。

（出典：業務報告書）

設備利用の時間数は、機械電子研究所は横ばい、中央研究所及び生活工学研究所においては平成24年度においては平成23年度に比べ2割～3割程度減少している。

依頼試験の成分数は、機械電子研究所では増加したものの、中央研究所及び生活工学研究所ではやや減少した。

県側の説明によると、生活工学研究所においては、企業における内製化により、設備貸出及び試験依頼は漸減傾向にあるとのことである。

iii. 現場視察における遊休設備等の確認

現場視察時には稼働していない設備が一部見受けられた。当該設備の今後の使用見込みにつき、県側に質問したところ、使用頻度が低い設備や旧式の設備であっても、企業からの製品化前の試験研究等の要請に応じるため、隨時使用できる状況を保つておく必要があるとのことであった。

さらに、上記のほか、企業が設備投資を行うに当たっての設備自体の試験的稼働を行う役割、材料・製品などの品質・性能に関する試験成績証明を発行する役割等、公の施設ならではの役割を果たすためにも、現在保有している設備につき、要望のあるもの、必要なものは今後も継続して維持管理を行う必要があるとのことであった。

なお、各センターの設備及び機能を1箇所に統合し、施設の集約を図ることの可否について、県側に確認したところ、機械電子研究所及び生活工学研究所には、関連産業を営む研究所周辺の企業から材料や製品の持込が行われるため、現在の場所に其々所在している必要があり、研究所の統合は現実的ではないとのことであった。

⑥ 監査結果

県側の説明によると、企業における内製化により、設備貸出依頼は漸減傾向にあるとのことである。

しかし、工業技術センターに所属する各研究所は、地場産業を営む研究所周辺の企業と連携し、製品化前の試験研究を企業の設備負担無く行う役割、企業が設備投資をするに当たっての設備自体の試験的稼働を行う役割、試験成績証明を発行する役割等、公の施設ならではの役割を担っている。

このような役割を果たすためには、使用頻度が低い設備であっても、企業からの要請に応じ、隨時使用できる状況を保っておく必要がある。

そのため、修繕等の遅れや設備の長期間にわたる休止が生じないよう、計画的な設備管理がなされるかについて注視したい。

(3) とやま自遊館

① 概要

当施設は、勤労者の福利厚生を目的として、平成9年に開業した。レストラン、会議室、ホールのほか、宿泊施設及びトレーニングジムが整備されている。

敷地は平成8年に富山県土地開発公社が国鉄清算事業団等から購入し、同年富山県が取得した。

建物は、平成8年に厚生省（現厚生労働省）が所管する雇用促進事業団（平成23年に解散した独立行政法人雇用・能力開発機構の前身。以下、「雇用・能力開発機構」という。）と財團法人富山勤労総合福祉センター（現在は一般財團法人富山勤労総合福祉センター。以下、「富山勤労総合福祉センター」という。）により建設され、施設の運営は、富山勤労総合福祉センターが行っている。

平成15年に、雇用・能力開発機構の建物の持分を、富山県と富山市が2分の1ずつ取得し、それぞれの持分を富山勤労総合福祉センターに無償で貸付けている。

（出典：所管課作成資料及びとやま自遊館パンフレット）

② 台帳登録財産の内訳（平成 24 年度末日現在）

（土地）

（単位：面積—m²、金額—千円）

No.	種類	財産名	取得年	面積	金額
土 1	普通財産	とやま自遊館敷地	H8	4,864	281,152

（出典：公有財産台帳）

（建物）（注 1）

（単位：面積—m²、金額—千円）

No.	種類	財産名	構造	取得年	面積	金額
建 1	普通財産	とやま自遊館	鉄骨・鉄筋コンクリート	H15	4,075	18,350

（出典：公有財産台帳）

（注 1） 県、富山市、富山勤労総合福祉センターで持分登記されている。

③ 論点（稼働状況）

富山県においては、施設建設に係る富山勤労総合福祉センターの長期借入金返済に対する補助金を支出するとともに、運転資金を貸し付けている。

長期借入金返済に関する補助金は、平成29年度まで県が継続支出することとなっている。

そこで、将来における県の支出を軽減するための施策が検討されているかを確認する必要がある。

④ 主な実施手続

県の支出の状況、本施設の利用状況を把握した。

⑤ 論点（稼動状況）に対する検討結果

i. とやま自遊館に係る富山県の支出の状況

(単位：千円)

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
補助金（注 1）	110,113	106,233	100,750	97,007	95,772
貸付金（注 2）	▲3,291	6,647	-	-	16,500
合計	106,822	112,880	100,750	97,007	112,272

(出典：所管課作成資料)

(注 1) 主に施設建設に係る富山勤労総合福祉センターの長期借入金返済に対する補助金であり、富山市との折半による。

(注 2) 富山市との折半により、富山勤労総合福祉センターの運転資金を年度初めに貸付け、年度末に回収している。上表では各年度における貸付金の純増減額を記載している。

平成 24 年度においては、平成 23 年 11 月以降、建物貸付先が 1 団体減少したことにより、営業収入が 2 千万円程度減少した。そのため、貸付金の支出が増加している。

上表のとおり、富山県においては、合計年間 1 億円から 1 億 1 千万円程度を支出している。

ii. とやま自遊館の利用状況

利用者数の推移

(単位：人)

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
会議・研修 関連	13,483	14,063	11,964	11,630	10,695
宿泊関連	9,462	9,685	9,721	9,097	10,064
宴会関連	80,510	73,212	72,801	73,001	73,313
レストラン 関連	86,589	86,338	86,904	85,629	89,068
トレーニン グジム関連	108,796	112,811	116,590	115,756	113,800
合計	298,840	296,109	297,980	295,113	296,940

(出典：所管課作成資料)

利用者数については、宿泊関連、宴会関連及びレストラン関連は増加したが、会議・研修関連及びトレーニングジム関連は減少した。

レストラン及び宿泊については、過去5年間で最大の利用者数であった。レストランについては、料理長が権威のある料理大会で金メダルを獲得したことなどにより来客数が増加した。また、宿泊については、全国高等学校総合文化祭やとやま世界こども舞台芸術祭などのイベントの開催に伴い団体客の利用が増加した。

利用者数増加に向けた対策として、レストラン、会議・宴会場及びホールについては宴会や法要に対する営業強化、宿泊部門についてはツアーツーリズムとのタイアップの推進、トレーニングジムについては医療機関との連携による個人別プログラムの提供などが実施されている。（出典：富山勤労総合福祉センター事業計画）

⑥ 監査結果

【意見 9】

本施設については、当初建設資金への補助及び運転資金として、毎年度県から支出が見られる（平成24年度112,272千円）。また、利用者の増加に向けた様々な取組みが行われているものの、ここ数年の利用者数は横ばいの状況となっていることから、県の支出額を軽減するためにも、まずは、同施設の利用者の増加を図り、収支改善を行うことが急務である。なお、同施設は、富山駅に近く、また、富山県富岩運河環水公園や新富山県立近代美術館（仮称）建設予定地等に近接する立地条件であること、今後北陸新幹線も開業することから、当該エリアの中で必要とされるニーズに応じた同施設の役割等を再検討することが必要と思われる。

8. 農林水産部

(1) 富山県中央植物園

① 概要

富山県では県内の優れた植生地や公園・緑地などをそれぞれ特色のある専門植物園として整備し、これらをネットワーク化することにより、県土全体として一つの植物公園の形成を目指す「富山県植物公園構想」を推進しており、富山県中央植物園は、この植物公園ネットワークの核となる施設として平成元年から整備が進められた。平成5年10月1日に屋外展示園を開園し、その後、展示温室やサンライトホール、中国雲南省の植物と「石林の石」を配した雲南の植物コーナー等を整備して平成8年4月26日に全面開園した。平成12年2月には中国雲南省から導入した植物を育成・展示するための「雲南温室」が建設され、平成15年3月には休憩・教育用の施設「ドリアスホール」、平成17年10月には展示花壇「フローラルステージ」を整備して現在に至っている。

(出典：富山県中央植物園ガイドブック)

② 台帳登録財産の内訳（平成 24 年度末日現在）

(土地)

(単位：面積—m²、金額一千円)

No.	種類	財産名	取得年	面積	金額
土 1	行政財産	中央植物園用地	S50	244,919	1,820,099

(出典：公有財産台帳)

(建物)

(単位：面積—m²、金額一千円)

No.	種類	財産名	構造	取得年	面積	金額
建 1	行政財産	中央植物園 多目的ホール・エネルギー棟	鉄筋コンクリート	H6	1,614	409,360
建 2	行政財産	中央植物園 花木・ラン温室	鉄骨コンクリート	H6	1,308	245,684
建 3	行政財産	中央植物園 指導館	鉄筋コンクリート	S52	1,949	186,504
建 4	行政財産	中央植物園 熟帶果樹室	鉄骨コンクリート	H7	645	118,795
建 5	行政財産	中央植物園 高山植物室	鉄骨コンクリート	H8	348	58,099
建 6	行政財産	中央植物園 入主として鉄	H7～		109	57,284

No.	種類	財産名	構造	取得年	面積	金額
		ロゲート・東ゲート	筋コンクリート	H8		
建 7	行政財産	中央植物園 雲南温室・雲南温冷室	主として鉄筋コンクリート、鉄骨造	H11～H13	536	80,184
建 8	行政財産	中央植物園 ブロアー・ギアポンプ室	鉄筋コンクリート	H5	48	21,901
建 9	行政財産	中央植物園 作業・エネルギー棟	鉄骨造	H5	303	19,783
建 10	行政財産	多目的小ホール（ドリアスホール）	木造	H15	154	12,406
建 11	行政財産	中央植物園 便所 計 3箇所（注1）	主としてコンクリート造、鉄筋コンクリート	H5～H6	175	27,742
建 12	行政財産	中央植物園 温室 計 5箇所（注2）	鉄骨造	H5～H6	1,077	31,327
建 13	行政財産	中央植物園 大型車庫	鉄骨造	H8	131	4,759
建 14	行政財産	中央植物園 キューピクル上屋	鉄骨造	H5	42	1,274
建 15	行政財産	中央植物園 休憩所 計 4（注3）	鉄骨造 木造	S55～H5	209	5,117

(出典：公有財産台帳)

(注1) 西側便所 (70.68 m²、11,277 千円)、東側便所 (51.84 m²、9,477 千円)、駐車場便所 (52.56 m²、6,987 千円) の全 3 件の合計を記載している。

(注2) 热帶温室 (302.4 m²、8,905 千円)、栽培暖温带温室 (302.4 m²、8,340 千円)、栽培雲南温室 (207.9 m²、6398 千円)、栽培冷室 (151.2 m²、4,047 千円)、温带温室 (113.4 m²、3,634 千円) の全 5 件の合計を記載している。

(注3) 東側休憩所 (51.84 m²、2,453 千円)、南側休憩所 (106 m²、2,179 千円)、休憩所 (44.4 m²、257 千円)、四阿 (7.45 m²、227 千円) の全 4 件の合計を記載している。

③ 論点

i. 老朽化

指導館(建3) 及び休憩所(建15内休憩所)の老朽化が進んでいることから、耐震対応及び修繕計画等の状況について確認する必要がある。

ii. 管理状況

東日本大震災時に大規模空間を有する建築物の天井について、比較的新しい建築物も含め、脱落する被害が多く見られたことから、多目的ホール（サンライトホール）（建1）内中央のガラス屋根及び当該ホールに設置されている吊天井について、地震灾害等への対策が講じられているかを検討する必要がある。

iii. 取得手続

本施設において使用していた灯油ボイラーの耐用年数到来に伴い、平成25年度から平成26年度においてペレットボイラーの新設工事が予定されており、取替投資についての意思決定過程に問題がないか検討する必要がある。

④ 主な実施手続

i. 「③論点 i. 老朽化」に対する手続

- ・台帳閲覧による建物の築年数の把握
- ・建物の老朽化程度、要修繕箇所の有無の確認を中心とした現場視察
- ・建物の老朽化への対応方針についての担当者への質問

ii. 「③論点 ii. 管理状況」に対する手続

- ・上記課題について現状把握及び対策の確認を中心とした現場視察
- ・上記課題に対する取り組みについての担当者への質問

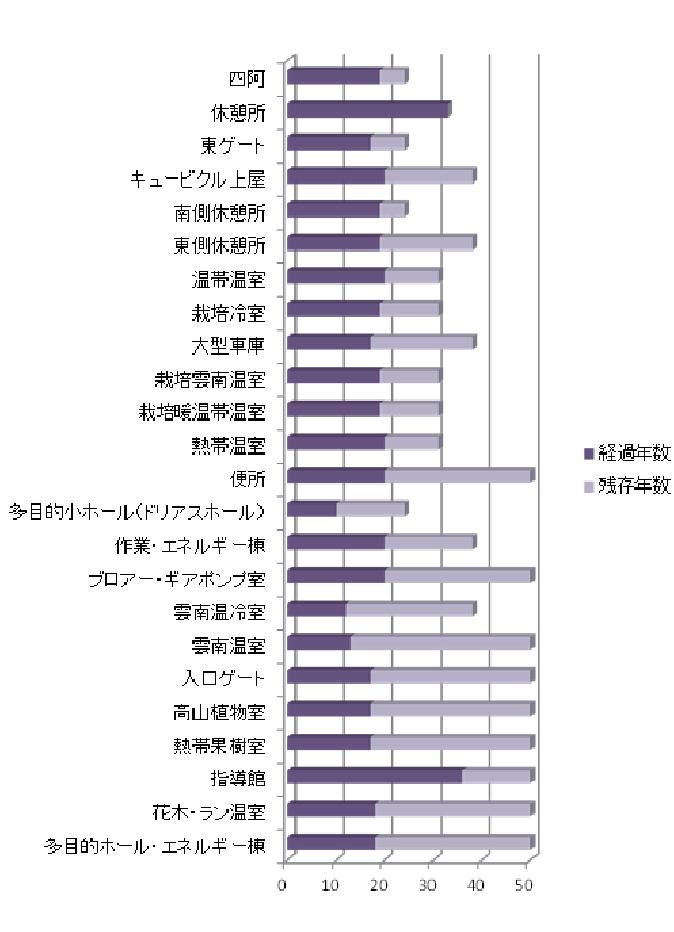
iii. 「③論点 iii. 取得手続」に対する手続

- ・取替投資の経緯についての担当者への質問及び関連資料の閲覧

⑤ 論点に対する検討結果

i. 「③論点 i. 老朽化」について

1) 主要な建物の経過年数と残存年数の把握



(出典：公有財産台帳の建築年度に基づき監査人が作成)

2) 老朽化している建物についての対応状況の確認

上表によれば、中央植物園の建物のうち、主に木造の休憩所や東ゲートは老朽化が進んでいる。しかしながら、休憩所等は簡易な施設であり、雨風による木材の劣化を防ぐため表面の塗装を行う等の修繕が適時に行われている。

中央植物園内で最も古い施設は、昭和52年に建設された指導館であるが、鉄筋コンクリート造による増改築が行われており、耐震に問題は無いと判断されている。また、指導館の外壁（庇）については、劣化により剥がれ落ちが見られることから平成25年度中に修繕が予定されている。

ii. 「③論点 ii. 管理状況」について

1) 課題についての現状把握

中央植物園多目的ホールであるサンライトホールは、企画展やコンサートに使用される多目的スペースとして機能している。ホールはガラス屋根の吹き抜けとなっており、開放的な演出と採光の役目を果たしている。従来は、吹き抜け部分に配置されている吊天井に照明を設置していたが、東日本大震災で大規模空間を有する建築物の天井について、比較的新しい建築物でも、脱落する被害が多く見られたことから、現在は照明を撤去するとともに、屋根のガラス板がこれまでに数枚破損（一部落下）した経緯を踏まえて、万一同様の事態が発生した際に被害を最小限に食い止めるため、吊天井部分に採光兼遮光可能な布製シートを取り付けている。

2) 課題についての今後の対応

従来、建築基準法では吊天井について明確な規定は存在しなかつたが、平成25年7月12日公布、平成26年4月1日施行の改正建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）では、特定天井（脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるもの）は、構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法又は国土交通大臣の認定を受けたものを用いるものとし、また、特に腐食、腐朽その他の劣化のおそれがあるものについては、その防止措置を講ずるものとするとされた。県側の説明によると、今後基準内容を把握し、現有の吊天井が改正基準を充足しているか否かを確認し、対策を講じる予定である。

iii. 「③論点 iii. 取得手続」について

1) 取替え投資の概要及び経緯について

平成25年度から平成26年度においてペレットボイラーの新設工事が予定されており、当該工事にあたっては、ボイラー本体の新設、建屋の新築及び配管工事等を合わせ約1億円の支出が見込まれている。

県所管課によると、ペレットボイラーの新設は、県の総合計画における重点戦略施策「公共施設への再生可能エネルギーの導入」を実現するために行われることであった。

また、対象となる施設の選定に当たっては、県有施設にあるボイラーのうち更新時期にあるものがリストアップされたほか、再生可能エネルギーのPRが可能な施設であるかどうか、灰の処理が可能であるかどうか等についても検討されたとのことである。

その結果、ボイラーの耐用年数が到来していること、集客力のある施設であり再生可能エネルギー利用に関するPR効果が期待されること及び灰の処理が可能であること等から、当植物園が対象施設として選定されたとのことであった。

また、関連資料の閲覧により、再生可能エネルギーの導入・効果的な活用という県の重点戦略目標の達成に寄与できることが、具体的な数値(下記参照)により確認されたうえで、ボイラーの新設が決定されていることを確認した。

(ペレットボイラー導入による効果)

項目	効果
未利用間伐材の利用による森林整備面積の拡大	約 5 万坪(富山城址公園約 3 個分)
灯油使用量の減少による二酸化炭素排出量の抑制	一般家庭の 1か月分の電力消費量約 1,340 戸分

(出典：所管課作成「中央植物園 暖房用ボイラー（ペレット）新設工事費」より)

⑥ 監査結果

【意見 10】

本施設においては、建物の老朽化に伴う耐震対応が必要な建物は認識されなかった。しかしながら、多目的ホール（サンライトホール）の吊天井及びガラス屋根については耐震対策が必要と考えられ、県側も課題として認識している。本ホールは入場ゲート正面に位置しており、本施設の中核とも言える建物であることから、来館者が多数利用するスペースである。北陸新幹線開通に伴い県内外からの来園者を募るため、首都圏へのPR活動、修学旅行生向けのオリエンテーリングの充実等の集客努力を強化している本施設においては、前述のガラス屋根及び吊天井の安全面の確保は急務であり、現状の応急処置的な対策では不十分と考えられる。

吊天井の撤去自体は容易と考えられるが、ガラス屋根の破損対策を含めた安全面の確保を図るための対策が求められる。なお、対策にあたっては、代替案との比較を実施し、採光及び展示品を保全するための遮光、また照明の増設が必要となった場合の維持管理コストの増加等を見込んだ意思決定により、早急な対策が講じられることが望まれる。

【意見 11】

ペレットボイラーへの取替投資については県の重点戦略目標の実現に伴い計画されたものであり、県の重点戦略目標の達成への寄与及び灯油ボイラーとペレットボイラーについての維持管理コスト比較に主眼を置き意思決定がなされているが、取替投資の検討に際

しては投資に関するすべてのキャッシュフローを加味した比較検討が基本とされるべきである。今後の投資意思決定においては、前述の代替案との比較検討を前提としたうえで、環境への配慮を加味した多角的な観点での検討が望まれる。

(2) 旧山村特産指導所

① 概要

平成11年3月31日に、富山県内の蚕業、和紙に関する試験研究及び指導を担ってきた「山村特産指導所」が廃止となり、平成22年に建物が取り壊され、更地となつた。現在は、隣接する中部厚生センター所管の旧八尾保健所敷地と一体で未利用地として管理され、県有地の有効活用に関する部局長会議において、処分に際し支障となる事由がある財産として、今後の有効活用について検討が行われている。

(2) 台帳登録財産の内訳（平成 24 年度末日現在）

(土地)

(単位：面積—m²、金額—千円)

No.	種類	財産名	取得年	面積	金額
土 1	普通財産	旧山村特産指導所敷地	S57	6,173	59,217
土 2	普通財産	旧山村特産指導所試験圃	S57	1,300	1,390

(出典：公有財産台帳)

③ 論点（未利用）

当物件は未利用地として県有地の有効活用に関する部局長会議の検討対象となつてゐることから、今後の有効活用に向けた取り組み状況及び維持管理の状況を確認する必要がある。

④ 主な実施手続

現場視察及び所管課への質問による今後の有効活用に向けた取り組み状況及び維持管理状況の確認を行つた。

⑤ 論点（未利用）に対する検討結果

i. 今後の有効活用に向けた取り組み状況

管財課の説明によると、売却に際しては以下の課題があり、予算内で順次計画的に解消していく予定である。

- a. 国有地（水路・道路）が混在しており、売却に際し、その点管理者である富山市との協議が必要である。
 - b. 周辺土地において公園と現況が相違している区域が存在する。
- a. については平成25年度内において未利用地内の国所有の法定外公共物について、富山市が国から譲与を受け、境界にある県所有の水路・道路と交換を完了することとなつており、解消見込みである。また、b. については、現在、地番及び境界画定のため土地家屋調

査士と協議中である。当物件については、売却への体制が計画的に進められており、課題の解消に向けた取り組みがなされている。

また、売却先については、地番及び境界画定がなされていない段階では具体的な売却可能な先の検討は困難であり、上述の課題解消後に検討が開始されたことであった。

ii. 維持管理の状況の確認

県所管課の説明によると、中部厚生センター所管の旧八尾保健所敷地と併せて年1回除草を実施し、現状維持を行っているとのことである。また、年4回現場確認を行い、違法占拠及び不法投棄がなされていないかを確認するとともに、施錠により違法駐車を防ぐ対策を行っている。

⑥ 監査結果

現在、未利用地となっている旧山村特産指導所の隣には、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構所管の勤労者向け雇用促進住宅が存在するが、入居者はおらず廃止が決定している。旧山村特産指導所は、隣接する旧八尾保健所敷地を合わせると $10,015.65\text{m}^2$ であり、現在雇用促進住宅が存在する場所も加えると相当程度の面積が確保されることとなる。

本件の周辺は住宅地であり宅地開発が想定されることから、事前に国との調整が必要であるが、雇用促進住宅の敷地と時期を合わせて売却を検討することも考えられる。現在、未利用地となっている当物件については周辺住民からの除草の要望も多く、所管課においては前述の年1回の除草費用の捻出も負担となっていることから、今後の継続した取り組みを注視したい。

(3) 大家畜供給センター（農林水産総合技術センター）

① 概要

農林水産総合技術センター 畜産研究所は、大正9年に設立され、耕畜連携による調和の取れた地域農業を目指して、酪農・肉用牛・養豚・飼料・環境の各分野において①ブランド力の高い畜産物の開発、②高品質な畜産物の生産技術の開発、③地域特性を活かした生産性向上技術の開発、④環境に配慮した持続的畜産の推進、⑤技術開発を支える基礎的・基盤的試験研究の強化、⑥種畜の安定供給と維持管理の推進の6つの研究領域について重点を置き事業を推進している。

(出典：所管課作成資料)

現在、農林水産総合技術センターは畜産研究所及び種畜供給センターに加え、公益社団法人富山県農林水産公社から平成24年4月に無償譲与をうけた大家畜供給センターの3施設を有している。今回検討対象とした大家畜供給センターは、主に乳牛・肉牛の改良、供給を行っており、畜産研究所及び種畜供給センターと一体となって安全・安心な高品質畜産物生産のための研究を行っている。

② 取得財産の内訳

(建物)

(単位：面積—m²、金額—千円)

No.	種類	財産名	構造	取得年	面積	金額
建 1	行政財産	看視舎	鉄骨・鉄筋コンクリート	H24	730	91,769
建 2	行政財産	繁殖牛舎（肉用牛）	重量鉄骨造	H24	1,834	51,335
建 3	行政財産	衛生舎	鉄骨・鉄筋コンクリート	H24	264	36,457
建 4	行政財産	堆肥舎（乳牛下）	重量鉄骨造	H24	220	21,473
建 5	行政財産	農機具庫	重量鉄骨造	H24	590	15,606
建 6	行政財産	乳牛舎育成舎	重量鉄骨造	H24	288	11,914
建 7	行政財産	放牧避難舎	重量鉄骨造	H24	222	11,904
建 8	行政財産	乾草収納庫	重量鉄骨造	H24	150	11,319
建 9	行政財産	乳牛舎	木造	H24	924	9,844
建 10	行政財産	肥育牛舎	木造	H24	968	7,627
建 11	行政財産	乾草収納庫	重量鉄骨造	H24	130	6,325
建 12	行政財産	公衆便所	鉄筋コンクリート	H24	23	9,405
建 13	行政財産	堆肥舎	木造	H24	638	5,049

No.	種類	財産名	構造	取得年	面積	金額
建 14	行政財産	農機具格納庫 (実験棟前)	重量鉄骨造	H24	100	4,968
建 15	行政財産	乳牛堆肥舎	木造	H24	352	2,811
建 16	行政財産	敷料庫	木造	H24	101	772
建 17	行政財産	屋外便所	ブロック造	H24	4	518
建 18	行政財産	堆肥保管庫	木造	H24	82	273
建 19	行政財産	第2育成牛舎	木造	H24	82.6	138
建 20	行政財産	堆肥舎(機械室)	コンクリートブロック造	H24	7	190

(出典：公有財産台帳)

③ 論点（取得手続）

i. 公益社団法人富山県農林水産公社からの本施設の無償取得に関する手続が、関連規則にしたがい適切に実施されているかについて確認する必要がある。また、公益社団法人富山県農林水産公社からの本施設の取得の必要性及び県財政に与える影響を検討する必要がある。

④ 主な実施手続

- i. 入札手続にかかる関連文書を閲覧し、関連規則に準拠しているか検討した。
- ii. 取得経緯についての県担当者への質問及び取得の必要性に関する検討を中心とした現場視察を行った。
- iii. 担当者作成の大家畜供給センターを含む畜産研究所の収支の状況に関する資料を閲覧し、県財政に与える影響を検討した。

⑤ 論点（取得手続）に対する検討結果

i. 入札手続について

譲与契約書に添付された財産目録と公有資産台帳は整合しており、公益社団法人富山県農林水産公社（平成24年4月1日に社団法人富山県農林水産公社より移行。以下「公社」という。）宛受領書を確認した結果、引渡手続が適正に行われていることを確認した。また、富山県公有財産評価要領にしたがい台帳登録がなされているかについて、金額上位1件につき再計算を行い検討した結果、適切な価格で台帳登録がなされていた。

ii. 取得の経緯及び必要性について

社団法人富山県農林水産公社が公益社団法人に移行にするにあたり、公益目的事業比率を50%以上とし、公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること等の公益認定基準を満たすことが必要となった。この際に実施された組織体制の見直しの

結果、農林水産総合技術センター所管の畜産研究所と種畜供給センターに本施設を移管することとなった。

上記の経緯については、異常は見られなかった。

iii. 収支の状況について

収支の推移を把握することにより、公社からの大家畜供給センターの取得が県の財政に与える影響を検討した。

畜産研究所の収支の推移

(単位 : 千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
収入	83,665	86,480	91,044	85,419	86,462
維持管理コスト	88,249	87,553	87,007	83,124	80,474
収支	▲4,584	▲1,073	4,037	2,295	5,988

(出典 : 所管課作成資料)

平成21年度までは維持管理コストが収入を上回っていたが、平成22年度には、牛乳及び粗飼料の販売金額が増加したことなどにより収入が維持管理コストを上回った。その後も、牛乳の販売金額は増加傾向であり、収入が維持管理コストを上回る状況が続いている。

大家畜供給センターの県への移管に当たっては、従来の運営主体である公社に交付されていた国からの補助金相当額（年間約 6 百万円）を実質的に県が負担することとなること及び維持管理範囲が拡大することなどにより、県が負担すべき維持管理コストが増大することが見込まれたが、平成24年度の支出は平成23年度に比べ260万円程度減少した。これは、大家畜供給センターを畜産研究所に移管したことにより、従来は広大な敷地の除草を隨時業者に依頼していたが、県の所管となり臨時職員が除草作業を行うこととなった結果、草刈の頻度が減少し、対応する賃金が減少したことによるものである。

以上のとおり、大家畜供給センターの取得による県の支出の増加は見られなかった。

⑥ 監査結果

大家畜供給センターは公社から県の所管となったことにより、肉牛等の畜産物価格の低下により生じる損失補填金の交付が受けられなくなったため、畜産物価格の低下が県財政に与える影響は増加したと考えられる。したがって、大家畜供給センターにおいては、損失計上により県財政の負担となることのないよう、今後一層の経費削減努力がなされるか県の取り組みを注視したい。

9. 土木部

(1) 旧公社有地（富山操車場跡地）

① 概要

当該土地は旧国鉄の車両基地及び貨物ヤードとして使用されていた土地の一部である。昭和61年に富山駅北地区の整備に伴い車両基地及び貨物ヤードの移転が決定したことにより、乱開発防止を目的として富山県土地開発公社が国鉄清算事業団から当該土地を取得した。その後、平成22年度末の富山県土地開発公社の解散に伴い県が当該土地を取得し、委員会等を中心に土地の利活用に関する検討が行われてきた。また、県有地の有効活用に関する部局長会議においても、当該土地に関する今後の活用に向けた取組状況が報告されている。

県では、現在、北陸新幹線の開通に伴い整備が予定されている並行在来線の新駅（富山-東富山間）の設置を中心に、富山市及び並行在来線を運営するあいの風とやま鉄道㈱との協議を進め、土地全体の開発についての準備を行っている。

② 台帳登録財産の内訳（平成 24 年度末日現在）

（土地）

（単位：面積一m²、金額一千円）

No.	種類	財産名	取得年	面積	金額
土 1	普通財産	旧公社有地（富山操車場跡地）	H22	104,062	938,625

（出典：公有財産台帳）

③ 論点（未利用）

当物件は未利用地として県有地の有効活用に関する部局長会議の検討対象となっていることから、今後の有効活用に向けた取り組み状況を確認する必要がある。

④ 主な実施手続

現場視察及び所管課への質問により今後の有効活用に向けた取り組み状況を確認した。

⑤ 論点（未利用）に対する検討結果

上記土地は、從来より富山市の都市マスター プランにおいて「新幹線の開業を契機とした新駅設置の検討を行う」とされていた地区であり、平成24年度中には、富山市との間で部長レベルなどの協議を行った。

また、平成25年度においては、新駅の設置位置ほか以下の方針により、並行在来線を運営するあいの風とやま鉄道㈱も交えて検討を重ねている。

- ・駅舎の規模は必要最小限度のコンパクトなものとして、できるだけ経費削減に努める。
- ・新駅の設置主体はあいの風とやま鉄道㈱となるが、設置費用については、国、富山県及び富山市が3分の1ずつ負担する。
- ・国庫補助制度活用に必要な計画策定は富山市が行う。
- ・新駅の周辺地域の整備、駅前広場やアクセス道路などについては、富山県及び富山市がそれぞれ役割分担して進める。

(出典：平成 25 年 7 月 25 日新幹線・総合交通対策特別委員会議事録、
平成 25 年 9 月 26 日予算特別委員会議事録)

県所管課によれば新駅舎の具体的設置位置が未決定であるため工程がずれ込んでいるものの、現在、以下の業務を実施しており、開発に向けた手続を具体的に進めているとのことである。

- ・測量委託業務（工期 平成25年5月31日～平成25年9月30日）
県有地、横断道路及び横断水路の現地測量の実施及び県有地周辺の公図等のとりまとめ。
- ・土地利用設計委託業務（工期 平成25年7月9日～平成26年3月26日）
具体的土地利用計画（区画・緑地計画など）を策定し排水路や区域内道路等の概略設計を行い、造成に要する概算事業費を算定。

⑥ 監査結果

平成4年のJR新駅設置を核とした商業系・業務系・住居系として当該土地の利用を図ることとした方針からようやく新駅設置の実現に向け、関係機関で協議が進んでおり、当該土地開発の具体的な検討に着手している。新駅設置とその周辺開発には県民の大きな期待が寄せられているため、今後も、富山市や並行在来線を運営するあいの風とやま鉄道㈱との開発に向けた議論を注視したい。

(2) 旧興人公社有地

① 概要

平成22年度の富山県土地開発公社の解散とともに、港湾課が譲り受けた物件である。

その中央(16,000m²)は富岩運河の土砂堆積場として利用されていたことから、その地盤にはダイオキシン類が含有している可能性が高い。また南側(27,000m²)は工場の跡地であり工場の基礎コンクリート片が地中に埋められている。県が有効活用を模索中の未利用地である。

(2) 公有財産台帳登録財産の内訳(平成24年度末日現在)

(土地)

(単位:面積—m²、金額—千円)

No.	種類	財産名	取得年	面積	金額
土1	行政財産	旧興人公社有地	H22	51,065	694,496

(出典:公有財産台帳)

③ 論点(未利用)

当物件は未利用地として県有地の有効活用に関する部局長会議の検討対象となっていることから、今後の有効活用に向けた取り組み状況を確認する必要がある。

④ 主な実施手続

現場視察及び所管課への質問により今後の有効活用に向けた取り組み状況を確認した。

⑤ 論点(未利用)に対する検討結果

i. 土地の利活用についての取り組み状況

<現状>

区分	現状の用途
北側(8,000 m ²)	中島閘門侵入路、中島閘門駐車場、富山土木センター資材置き場、として県で活用。
中央(16,000 m ²)	富岩運河維持管理業務用地として活用。ダイオキシン類が含有している可能性が高い土砂の堆積場。
南側(27,000 m ²)	ダイオキシン類が含有している可能性が高い土砂が一部にあることが懸念されている。また、その土地は工場の基礎であるコンクリート片が地中に埋められていることが(土地の一部のサンプル調査で)判明している。

ii. 今後の見込み

平成25年11月14日開催の平成25年度第2回県環境審議会の審議を経て、「富岩運河中島閘門上流部における底質対策事業の費用負担計画」が答申されたことを受け、県では当面の間、中央部分及び南側部分については中島閘門上流部の底質対策事業のために利用する見込みとなった。底質対策事業は、ダイオキシン類が含有している運河底質を必要に応じしゅんせつの上、覆砂を行うこととされており、中央部分はしゅんせつした土壤を脱水するためのプラントヤードとして、南側部分は覆砂材置場としての利用がなされることとなる。

⑥ 監査結果

上記のとおり、当面の間は富岩運河中島閘門上流部の底質対策事業のために利用されることとなるが、その後の取り扱いについては、中島閘門下流部の底質対策事業における利用の有無を注視したい。

10. 企業局

(1) 神通川浄水場

① 概要

i) 沿革

本施設は、富山市、高岡市及び射水市の企業に計画給水量日量600,000m³の工業用水を供給する神通川工業用水道事業の基幹施設として、昭和54年4月に日量150,000m³の給水事業を開始した。

しかし、水需要の変化を受けて、平成10年9月に給水能力を日量100,000m³に縮小とともに、和田川工業用水道事業と統合し、富山県西部工業用水道とした。また、平成12年4月には、和田川浄水場の補完施設と位置づけられ、当施設は全面休止・無人の状態となっている。

その後、当施設の敷地の有効活用を目的として、平成25年7月より太陽光発電所の建設を開始した。太陽光発電所は、平成26年3月に発電を開始し、再生可能エネルギー固定価格買取制度を利用して、北陸電力に全量売電している。

② 台帳登録財産の内訳（平成 24 年度末日現在）

(土地)

(単位：面積—m²、金額—千円)

No.	種類	財産名	地目	取得年	面積	金額
土1	行政財産	浄水場・送水設備用地	水道用地	S48～H22	68,654	411,895
土2	普通財産	浄水場用地	水道用地	H23	617	4,768

(出典：所管課作成資料)

(建物)

(単位：面積—m²、金額—千円)

No.	種類	財産名	構造	取得年	面積	金額
建1	行政財産	管理本館	鉄筋コンクリート	S54	1,222	78,930
建2	行政財産	取水ポンプ場	鉄筋コンクリート	S54	469	222,788
建3	行政財産	変電所	鉄筋コンクリート	S54	133	20,615
建4	行政財産	倉庫	鉄骨	S54	103	630
建5	行政財産	見張所	鉄骨	S54	89	354
建6	行政財産	油倉庫	鉄骨	S56	8	78
建7	行政財産	物置	木造	S59	2	17

No.	種類	財産名	構造	取得年	面積	金額
建 8	行政財産	戸出線増圧ポンプ場	鉄筋コンクリート	H元	48	3,332
建 9	行政財産	小杉インターパーク線ポンプ場	鉄筋コンクリート	H10	31	5,824

(出典：所管課作成資料)

注) 上記物件No.建 4~7 については、太陽光発電所の建設に伴い、平成 25 年度中に撤去している。

③ 論点

i. 未利用地の活用

本施設には太陽光発電所が建設されているが、その建設投資が回収可能かを検討する必要がある。

ii. 貸付手続

貸付手続が関連規則にしたがって実施されていることを確認し、県にとって不利益な取引となっていないことを確認する必要がある。

④ 主な実施手続

i. 「③論点 i. 未利用地の活用」について

現場視察を実施するとともに、担当者から現場環境の説明を受けた。また、太陽光発電所整備に伴う投資回収見込について担当者から説明を受けた。

ii. 「③論点 ii. 貸付手続」について

貸付料上位1件（相手方：電力会社、対象資産：浄水場土地45m²、貸付料：年間22,394円）及び使用料減免のあるもののうち貸付面積上位1件（相手方：富山市、対象資産：浄水場土地1,965m²）に対する貸付につき、適切な収入維持の観点から、貸付契約の経緯、貸付料の決定、貸付料減免の経緯、減免滞納の有無等を確認するため、担当者に対する質問を行うとともに、使用許可申請書及び減免申請書等の関連文書を閲覧した。

⑤ 論点に関する検討結果

i. 「③論点 i. 未利用地の活用」について

当施設の有効活用のために、県がおよそ8億円をかけて太陽光発電設備を整備し、平成26年3月には太陽光発電事業を開始している。

施設の稼動により、昨今の電力需給事情のなか、クリーンエネルギーの普及の一翼を担うことが期待される。企業局の試算によれば、固定価格買い取り期間の20年間で、およそ

16億円を売り上げる見込みで建設などにかかる費用は12年ほどで回収できる見込みであり、その実現可能性に疑義のある事項は見られない。

ii. 「論点 ii. 貸付手続」について

貸付料上位1件については、使用料金の算定及び貸付の手続が関連規定に準拠しており異常は見られない。また、使用料減免のあるもののうち貸付面積上位1件については、富山市に対する貸付けであり減免理由に異常が見られない上、その他の貸付手続も関連規定に準拠していると認められた。

(2) シティゴルフとやま

① 概要

本施設は、神通川浄水場の未活用地を有効活用するために、工業用水道事業の附帯事業として、平成3年1月に建設に着手し、平成3年7月から営業を開始している。なお、平成24年度より指定管理者制度を導入している。

② 台帳登録財産の内訳（平成 24 年度末日現在）

(土地)

(単位：面積一m²、金額一千円)

No.	種類	財産名	地目	取得年	面積	金額
土 1	行政財産	ゴルフ練習場用地	水道用地	H3	27,513	124,267
土 2	借受財産	ゴルフ練習場広告塔用地	田		3	賃借料 60

(出典：所管課作成資料)

(建物)

(単位：面積一m²、金額一千円)

No.	種類	財産名	構造	取得年	面積	金額
建 1	行政財産	クラブハウス	鉄骨	H3	286	34,910
建 2	行政財産	打席棟	鉄骨	H3	1,409	26,062
建 3	行政財産	機械室	鉄骨	H3	45	2,704
建 4	行政財産	シャワー室	鉄骨	H4	19	4,860
建 5	行政財産	倉庫	鉄骨	H4	17	1,151
建 6	行政財産	集球車格納庫	鉄骨	H4	19	1,319

(出典：所管課作成資料)

③ 論点

i . 県営の必然性

施設の耐用年数や投下資本の回収状況等を勘案した上で本体事業の健全な運営に資する観点から指定管理者制度を導入しており、収支の検討が必要である。また、収支状況次第では県営の必然性が問題となる点からも、収支の検討には重要な意義が認められる。

ii . 貸付手続

貸付手続が関連規定にしたがって実施されていることを確認し、県にとって不利益な取

引となっていないことを確認する必要がある。

④ 主な実施手続

i. 「③論点 i. 県営の必然性」について

平成20～24年度の収支状況を検討した。

ii. 「③論点 ii. 貸付手続」について

貸付料上位1件（相手方：指定管理者、対象資産：クラブハウス及び打席棟9.55m²、貸付料：年間28,507円）及び使用料減免のあるもののうち貸付面積上位1件（相手方：富山県（富山土木センター）、対象資産：ゴルフ場用地20.69m²）に対する貸付につき、適切な収入維持の観点から、貸付契約の経緯、貸付けの決定、貸付け料減免の経緯、減免滞納の有無等を確認するため、担当者に対する質問を行うとともに、関連文書を閲覧した。

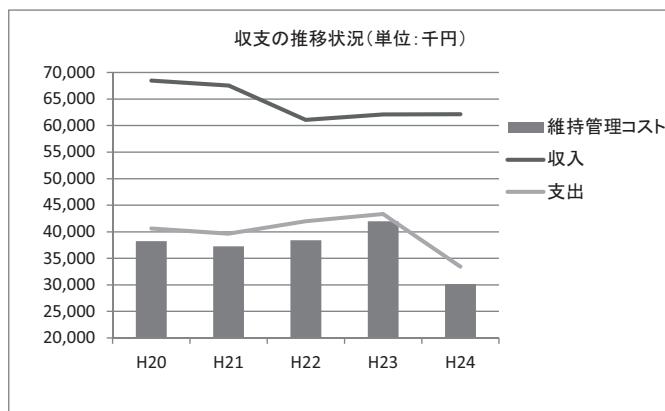
⑤ 論点に対する検討結果

i. 「③論点 i. 県営の必然性」について

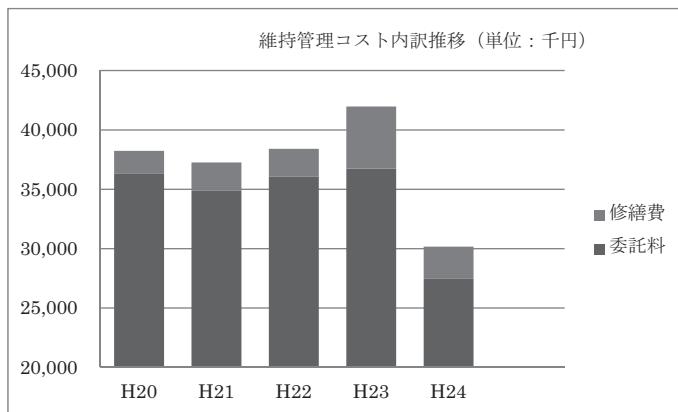
維持管理コストと収支の状況

本施設については、指定管理者制度を導入しており、平成24年度より指定管理者として株ホクタテ、株中条、株柴崎農園共同体が指定されている。施設の維持管理については、協定書に基づき指定管理者が実施している。指定管理料は各年度27,500千円、修繕費の限度額は2,681千円である。

以下、維持管理コスト及び収支の推移を把握することにより、施設全体としての維持管理コストの状況について検討した。



(出典：所管課作成資料)



(出典: 所管課作成資料)

平成24年度より指定管理者制度を採用しており、その結果、維持管理コストが大幅に減少している。

ii. 「③論点 ii. 貸付手続」について

貸付料上位1件については、使用料金の算定及び貸付の手続が関連規定に準拠しており異常は見られない。また、使用料減免のあるもののうち貸付面積上位1件については、富山県に対する貸付けであり減免理由に異常が見られない上、その他の貸付手続も関連規定に準拠していると認められた。

⑥ 監査結果

【意見 1 2】

当施設は富山市中心部より比較的近郊にあるゴルフ練習場であり、草島西線の開通に伴い、通勤客の利用も見込めることから立地条件は良好と考える。また、上表のように利用収入は減少傾向にあるものの、なお、当施設運営により大幅な利益が確保できている。

ゴルフ練習場を公営で運営することの意義として、県民の健康維持増進に寄与することが挙げられるが、上記グラフのように利益を安定的に確保できていることを考慮すれば、公営で施設保有しなくては運営できないような状況とは考えにくい。

行政改革推進会議での検討を踏まえ指定管理者制度を導入した経緯があることから、收支状況等を注視していく必要があるが、長期的な運営方針の決定にあたっては、民間への譲渡の可能性も含めた検討が必要である。

(3) 富山中央駐車場

① 概要

本施設は、市街地における総合交通政策の一環として、平成4年6月に設置された。なお、当施設は指定管理者制度を導入しており、維持管理業務について民間委託を行っている。本施設は6階7層の構造を有し、232台の収容が可能である。

② 台帳登録財産の内訳（平成 24 年度末日現在）

(土地)

(単位：面積一m²、金額一千円)

No.	種類	財産名	構造	取得年	面積	金額
土 1	借受財産	富山中央駐車場用地	宅地	/	1,121	賃借料—

(出典：所管課作成資料)

(建物)

(単位：面積一m²、金額一千円)

No.	種類	財産名	構造	取得年	面積	金額
建 1	行政財産	本体	鉄骨	H4	5,605	221,000

(出典：所管課作成資料)

③ 論点（県営の必然性）

駐車場事業については、施設の耐用年数や投下資本の回収状況等を勘案した上で指定管理者制度を導入した経緯があることから、利用状況や収支状況の検討が必要である。また、収支状況次第では県営の必然性が問題となる点からも、収支の検討を要する。

④ 主な実施手続

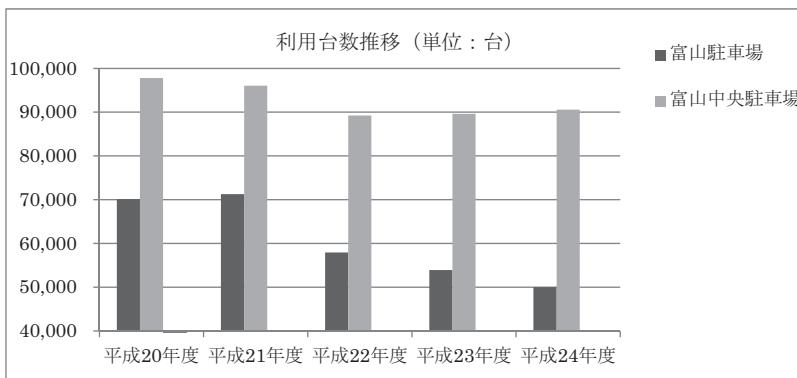
利用状況と収支の状況を把握し、富山駐車場との比較を実施した。

⑤ 論点（県営の必然性）に対する検討結果

i. 利用状況

1) 利用台数の推移

平成20～24年度の利用台数の状況は、下表のとおりである。なお、近隣の富山駐車場（本局所管）との比較を行った。



(出典：所管課作成資料)

富山中央駐車場、富山駐車場ともに富山駅南の市内中心区域に位置しているものの、近年は近隣地域に、より安価な民間のコインパーキングの開業に伴い、利用台数は漸減傾向にある。なお、富山中央駐車場は官公庁に近接しており、定期固定客の存在により、利用者数の減少は底を打っている状況であるが、富山駐車場は官公庁から比較的離れていることに加え、施設の老朽化及び、平成22年10月に駅に隣接する大規模の民間駐車場がオープンしたこと等により利用客の減少が著しく、利用台数は近年で大幅減少（平成20年度約7万台、平成24年度約5万台）となっている。

2) 利用料金

当施設及び近隣施設である上記民間駐車場との利用料金の比較を行った。<富山中央駐車場（収容台数232台）・富山駐車場（収容台数170台）>

種別		単位	金額
(注)	普通料金 基本料金	1時間までにつき1台	315円
	加算 料金 昼間(7～22時)	1時間を超える時間 30分まで につき1台	105円
	夜間(22～翌7時)	1時間を超える時間 1時間まで につき1台	105円
回数券料金		基本料金券11枚つづり	3,150円
定期駐車券料金		全日(24時間)/月	18,900円
		夜間(19時～翌8時)/月	10,500円

(注) 普通料金については、合計について10円未満を四捨五入した額とする。

(出典：パンフレット「企業局の概要（平成25年6月）」)

<民間駐車場（収容台数 235 台）>

料金	30 分／100 円（8 時～22 時） 60 分／100 円（22 時～8 時） 最大料金 平日 24 時間毎 800 円（注） 土日祝 24 時間毎 1,200 円（注） (注) 繰り返し適用される
----	--

(出典：駐車場管理会社HP)

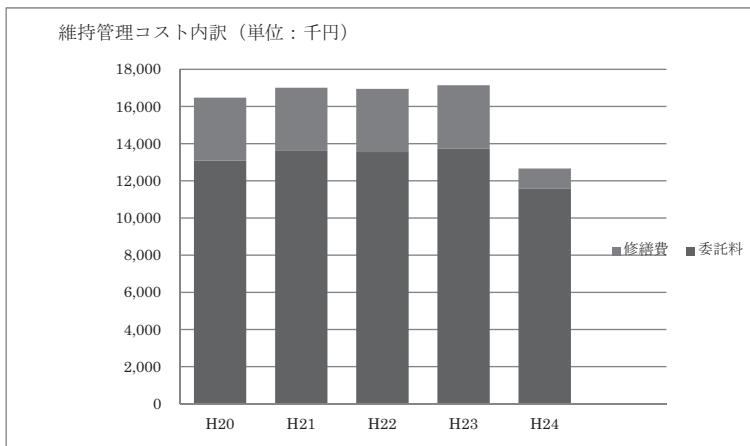
上記の通り、民間のコインパーキングでは24時間（又は12時間単位）での上限固定料金制度を導入しているところが多いが、本施設では上限設定がなく、定期利用者以外では長時間の利用が割高になる傾向にある。利用者のニーズとして、立地条件、立体設備の有無等が挙げられるが、料金設定も重要な要因の一つであり、高価格設定となっていることが利用者減少の一因となっている。本施設は公営施設であり、県営にふさわしい価格設定を行っていくことは施設が存続する限り、常に問題となる事項である。

ii. 維持管理コストと収支の状況

富山中央駐車場及び富山駐車場ともに指定管理者制度を導入しており、平成24年度より指定管理者として㈱ホクタテが指定されている。日常的な施設の管理については、協定書に基づき指定管理者が実施している。指定管理料は各年度19,500千円、修繕費の限度額は200千円である。

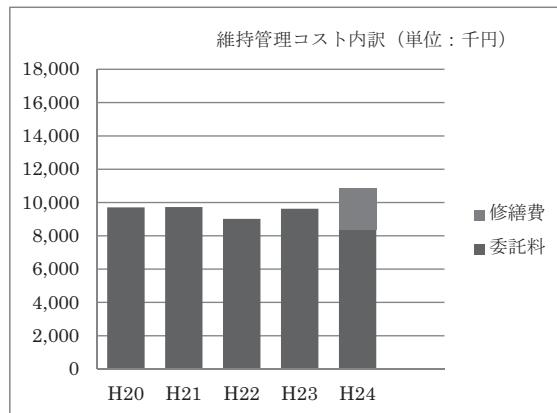
以下、維持管理コスト及び収支の推移を把握することにより、施設全体としての維持管理コストの状況について検討した（グラフ上：富山中央駐車場、グラフ下：富山駐車場）。

(富山中央駐車場)



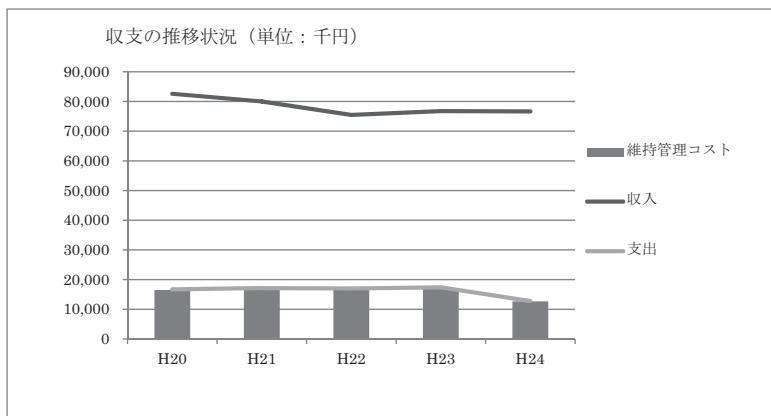
(出典：所管課作成資料)

(富山駐車場)



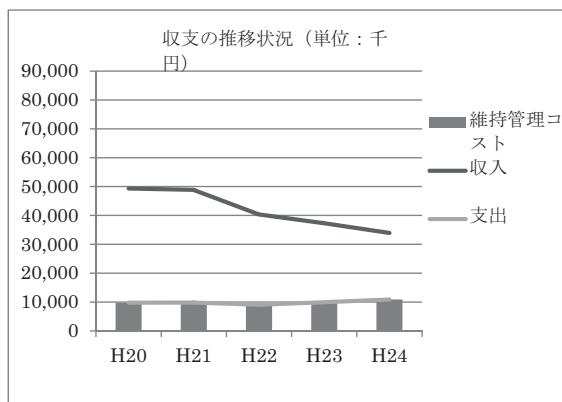
(出典：所管課作成資料)

(富山中央駐車場)



(出典：所管課作成資料)

(富山駐車場)



(出典：所管課作成資料)

以上のとおり、両施設ともに支出の大部分を維持管理コストが占めており、所管課でも将来の運営の方向性が明確に決まっていないため、近年は必要最低限の修繕に留めている。そのため、両施設とも収支は大幅な収入超過の状況が継続している。

⑥ 監査結果

【意見 13】

駐車場事業については、一般的にその性質からは民間でも十分に実施できるため、県事業として実施する必然性は低下している。特に富山駐車場については、昭和51年度に取得して以降、老朽化も進んでおり、運営を継続する場合には、将来大規模修繕もしくは建替えが必須となると予想される。

したがって、市街地における総合交通対策の一環として実施している駐車場事業については、地域開発事業としての収益を旧県営スキー場の債務処理に充当していることから、直ちに廃止することは困難としているが、近隣における民間駐車場増加の状況を踏まえ、長期的な運営方針の決定にあたっては、県として事業継続する意義及び売却を含めた検討が望まれる。

(4) 富山駐車場

① 概要

本施設は、市街地における総合交通政策の一環として、昭和50年代における富山駅前の駐車場不足に伴う需要の高まりを受けて、昭和51年11月に設置された。本施設は3階4層の構造を有し、170台の収容が可能である。

② 台帳登録財産の内訳（平成 24 年度末日現在）

(土地)

(単位：面積—m²、金額—千円)

No.	種類	財産名	地目	取得年	面積	金額
土 1	借受財産	富山駐車場用地	宅地	-	1,247	賃借料なし

(出典：固定資産台帳)

(建物)

(単位：面積—m²、金額—千円)

No.	種類	財産名	構造	取得年	面積	金額
建 1	行政財産	本体	鉄骨	S51	3,114	8,804

(出典：固定資産台帳)

なお、論点、主な監査手続、論点に関する検討結果及び監査結果については、富山中央駐車場の項を参照されたい。

(5) その他の固定資産

【意見 14】水利目的のダム

治水・発電・利水の多目的ダムとして建設され平成13年度に完成した宇奈月ダムが、現在まで水道事業の用途に供されていない。

これは、昭和54年の着工時には本県東部地域（魚津市、黒部市、入善町、旧宇奈月町、朝日町）における将来的な水需要があったことから、建設を開始したもの、昨今的人口減少等を受けて、水需要が停滞傾向にあることから平成13年度の完成後も給水はされておらず、建設仮勘定のままとなっているものである。

水利目的の貯水ダムは、昨今の異常気象や震災等の状況を踏まえて、将来の不確実性に対する保険的な性格を有しており、一定の必要性は認められる。ただし、将来にわたって事業用資産に供される見込みのない部分については、平成26年度以降の改正後地方公営企業会計基準に従い、減損処理が必要と判断される可能性がある。

【意見 15】普通財産について

企業局は富山県公営企業の設置等に関する条例第2条において、「常に企業の経済性を發揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない」とされている。

この点、電気事業では普通財産として土地を保有しているが、公営企業が普通財産を長期で保有することは望ましくない。

したがって、普通財産については事業上の利活用を検討するなど早期の整理に努められたい。

11. 教育委員会

(1) 教育委員会

① 県立学校の耐震化について

平成25年4月1日現在における、県立学校の耐震化率は81.6%である（全棟数408棟であり、今後耐震化の必要のあるものは75棟である）。

耐震化の方針は、国の指針にしたがい平成27年度までに全棟の耐震化を完了する予定である。その中でも、耐震化を優先すべき建物から順に耐震化していく予定である。

② 県立高等学校の再編について

県は、「県立高等学校再編の前期実施計画」（平成20年12月）に基づき5件の再編統合を行った。再編の趣旨は、「全ての学校について、一定の学校規模を確保するとともに、新しいタイプの高校を設置するなど、学習活動や学校行事、部活動の面で、生徒相互に切磋琢磨することができる学習環境を作ることを目的」としている。

当計画により再編を行った高等学校は以下の10校であり、統合により5校に再編されている。

旧高校	新高校
海洋高校	滑川高校の校舎等を活用し設置
滑川高校	
大沢野工業高校	富山工業高校の校舎等を活用し設置
富山工業高校	
二上工業高校	高岡工芸高校の校舎等を活用し設置
高岡工芸高校	
有磯高校	氷見高校の校舎等を活用し設置
氷見高校	
井波高校	福野高校の校舎等を活用し設置
福野高校	

(出典：「県立高等学校再編の前期実施計画」(平成 20 年 12 月))

ここで、再編により利用されなくなった校舎等の活用状況が問題となるが、それをまとめたものが下表となる。

学校名	旧海洋高校	旧有磯高校	旧井波高校	旧二上工業高校	旧大沢野工業高校
活用策	フットボールセンター 富山 (H25/5 開設)	氷見市 庁舎 (整備中)	保健・医療・ 福祉ゾーン (検 討中)	高岡高等支 援学校 (H25/4 開 校)	富山高等支 援学校 (H25/4 開 校)

上表のとおり、再編により利用されなくなった校舎等はすべて活用の方針が決定してい

る。

また、「県立高等学校再編の前期実施計画」の評価と今後の課題について、現在検討中である。

(2) 富山県立石動高等学校

① 概要

当校は、大正13年、石動町小矢部において町立石動実科高等女学校として開校した。昭和12年に新校舎が完成し、現在地に移転した。その後、昭和23年の学制改革に伴い富山県立石動高等学校となった。

現在の校舎は、昭和36年に竣工した体育館、昭和43年の商業科特別教室、昭和47年の柔剣道場、昭和53年の管理棟・教室棟（第一期）、昭和54年の甲翔館（野球部雨天練習場）、保健室・教室棟（第二期）、昭和55年の特別教室棟（第三期）、平成元年の図書館・礼法室棟、平成2年の第二体育館及び平成16年の児童生徒地域交流施設等からなる。なお、分校として、小矢部園芸高等学校がある。

当校には普通科と商業科があり、在校生は475人（平成25年度学校パンフレット）である。

また、平成20年度より、順次耐震補強工事が行われており、平成24年度においては、特別教室棟の耐震補強工事が完了している。他に耐震補強工事が必要な建物は普通教室棟及び管理棟であり、平成27年度までに対応予定である。（出典：所管課作成資料）

② 台帳登録財産の内訳（本校のみ、平成 24 年度末日現在）

（土地）

（単位：面積一m²、金額一千円）

No.	種類	財産名	取得年	面積	金額
土 1	行政財産	学校敷地	S12～H4	34,946	743,029

（出典：公有財産台帳）

（建物）

（単位：面積一m²、金額一千円）

No.	種類	財産名	構造	取得年	面積	金額
建 1	行政財産	体育館	鉄骨造	S36	943	77,707
建 2	行政財産	商業科特別教室	鉄筋コンクリート	S43	798	34,031
建 3	行政財産	柔剣道場	鉄骨造	S47	330	6,423
建 4	行政財産	管理棟・特別教室・普通教室	鉄筋コンクリート	S53 ～ S54	4,291	162,226
建 5	行政財産	部室（雨天練習）	鉄骨造	S54 、	515	5,691

No.	種類	財産名	構造	取得年	面積	金額
		場)		H12		
建 6	行政財産	特別教室棟	鉄筋コンクリート	S55	1, 199	55, 300
建 7	行政財産	屋外便所	ブロック造	S57	10	490
建 8	行政財産	クラブ部室	コンクリート造	S59	53	1, 031
建 9	行政財産	クラブ部室	コンクリート造	S60	53	1, 087
建 10	行政財産	図書室・礼法室	鉄筋コンクリート	H1	522	41, 278
建 11	行政財産	クラブ部室	コンクリート造	H2	53	1, 439
建 12	行政財産	第二体育館	鉄骨鉄筋コンクリート	H2	1, 956	84, 000
建 13	行政財産	自動販売機コーナー	鉄骨造	H3	23	510
建 14	行政財産	屋外便所	鉄筋コンクリート	H14	7	2, 645
建 15	行政財産	矢江館	鉄筋コンクリート	H16	500	97, 818
建 16	行政財産	第二運動場器具庫	木造	H5	9	120
建 17	行政財産	第二運動場屋外便所	鉄筋コンクリート	H5	13	3, 751

(出典：公有財産台帳)

③ 論点（老朽化）

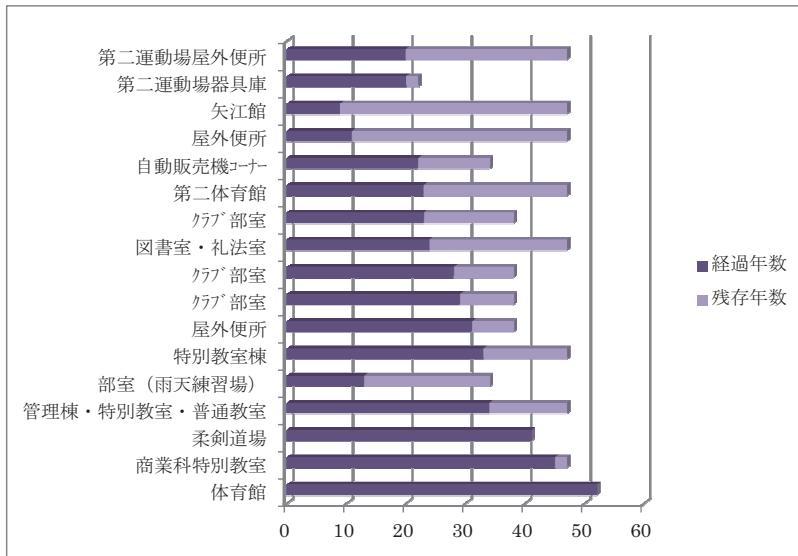
当校の敷地内には、10棟を超える建物があるが、耐用年数を超えて使用されている建物及び耐用年数に近い年数が経過した建物があることから、主要な建物の経過年数と残存年数を把握する必要があるとともに、耐震対応及び修繕の状況を確認し、学校施設の維持管理に問題が生じていないことを確認する必要がある。

④ 主な実施手続

- i . 台帳閲覧により建物の築年数を把握した。
- ii . 現場視察により、建物の老朽化程度、要修繕箇所の有無の確認を行った。
- 担当者への質問により、耐震対応及び修繕の状況を確認した。

⑤ 論点（老朽化）に対する検討結果

i. 主要な建物の経過年数と残存年数の把握



(出典：公有財産台帳の建築年度に基づき監査人が作成)

簡便的に耐用年数を減価償却資産の耐用年数等に関する省令(以下「財務省令」という。)にしたがい、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建物は47年、コンクリート造又はコンクリートブロック造の建物は38年、重量鉄骨造の建物は34年、木造建物は22年として、残存年数を計算した。

ii. 耐震対応及び修繕の状況の確認

耐用年数を超えて使用されている建物及び耐用年数に近い年数が経過している建物の改修状況は以下のとおりである。

(単位：面積 - m²、経過年数 - 年)

台帳建物名	構造	面積	経過年数	改修状況
体育館	鉄骨造	943	52	平成 20 年度において耐震補強工事を行っている。
商業科特別教室	鉄筋コンクリート	798	45	平成 22 年度において耐震補強工事を行っている。
柔剣道場	鉄骨造	330	41	平屋建であり耐震検査対象外である。要補修箇所については、個別に対応予定である。

(3) 富山県立富山高等学校

① 概要

当校は、明治18年、富山市総曲輪において富山県中学校として開校した。明治32年、富山市の大火により校舎が焼失したため、明治33年、現在地に移転した。その後、富山尋常中学校、富山第一中学校、富山県立富山中学校と変遷し、昭和23年の学制改革に伴い富山県立富山高等学校となった。

現在の本館校舎は、昭和46年の出火により、木造本館、旧講堂等が消失したことにより、昭和47年に竣工した建物である。なお、この出火の被害を免れた図書館、理科館等は現在も使用されている。

当校には普通科15学級と探究学科6学級(平成25年5月1日現在学校基本調査)があり、在校生は約840人である。

探究学科は、少人数、専門テーマによる学習を特色とする学科であり、平成23年度において新設された。

昭和60年には百周年記念館を整備し、ギャラリー及び学習室として使用されている。

また、平成18年度より、順次耐震補強工事が行われており、平成24年度においては、図書館の耐震補強工事が完了している。他に耐震補強工事が必要な建物は理科館であり、平成25年度に対応予定である。(出典:所管課作成資料)

② 台帳登録財産の内訳(平成24年度末日現在)

(土地)

(単位:面積ーm²、金額一千円)

No.	種類	財産名	取得年	面積	金額
土1	行政財産	学校敷地	M33～M34	49,923	1,368,455

(出典:公有財産台帳)

(建物)

(単位:面積ーm²、金額一千円)

No.	種類	財産名	構造	取得年	面積	金額
建1	行政財産	運動部室(5室)	コンクリートブロック	S59	51	951
建2	行政財産	運動部室(9室)	コンクリートブロック	S54	93	1,164
建3	行政財産	部室	コンクリート	H7	53	3,170
建4	行政財産	倉庫(物置)	軽量鉄骨	S59	118	647
建5	行政財産	格技館	重量鉄骨	S49	330	3,352
建6	行政財産	セミナーハウス	鉄筋コンクリート	H9	660	85,272

No.	種類	財産名	構造	取得年	面積	金額
		北辰会館				
建 7	行政財産	校舎（本館）	鉄筋コンクリート	S47	6,755	379,879
建 8	行政財産	図書館	鉄筋コンクリート	S32	415	41,921
建 9	行政財産	渡り廊下	鉄筋コンクリート	H1	250	9,789
建 10	行政財産	百周年記念館	鉄筋コンクリート	S60	691	51,753
建 11	行政財産	理科館	鉄筋コンクリート	S37	1,067	9,180
建 12	行政財産	第 1 体育館	鉄骨・鉄筋	S42	2,571	174,052
建 13	行政財産	第 2 体育館	鉄骨・鉄筋	S58	1,888	81,172
建 14	行政財産	格技準備館	鉄骨	S61	147	2,699
建 15	行政財産	史料館	木造	S4	62	390
建 16	行政財産	売店	木造	S34	140	2,710

(出典：公有財産台帳)

③ 論点（老朽化）

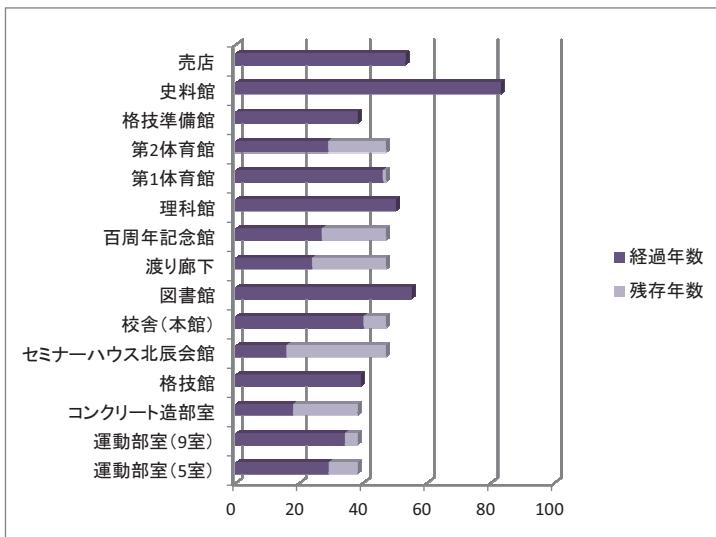
当校の敷地内には、10棟を超える建物があるが、耐用年数を超えて使用されている建物及び耐用年数に近い年数が経過している建物があることから、主要な建物の経過年数と残存年数を把握するとともに、耐震対応及び修繕の状況を確認し、学校施設の維持管理に問題が生じていないことを確認する必要がある。

④ 主な実施手続

- i . 台帳閲覧により建物の築年数を把握した。
- ii . 現場視察により、建物の老朽化程度、要修繕箇所の有無の確認を行った。
- 担当者への質問により、耐震対応及び修繕の状況を確認した。

⑤ 論点（老朽化）に対する検討結果

i. 主要な建物の経過年数と残存年数の把握



(出典：公有財産台帳の建築年度に基づき監査人が作成)

簡便的に耐用年数を減価償却資産の耐用年数等に関する省令(以下「財務省令」という。)にしたがい、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建物は47年、コンクリート造又はコンクリートブロック造の建物は38年、重量鉄骨造の建物は34年、木造建物は22年として、残存年数を計算した。

ii. 耐震対応及び修繕の状況の確認

耐用年数を超えて使用されている建物及び耐用年数に近い年数が経過している建物の改修状況は以下のとおりである。

(単位：面積 - m²、経過年数 - 年)

台帳建物名	構造	面積	経過年数	改修状況
売店	木造	140	53	平成 25 年度の理科館の改修に伴い、床や壁を改修し、仮設の実験室として使用している。理科館の改修工事完了後は、吹奏楽部の楽器保管場所や少人数の授業に対応した教室としての活用を検討している。
史料館	木造	62	83	書類や書籍の保管庫であり土蔵造

台帳建物名	構造	面積	経過年数	改修状況
				り、200 m ² 以下であることから耐震検査対象外である。營繕課の検査によっても特段異常は発見されておらず、特別な対応は予定していない。
格技準備室	鉄骨造	147	26	要補修箇所については、個別に対応予定である。
第 1 体育館	鉄骨鉄筋コンクリート	2,571	45	平成 10 年度において全面的な改修を行っている。また平成 21 年度において耐震補強工事を行っている。
理科館	鉄筋コンクリート	1,067	50	平成 25 年度において耐震補強工事を実施している。
図書館	鉄筋コンクリート	415	55	平成 24 年度耐震補強工事を行っている。
校舎（本館）	鉄筋コンクリート	6,755	40	平成 19 年度から 20 年度において耐震補強工事を行っている。
格技館	鉄骨造	330	38	平屋建であり耐震検査対象外である。要補修箇所については、個別に対応予定である。

(4) 富山県立新川みどり野高等学校

① 概要

当校の前身は昭和42年に開校した新川女子高等学校であり、平成13年4月、定時制単位制高校に県民カレッジ新川地区センターを併設する生涯学習校に再編されることにより開校した。

当校には普通科及び専門学科である福祉教養科の2学科が設置されており、普通科には昼間単位制Ⅰ部普通科、昼間単位制Ⅱ部普通科及び夜間単位制普通科がある。

生徒の生活環境や授業形態へのニーズが多様化する中、全日制高校又は特別支援学校のカリキュラムでの授業を受けることが困難な生徒への対応も行っている。

併設されている県民カレッジの特徴は、社会人が高校の授業を受けられる「特別講座」（平成25年度からは「共学講座」に改称）を開講していることにある。在校生は、県民カレッジの講座の受講により、単位取得を行うこともできる。なお、県内の他の定時制単位制高校であるとなみ野高等学校、志貴野高等学校及び雄峰高等学校においても同様の取り組みがなされている。

在校生は約120名（出典：平成25年5月1日現在学校基本調査）、平成24年度における県民カレッジ（特別講座）の年間の受講者数は約400人（所管課作成資料）である。

また、平成18年度より、耐震補強工事が行われており平成25年度の校舎（後館）の工事及び平成27年度の生徒昇降口の工事をもって、当校の施設に関する耐震補強工事は完了する見込みである。

（出典：新川みどり野高校ホームページ）

② 台帳登録財産の内訳（平成 24 年度末日現在）

（土地）

（単位：面積—m²、金額—千円）

No.	種類	財産名	取得年	面積	金額
土 1	行政財産	学校敷地	S43～H2	31,504	367,422

（出典：公有財産台帳）

（建物）

（単位：面積—m²、金額—千円）

No.	種類	財産名	構造	取得年	面積	金額
建 1	行政財産	倉庫	重量鉄骨	S63	48	777
建 2	行政財産	セミナーハウス	鉄筋コンクリート	S63	466	39,125
建 3	行政財産	格技場	鉄筋コンクリート	H13	254	34,703

No.	種類	財産名	構造	取得年	面積	金額
建 4	行政財産	校舎（機械室及び廊下）	鉄筋コンクリート	S46	84	13, 275
建 5	行政財産	校舎（後館）	鉄筋コンクリート	S45	1, 328	22, 629
建 6	行政財産	校舎（生徒昇降口）	鉄筋コンクリート	S48	224	3, 954
建 7	行政財産	校舎（前館）	鉄筋コンクリート	S43	1, 665	112, 254
建 8	行政財産	校舎（前館及び廊下）	鉄筋コンクリート	S46	861	46, 986
建 9	行政財産	校舎（中央館）	鉄筋コンクリート	S44	1, 600	73, 696
建 10	行政財産	校舎（体育館）	鉄骨・鉄筋コンクリート	S45	1, 272	83, 073

(出典：公有財産台帳)

③ 論点

i . 老朽化

公有財産台帳に登録されている10棟の建物のうち校舎として使用されている7棟については、建築年から40年以上が経過しており、老朽化が進んでいると認められる。したがって、主要な建物の経過年数と残存年数を把握するとともに、耐震対応及び修繕の状況を確認し、学校施設の維持管理に問題が生じていないことを確認する必要がある。

ii . 稼働状況

県内には当校を含め4校の県立定時制単位制高校があるが、機能の重複等により非効率が生じていないことを確認する必要がある。

④ 主な実施手続

i . 「③論点 i . 老朽化」について

- ・台帳閲覧により建物の築年数の把握を行った。
- ・関連資料の閲覧及び担当者への質問により、耐震対応及び修繕の状況を確認した。

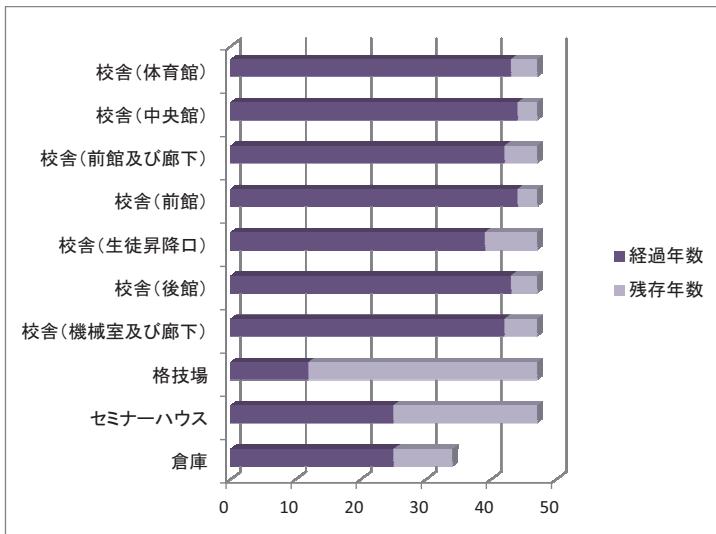
ii . 「③論点 ii . 稼働状況」について

- ・関連資料の閲覧、学校担当者に対する質問、入学者数の推移の把握及び県内の他の定時制単位制高校と比較により、当校の特徴及び役割を把握した。

⑤ 論点に対する検討結果

i. 「③論点 i. 老朽化」について

1) 主要な建物の経過年数と残存年数の把握



(出典：公有財産台帳に基づき監査人が作成)

簡便的に耐用年数を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（財務省令）にしたがい、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建物は47年、重量鉄骨造の建物は34年として残存年数を計算した。

耐用年数を超えて使用されている建物はないが、格技場、セミナーハウス及び倉庫を除く建物の経過年数は、耐用年数に迫っている。

体育館、中央館、前館及び廊下、機械室及び廊下は平成23年度までに耐震対応済みである。後館については平成25年度において耐震補強工事に着手されており、生徒昇降口については平成27年度に耐震補強工事が実施される予定である。

2) 耐震対応及び修繕の状況の確認

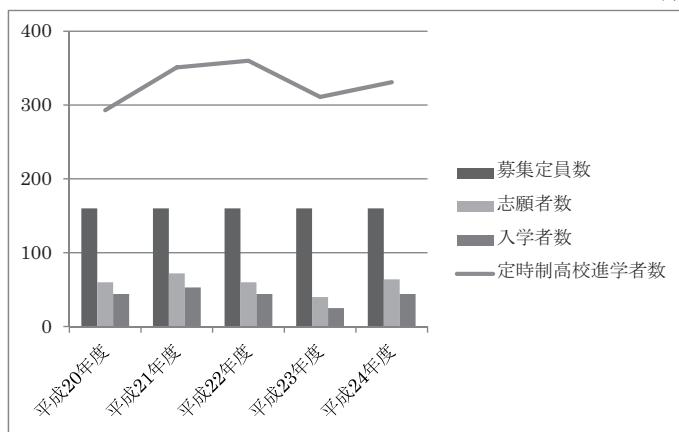
(単位：面積－m²、経過年数－年)

台帳建物名	構造	面積	経過年数	改修状況
校舎（体育館）	鉄骨鉄筋コンクリート	1,272	43	平成 21 年度耐震補強工事済み。
校舎（中央館）	鉄筋コンクリート	1,600	44	平成 23 年度耐震補強工事済み。
校舎（前館）	鉄筋コンクリート	1,665	45	平成 18 年度耐震補強工事済み。
校舎（前館及び廊下）	鉄筋コンクリート	861	42	平成 18 年度耐震補強工事済み。
校舎（後館）	鉄筋コンクリート	1,328	43	平成 25 年度耐震補強工事予定。
校舎（生徒昇降口）	鉄筋コンクリート	224	40	平成 27 年度耐震補強工事予定。
図書館校舎（機械室及び廊下）	鉄筋コンクリート	84	42	平成 22 年度耐震補強工事済み。

ii. 「③論点 ii. 稼働状況」について

1) 志願者数及び入学者数の推移

(単位：人)



(出典：入学者数及び志願者数は定所管課作成資料、定期制及び通信制高校進学者は
「県内中学校卒業者進路状況調査結果」(富山県教育委員会県立学校課))

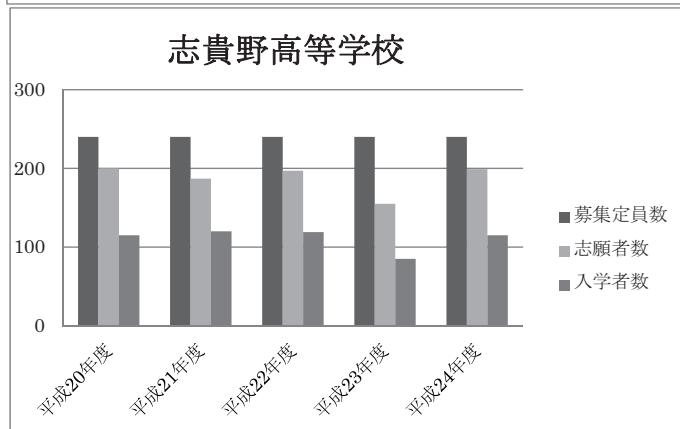
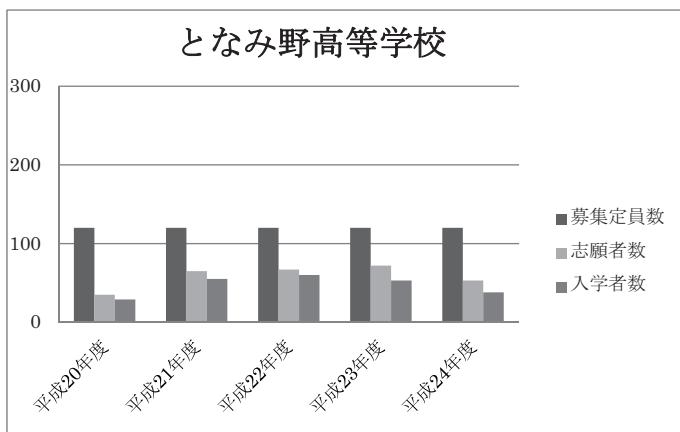
直近の5か年度は定員約160人に対し、入学者数は25人から50人程度で推移しており、定員割れの状況が継続している。

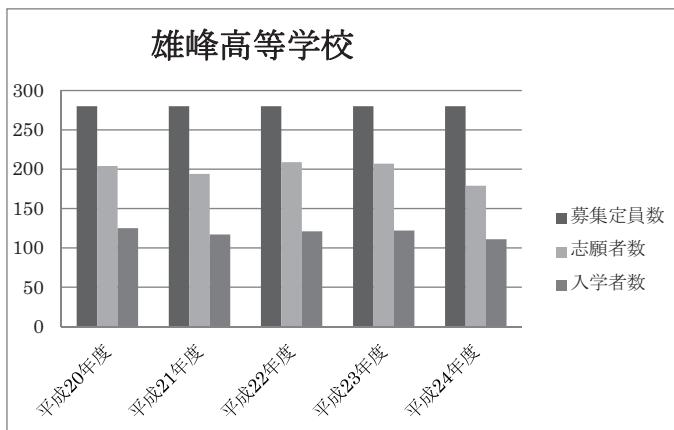
学校によると、生徒数増加への取り組みとして、地元ハローワークや企業へポスター貼付を依頼しているほか、卒業生や地元中学校と連携することで、当校での授業への参加を希望する生徒の増加に向けた取り組みを行っているとのことである。

また、キャンパスフェスティバル（学園祭）の開催により、地域住民に当校の役割や活動を知ってもらうための機会を積極的に設けている。

2) 他校との比較

(単位：人)





(出典：所管課作成資料)

いずれの定時制高校においても、入学者が定員に達していないものの、各地域において、毎年度、一定数の志願者及び入学者がある状況である。

⑥ 監査結果

上記のとおり、直近の5か年度においては、入学者数は募集定員数を大きく下回っているが、当校は定時制単位制高校であり、全日制高校や特別支援学校のカリキュラムで授業を受けることが困難な生徒への対応が可能な県内でも数少ない学校である。県内の各定時制高校において毎年度一定の入学者があることからも、生徒数が少ないとあって、施設の統廃合等を議論することは早急であると考えられる。

また、生徒の生活環境や授業形態へのニーズが多様化する中、不登校経験者や、全日制高校及び特別支援学校のカリキュラムで授業を受けることが困難な生徒への対応は、今後も必要となると見込まれる。

当校では、ソーシャルワーカーの配置等により、生徒の生活環境と授業を結びつける取り組みも予定している。

今後も、現在の特徴や取り組みを生かし、多様化する生徒のニーズに対応できるかについて注視したい。

12. 公安委員会

(1) 射水警察署

① 概要

本施設は射水市全域に加え、高岡市牧野地区（総人口10万3千人：平成24年12月31日現在）を管轄区域とする警察署である。管轄区域においては、国際拠点港湾である伏木富山港を有することや、県内の主要な幹線道路である国道8号を包含することが特徴である。

平成25年度に「誰もが安全で安心して暮らせ、犯罪を未然に防ぐまちづくり」を基本理念に、射水市及び高岡市牧野地区の治安拠点施設として新築移転された。本施設は「地域を見守る治安のシンボル」として、全方位に正面性を持つデザインとしたほか、高い耐震性を有し、環境に配慮した太陽光発電システムを設置している。

なお、管轄区域に国際拠点港湾を有するため、新湊幹部交番（旧新湊警察署）に港湾地区特別捜査隊を設置していたが、新築移転に伴い本施設に設置されることになった。

（注）港湾地区特別捜査隊は、活動区域において次の各号に掲げる警察活動を行うことを任務とする。

- (1) 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関すること。
- (2) 古物営業の指導取締りに関すること。
- (3) 警ら及び警戒に関すること。
- (4) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成3年法律第71号）に規定する犯罪及び国際的な犯罪の捜査に関すること。
- (5) 薬物銃器捜査に関すること。
- (6) 交通指導取締り及び交通事故捜査に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、富山県警察国際化問題総合対策本部の決定を経て、港湾地区特別捜査隊に関する訓令において定める事項

② 台帳登録財産の内訳（平成 25 年度初日現在）

（単位：面積—m²、金額—千円）

種類	区分	名称	取得年	面積	金額
行政財産	土地	射水警察署庁舎敷地	H25	11,250	196,434
行政財産	建物	射水警察署庁舎 (検視棟、車庫含む)	H25	5,058	1,319,108

（出典：公有財産台帳）

③ 論点（取得手続）

本施設は、平成24年度に新築（業務開始は平成25年度）されているが、新築移転に至る経緯及び新築工事に関する入札手続が関連規則にしたがい適切に実施されているかについて確認する必要がある。

④ 主な実施手続

入札手続にかかる関連文書を閲覧し、関連規則に準拠しているか検討した。

⑤ 論点（取得手続）に対する検討結果

本施設は、一般競争入札により業者選定が行われている。一般競争入札に際しては事前に契約金額決定の基準である予定価格の設定が必要とされるが、予定価格調査（開札に際して予定価格を記載した書面）閲覧の結果、予定価格は算定根拠資料に基づき適切に設定されていた。また、一般競争入札公告から開札、業者選定までの関連文書（評価調査書、入札結果登録、低入札価格の審査結果、落札者決定通知書等）を閲覧した結果、入札金額が最も安くかつ信頼性の高い事業者が落札していた。

(2) 富山西警察署

① 概要

本施設は平成19～20年度の2箇年で建設され、富山市の西部全域すなわち、八尾町、婦中町、山田、五福地区、呉羽地区（総人口109千人：平成24年12月31日現在）を管轄区域とする警察署である。八尾町、婦中町、山田区域は山間に近い地域であり、五福地区、呉羽地区は住宅街であるなどの地域特性に応じて4交番、9駐在所を設置し、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り、その他公共の安全と秩序の維持に当たっている。

(参考) 現員表

(単位：人)

区分	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
現員	127	120	124

(出典：所管課作成資料)

② 台帳登録財産の内訳（平成 24 年度末日現在）

(単位：面積—m²、金額—千円)

種類	区分	名称	取得年	面積	金額
行政財産	土地	富山西警察署敷地	H21	8,164	93,571
行政財産	建物	富山西警察署庁舎 (機械室棟、車庫含む)	H21	6,084	1,520,913

(出典：公有財産台帳)

③ 論点

本施設は、平成20年度に新築され、公安委員会所管の施設の中でも金額的重要性が高い。本施設において所定の手続を経て財産管理が行われているかを確認する必要がある。

④ 主な実施手続

上記物件について、現地視察の上、登記簿謄本と財産管理台帳を突合した。

⑤ 論点に対する検討結果

本施設について、登記簿謄本と財産管理台帳との一致を確認した。

(3) 富山北警察署

① 概要

本施設は富山市の北部及び水橋地区（総人口7万人：平成24年11月30日現在）を管轄区域とする警察署である。管轄区域には、港がある和合地区や住宅街である豊田地区等があり、本施設のほか交番4箇所及び駐在所6箇所を設置し、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り、その他公共の安全と秩序の維持に当たっている。

本施設は昭和33年に建設され、その後昭和59年に庁舎の老朽化、狭隘化に伴い、総工費1億9,916万円（外構工事等を含む）で鉄筋コンクリート2階建庁舎の増改築が行われている。

② 台帳登録財産の内訳（平成 24 年度末日現在）

(単位:面積—m²、金額—千円)

種類	区分	名称	取得年	面積	金額
行政財産	土地	富山北警察署敷地	S34	4,218	64,996
行政財産	建物	富山北警察署庁舎 (車庫、自転車保管庫含む)	S33～H18	1,558	62,923

(出典：公有財産台帳)

③ 論点（老朽化）

本施設は当初建設から55年を経過しており、その後の増改築が実施されているものの建物及び設備の老朽化が進み、施設本来の目的を果たせなくなり、公共の安全と秩序の維持に弊害が生じている状況にないかを検討する必要がある。

④ 主な実施手続

- i. 現場視察を行い、老朽化に伴い利用不可となった施設や設備がないか、あるいは公有財産台帳に登録されている建物が維持されているかを確認した。
- ii. 本施設の利用状況、維持管理費用について年度推移を把握し、施設が本来の目的のため維持管理されていることを確認した。

⑤ 論点（老朽化）に対する検討結果

- i. 現場視察による設備利用状況の確認においては、老朽化に伴い利用不可となった施設や設備は認識されず、公有財産台帳に登録されている本施設は適切に維持管理されている状況にあることを確認した。
- ii. 本施設の利用状況、維持管理費用について年度推移を把握のうえ、主要な変動要因

について施設所管部署へ質問を行った。その結果、当該管轄区域における事故件数、犯罪件数ともに減少傾向にあり、公共の安全と秩序の維持に弊害が生じない範囲において富山北警察署の人員、体制が維持されていると認識した。また、当施設は老朽化を要因とした維持管理費用が年々増加傾向にあり、また、その他物損事故増加への対応として交通事故防止のための標識等を維持管理する費用も交通インフラの拡大とともに増加傾向にあると認識した。よって、現状の状況から判断した維持管理費用の推移に異常はなく、本施設は適切に維持管理されている状況にあることを確認した。

なお、北陸新幹線の開業に伴う治安情勢の変化を踏まえ、小規模署の初動対応力、夜間警備力等の強化、施設の耐震力の強化等を図るため、平成25年8月22日、富山市内4警察署を中規模警察署以上の3警察署体制とする「富山市内警察署再編計画」が策定された。

当該再編計画に基づき、富山北警察署の管轄区域と富山中央警察署の管轄区域の一部を管轄する（仮称）富山北警察署が J R 富山駅北周辺に建設され、現在の富山北警察署は富山市北部地区の安全・安心を守る幹部交番として活用されることである。

1) 利用状況

現員表

(単位：人)

区分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
現員	88	78	77	79	77

(出典：所管課作成資料)

2) 維持管理費用の推移

(単位：千円)

事業目的	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
防犯及び保安関係許可事務、青少年の非行防止活動、交通事故防止活動に要する経費	1,330	1,714	1,679	1,446	2,057
庁舎の維持管理及び警察運営に要する経費	8,071	9,528	9,099	9,654	10,414
警察車両の維持管理に要する経費	5,916	4,976	6,291	5,672	5,573
地域警察活動、教養及び留置管理に要する経費	6,016	4,815	4,948	5,094	4,987
地方選挙、防犯、保安公告等の犯罪捜査に要する経費	2,110	1,589	1,781	1,889	2,109
警察施設の維持管理に要する経費	-	354	-	-	-

事業目的	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
交通指導取締及び交通犯罪捜査に要する経費	49	96	41	-	29
委託料	534	536	536	536	460
工事請負費	1,562	-	-	-	-

(出典 : 所管課作成資料平成 25 年 11 月 30 日現在)

13. 職員住宅

(1) 職員住宅

① 概要

各所管課が保有する職員住宅の概要は以下の通りである。

(単位: 戸)

所管部門	場所名称等	建築年	構造	戸数	入居数
人事課	堀川小泉 1 号棟	昭和 40 年	鉄筋コンクリート 4 階建	24	8
	堀川小泉 2 号棟	昭和 43 年	鉄筋コンクリート 4 階建	24	9
	蓮町北 3 号棟	昭和 46 年	鉄筋コンクリート 4 階建	24	6
	蓮町北 4 号棟	昭和 47 年	鉄筋コンクリート 4 階建	24	12
	蓮町北 5 号棟	昭和 49 年	鉄筋コンクリート 4 階建	24	12
管財課	西田地方部長公舎 A 棟	昭和 50 年	鉄筋コンクリート 2 階建	3	3
	西田地方部長公舎 B 棟	昭和 50 年	鉄筋コンクリート 3 階建	6	4
	西田地方課長公舎	昭和 42 年	鉄筋コンクリート 4 階建	16	9
教育委員会 小中学校課	蓮町北 1 号棟	昭和 43 年	鉄筋コンクリート 4 階建	24	5
	蓮町北 2 号棟	昭和 44 年	鉄筋コンクリート 4 階建	24	13
	南砺平高校 1 号棟 (注 1)	昭和 45 年 (平成 3 年改修)	鉄筋コンクリート 2 階建	6	4
	南砺平高校 2 号棟 (注 1)	平成 3 年	鉄筋コンクリート 4 階建	8	8
	中央農業高校教職員住宅(単身) (注 2)	昭和 40 年	鉄筋コンクリート 2 階建	(注 2)	(注 2)
富山県立大学	学長公舎	平成元年	鉄筋コンクリート	1	1
	太閤山教員公舎 1 号棟	平成元年	鉄筋コンクリート 3 階建	12	11
	太閤山教員公舎 2 号棟	平成元年	鉄筋コンクリート 3 階建	12	12
	太閤山教員公舎 3 号棟	平成 3 年	鉄筋コンクリート 3 階建	10	9
	戸破公舎	昭和 37 年	鉄筋コンクリート 3 階建	12	9
中央病院 (注 4)	長江職員住宅 1 号棟 (注 3)	昭和 44 年	鉄筋コンクリート 3 階建	12	(注 4) 3
	長江職員住宅 2 号棟	昭和 63 年	鉄筋コンクリート 3 階建	10	8
	長江新町職員宿舎(1 戸建て)	昭和 48 年	鉄骨造一部木造瓦葺	1	1

所管部門	場所名称等	建築年	構造	戸数	入居数
	看護師宿舎 (注3)	昭和 53 年	鉄筋コンクリート 4 階建	48	24
警察本部 会計課	(注5)	昭和 38 年～ 平成 16 年	鉄筋コンクリート	(注5) 11	
各警察署	(注5)	昭和 34 年～ 平成 11 年	主に鉄筋コンクリート	(注5) 59	

(出典：公有財産台帳及び各所管課作成資料)

- (注1) 南砺福野高校の分校である南砺平高校の教職員により使用されている。
- (注2) 入居者がなくなり、かつ、その後の入居見込みも無いことから平成 17 年 4 月より使用を停止している。高校の敷地内にあり、現在 1 階部分（2 階建て各階 3 室）を物置として使用している。現在、今後の使用方法、将来的な解体等も含めて検討している。
- (注3) 平成 25 年度において、看護師宿舎を職員駐車場敷地に新築する。これに伴い、老朽化が進んでいる長江職員宿舎 1 号棟を解体し、代替の職員駐車場用地として整備するとともに、平成 26 年度において病院敷地内にある老朽化した現看護師宿舎を解体する予定である。
- (注4) この他、民間業者との間で建物譲渡特約付借地権契約を締結し、土地を民間業者に貸し付け、入所職員が民間業者に直接賃料を支払う形式で職員住宅の提供を行っている。
この方法によると、病院にとっては、職員に対する住宅手当の負担が生じるもの、初期投資額の負担が無く、かつ、維持管理をアウトソーシングすることにより病院に所属する人員の事務負担を軽減できるというメリットがある。また、建物所有者にとっても、空室保証による安定的収入があり、かつ、30 年後には病院に建物を譲渡する特約により解体コストを軽減できるというメリットがある。
なお、老朽化した院内保育所を 3 階建て建物のうち 1 階部分に移設（借上げ）し、病児・病後児保育も対応できる施設にするとともに、引き続き、看護師をはじめ、医療従事者の子育て支援や離職防止を促進している。
- (注5) 件数が多いため（警察本部会計課 11 口座（棟）、各警察署所管 59 口座（棟））、棟数のみ記載している。

② 論点（職員住宅の統廃合）

富山県では、平成 17 年を「財政再建元年」とし、県有資産については、限られた財源の中で効率的な維持管理を行うためコンパクト化を図っている。このような施策の中、職員住宅については、老朽化建物の廃止が進んでいる。

上記の観点からは、民間での供給が困難な地域である場合、緊急招集が必要で近隣に居住する必要がある場合等を除き、利用度や老朽化の程度を把握し、今後も職員住宅として維持し続けることの要否を検討する必要がある。

なお、平成24年度の廃止・処分実績は以下の通りである。

所管部門	場所・名称等	建物の処分等の状況
経営管理部 人事課	西田地方職員住宅 (建物：4棟 48戸)	富山県立富山中部高校の敷地拡張に伴い、旧富山市立安野屋小学校の敷地を取得するため、建物を解体し、敷地は富山市と交換した。詳細は「4. 経営管理部」にて検討している。
各警察署	清明寮、小矢部1号棟	清明寮については同上である。また、小矢部1号棟については耐震基準を満たしていないことから平成25年3月をもって使用を停止した。小矢部1号棟については、今後の解体時期等は未定である。
警察本部 会計課	蓮町南2号棟及び蓮町南5号棟	いずれも耐震基準を満たしていないことから平成25年3月をもって使用を停止した。なお、今後の方針については「④論点（職員住宅の統廃合）に対する検討結果」を参照されたい。
経営管理部 財政課	駒場職員住宅（東京） (建物：1棟 12戸)	老朽化に伴い平成25年3月に、法人に売却した。

また、平成25年度以降、以下の職員住宅の廃止が検討されている。

所管部門	場所・名称等	経緯
経営管理部 人事課	堀川小泉職員住宅 (建物：2棟 48戸)	耐用年数をほぼ経過していることから、平成27年3月をもって廃止予定である。また、入居者にはそれまでの退去を依頼済みである。
中央病院	長江職員住宅1号棟 (建物：1棟 12戸)	看護師宿舎を、現在職員駐車場として使用している敷地に新築移転するため、老朽化している当建物を平成25年度に解体し駐車場用地を確保する予定である。

③ 主な実施手続

- ・各所管課への質問及び関連書類の閲覧により、入居者数の状況、建物の老朽化及び更新の状況を確認した。
- ・各所管課への質問により、職員住宅について認識されている課題の有無を確認した。

④ 論点（職員住宅の統廃合）に対する検討結果

経営管理部人事課

用途	建築当時の住宅事情を考慮し、一般職員の宿舎として整備されている。
利用状況	全体の入居率は平成 17 年度に 80% を下回り、以降下降傾向が継続し、平成 22 年には空室数が入居数を上回った。今後も、厳しい財政環境に対応し、職員の定数抑制方針の継続が予想されることから、空室数の圧縮は困難な状況にある。
建物の状況	いずれの建物の経過年数も耐用年数に迫っており、老朽化が進んでいる。 平成 19 年 3 月に蓮町独身寮 50 戸を廃止、平成 20 年 12 月に蓮町南 1 号棟 12 戸を廃止、平成 23 年 3 月には西田地方職員住宅 48 戸を廃止している。
所管課において認識されている課題	堀川小泉の職員住宅廃止後は、蓮町の職員住宅のみとなる。蓮町職員住宅については、同敷地及び隣接敷地内に、教育委員会小中学校課、警察本部会計課及び富山北警察署が所管する職員住宅が存在するが、全体としての利用度合いは低くなっていることから、今後の利活用につき検討する必要がある。 しかし、所管課の異なる複数の建物が存在することから、人事課単独での抜本的対策は立てられていない。 なお、蓮町職員住宅については下記「蓮町職員住宅」及び【意見】を参照されたい。
所管課における今後の方針	堀川小泉の職員住宅 2 棟については、耐用年数をほぼ経過したことから、平成 27 年 3 月をもって廃止予定である。 なお、蓮町職員住宅については、上記「所管課において認識されている課題」、下記「蓮町職員住宅」及び【意見】を参照されたい。

経営管理部管財課

用途	職務上緊急に短時間での登庁が要求される部課長級職員用の公舎として整備されている。
利用状況	西田地方部長公舎 B 棟の平成 21 年度の入居率及び西田地方部長公舎 A 棟の平成 24 年度の入居率が 100% であるほかは、おおむね 50~60% 台で推移している。
建物の状況	西田地方課長公舎は、経過年数が耐用年数に迫っている。他の職員住宅に比べ居住年数が 2~3 年と短いため、退去時など比較的高い頻度で修繕が行われている。
所管課において認識されている課題	特に認識されていない。
所管課における今後の方針	建物の構造上大きな障害がなく、耐震性も確保されていることから、必要な点検・修繕を適切に行いながら、できるだけ長く現在の建物を使用する方針である。

教育委員会小中学校課

用途	建築当時の住宅事情を考慮し、教職員の宿舎として整備されている。
利用状況	南砺平高校の職員住宅は南砺福野高校の分校である南砺平高校の教職員により使用されている。当校は山間部に所在し、特に冬季は雪のため通勤が困難となる可能性もあることから、利用度は高く、入居率も常に高い状態にある。 一方、蓮町の職員住宅は入居率が減少傾向にある。設備の老朽化により、民間住宅への入居が増加している。
建物の状況	南砺平高校 2 号棟以外の建物については、経過年数が耐用年数に迫っている。南砺平高校の建物については、常に入居率が高く、使用の要望も高いことから、平成 3 年に改修を行っている。 一方、蓮町の建物は、入居者の減少、財政の逼迫により緊急かつ必須の修繕等を除き、改修は行わない方針である。
所管課において認識されている課題	蓮町の職員住宅については、入居者が少なく、かつ、施設の老朽化が激しいことから、今後のあり方を検討する必要がある。
所管課における今後の方針	老朽化が激しい蓮町の建物の今後の大規模な改修又は処分等については、蓮町職員住宅全体についての全庁的な方針にしたがう意向である。なお、蓮町職員住宅については、下記「蓮町職員住宅」及び【意見】を参照されたい。

富山県立大学

用途	期限付きで赴任する教員等の宿舎として整備されている。
利用状況	任期付きで赴任する教授、准教授等による利用希望が多く、入居率は 90% 前後で推移しており、高い水準となっている。
建物の状況	学長公舎、太閤山教員公舎は経過年数 20 年程度であり、老朽化の度合いは低い。一方、戸破公舎については、建築年から 50 年が経過しており、耐用年数を超えて使用されている。 入居希望が多く、今後も継続して使用する見込みであるが、大学建物の更新が優先されることから、職員住宅についての大改修の優先順位は低いと見込まれる。当面は、必要に応じた修繕により維持する方針である。
所管課において認識されている課題	特に認識されていない。
所管課における今後の方針	老朽化が進んでいる戸破公舎については、上記「建物の状況」を参照されたい。

中央病院

用途	緊急招集が必要で近隣に居住する必要がある病院職員等の宿舎として整備されている。
利用状況	長江職員宿舎 2 号棟については、80% の入居率が継続しており、入居率は比較的高い状況にある。 一方、看護師宿舎の入居率は 50% 程度である。また、老朽化が進んでいる長江職員住宅 1 号棟は解体予定であり、平成 24 年 7 月以降の入居者は無い。 看護師宿舎の新築移転及び長江職員住宅 1 号棟の解体については、下記「所管課における今後の方針」を参照されたい。
建物の状況	平成 23 年度においては、老朽化していた西長江職員宿舎 2 棟を解体し、民間業者による建物の新築・賃貸を行う形式で新たな職員住宅を整備した。 また、平成 25 年度において、看護師宿舎を職員駐車場敷地に新築する。これにあわせ、老朽化が進んでいる長江職員宿舎 1 号棟を解体し、代替の職員駐車場用地として整備するとともに平成 26 年度において病院敷地内にある老朽化した現看護師宿舎を解体する予定である。 その他の建物については特に老朽化は進んでいない。 中央病院の職員住宅については、随時、更新が行われている状態である。
所管課において認識されている課題	特に認識されていない。
所管課における今後の方針	建設当時の住宅事情に合わせ、48 室を提供していた看護師宿舎は、平成 25 年度において、現状（27 室入居）に合わせたコンパクト化した建物（30 室）として新築移転する予定である。また、同時に、老朽化が進んでいる長江職員宿舎 1 号棟を解体し、代替の職員駐車場用地として整備する予定である。

警察本部会計課及び警察署

用途	緊急招集が必要で近隣に居住する必要がある県警職員の待機宿舎として整備されている。
利用状況	職務上の要請により、入居率はほぼ 100% の状態が継続している。
建物の状況	小矢部 1 号棟、蓮町南 2 号棟及び 5 号棟については、耐震対応が困難であるため、平成 25 年 3 月をもって、使用を停止した。 それ以外の物件については、入居率が高いこともあり、修繕による対応により継続して使用する見込みである。
所管課において認識されている課題	施設全体の老朽化。
所管課における今後の方針	蓮町の職員住宅については、入居率がほぼ 100% であるものの、蓮町職員住宅全体についての全庁の方針が決定した場合は、これに従った対応が必要となる。 なお、蓮町職員住宅については下記「蓮町職員住宅」及び【意見】を参照されたい。

蓮町職員住宅

上記の経営管理部人事課、教育委員会小中学校課並びに警察本部会計課及び警察署が所管する蓮町職員住宅の現状についてまとめると、以下のとおりである。

富山市蓮町1丁目には、経営企画部人事課、教育委員会小中学校課並びに警察本部会計課及び警察署が所管する職員住宅建物（以下、蓮町職員住宅という。）がある。また、これらの建物の敷地は経営管理部管財課が所管している。蓮町職員住宅の概要は以下の通りである。

所管課	経過年数	入居率	棟数
経営管理部人事課	39～41年	40%未満	3棟
教育委員会小中学校課	43年及び45年	40%未満	2棟
警察本部会計課及び警察署	28年及び38年	100%	2棟
入居停止又は解体予定			4棟

上表にて示したとおり、同一敷地内にある建物全11棟のうち4棟が入居停止または解体予定となっており、経営管理部人事課所管の3棟及び小中学校課所管の2棟については、老朽化が進んでおり、入居率も40%を下回っている。残る県警本部会計課及び警察署所管の2棟については入居率が100%に近いものの、蓮町職員住宅の建物のうち約8割が入居停止または解体予定及び入居率40%未満となっていることから、蓮町職員住宅全体では利用度は低いと認められる。大部分の建物の老朽化が進んでいるが、各所管課においては、当面蓮町職員住宅全体についての大規模な改修等は行わず、対処療法治的な修繕を継続する方針であるとのことであった。

⑤ 監査結果

【意見 16】

利用度低下に伴う職員住宅保有の必然性の観点に加え、県有資産のコンパクト化の観点からも、老朽化が進んだ職員住宅の解体処分を含めた統廃合等について部局横断的な議論が早急になされることを期待したい。この点、県では職員住宅のあり方ワーキンググループにおいて、蓮町職員住宅の今後の方針を検討された。今後も、当ワーキンググループの提言を中心に各所管課の意見を取り纏め、蓮町職員住宅全体の活用に向けた積極的な取り組みを推進されたい。

14. 県営住宅

(1) 県営住宅

① 概要

県は、富山県営住宅条例に基づき低所得者層に低廉な家賃で住宅を賃貸し、県民生活の安定と福祉の増進に大きな役割を果たしてきている。平成24年4月現在における本県県営住宅の概要は以下の通りである。

- ・団地数 25団地
- ・棟数 142棟
- ・管理戸数 2,690戸

なお、県営住宅の管理運営については指定管理者制度を導入しており、平成21年度から平成25年度までの指定管理者として光陽興産株式会社が指定されている。

② 論点

i. 稼働状況

晩婚化や出生率の低下を背景に全国的に少子高齢化は進んでおり、本県においても人口は平成10年をピークに減少傾向が続いている。

このような環境の中、集合型住宅の中には当初建設時以降の利用者ニーズの変化を受けて当初投資時における入居シェアミレーティングと乖離した実態となっている施設が少なくない。そのため、県営住宅については、利用状況及び収支状況を確認し、供給の過剰等が生じていないかを確認する必要がある。

ii. 老朽化

本県が運営する県営住宅の多くは昭和40年代から昭和50年代に建設されており、近い将来において、老朽化が進んだ住宅が急増することが見込まれている。そのため、所管課における建物の老朽化を踏まえた今後の維持管理方針について確認する必要がある。

③ 主な実施手続

i. 「②論点 i. 稼働状況」に対する手続

- ・管理戸数と入居率の推移等についての関連書類の閲覧及び所管課への質問により未利用又は低稼働の建物がないかを確認した。
- ・関連書類の閲覧及び所管課への質問により収支の状況を把握し、使用料に対し維持管理コストが必要以上に発生していないかを確認した。

ii. 「②論点 ii. 老朽化」に対する手続

- ・関連書類の閲覧及び所管課への質問により県営住宅の今後の維持管理方針の内容を確認した。

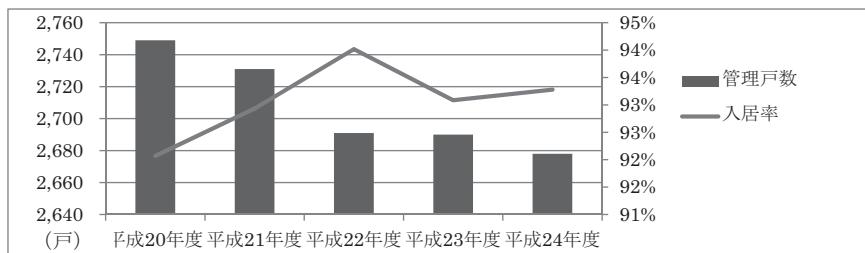
④ 論点に対する検討結果

i. 「②論点 i. 稼働状況」について

1) 管理戸数と入居率の推移

下表のとおり、過去5年間の入居率はいずれも90%台前半の数値となっているが、管理戸数には用途廃止予定住戸入居者の移転のため、また、福祉対応型改善工事のためなどの入居募集停止住戸、用途廃止予定住戸も含まれていることに起因する。県所管課によれば、入居希望者は継続しているとのことであり、県全体として県営住宅の未利用、低利用の状態はないとのことである。

◆県営住宅全体の管理戸数と入居率の推移



(出典:建築住宅課作成資料)

◆平成 24 年度末の県営住宅ごとの入居率

(単位: %)

東新庄 (*1)	79	城川原	96	藤木	99	曙町	96	海老江	94
入船	99	水橋東部	82	蓮町	99	東中川	92	堀岡	97
五福	100	古寺	94	下富居	94	中川	96	片口 (*1)	100
不二越	97	石坂	97	根塚	97	蓮花寺	98	太閤山 (*1)	92
水橋駅前 (*1)	8	赤田	100	富山南	93	蓮花寺 北	98	太閤山 東	97

(出典:建築住宅課作成資料)

(*1) 用途廃止予定を含む

東新庄・・・1号棟（16戸）を用途廃止又は耐震補強の予定。そのため当該入居者の移転先住戸を確保する必要があり、現在空き家（18戸）の入居募集を停止している。これら政策的入居者募集停止住戸を除いた修正後入居率は97%となる。

水橋駅前・・・全24戸が用途廃止予定。未退去の戸数が2戸ある。

片 口・・・全1戸が用途廃止予定。未退去の戸数が1戸ある。

太閤山・・・平成24年度末までに26号棟（6戸）、27号棟（6戸）を用途廃止。また、26戸が近い将来用途廃止予定である。当該入居者の移転先住戸を確保する必要があるため、現在空き家の入居者募集停止を継続している。これら政策的入居者募集停止住戸を除いた修正後入居率は97%となる。

2) 収入及び支出の状況

下表のとおり、収入及び支出の推移を見ると、直近の5年間においては、使用料及び国庫補助金による収入により委託料や工事請負費等の維持管理コストが賄われる状況となっている。また、重大な不納欠損金額も発生していない。

◆県営住宅全体の収入及び支出の推移

表 1 県営住宅維持管理費

(単位 : 千円)

区分	項目	金額					備考
		20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	
収入済額	使用料 (注1)	626,305	615,419	613,750	596,965	598,881	現年度家賃
	過年度 収入	14,847	19,725	18,276	15,888	20,367	過年度家賃（損害金含む）
	国庫補助金	-	-	50,000	-	-	
	利子等	5,417	594	119	57	46	敷金積立基金の運用
	合計	646,570	635,751	682,146	612,911	619,294	
支出済額	委託料	137,612	126,535	123,894	122,540	125,761	県営住宅管理委託料
	工事請負費	91,312	155,674	195,245	82,133	108,835	計画修繕費
	負担金 補助及 び交付	62,538	60,528	62,165	61,027	59,717	市町村交付金等

区分	項目	金額					備考
		20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	
金							
報酬	4,363	4,913	4,316	4,329	4,483	家賃収納 推進員賃 金等	
その他	7,342	6,508	6,183	9,584	7,996		
合計	303,168	354,157	391,803	279,613	306,791		

表 2 公営住宅ストック整備事業費等(既存県営住宅の水準の向上を図るための工事に係る費用等)

(単位 : 千円)

区分	項目	金額					備考
		20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	
収入済額	国庫補助金 (注 2)	37,090	105,472	45,100	46,100	55,800	
支出済額	委託料	13,372	13,407	11,312	9,172	8,664	
	工事請負費	148,519	190,985	191,903	155,628	149,293	
	その他	3,841	5,876	1,919	77	65	
	合計	165,731	210,268	205,133	164,878	158,021	

表 3 県営住宅収支(表 1 + 表 2)

区分	項目	金額					備考
		20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	
収入済額	合計	683,660	741,223	727,246	659,011	675,094	
支出済額	合計	468,899	564,425	596,936	444,491	464,813	
差額	合計	214,761	176,798	130,310	214,520	210,281	

(出典:建築住宅課作成資料)

(注 1) 使用料の決定について

県営住宅の家賃は富山県営住宅条例に規定されている。また同条例は、公営住宅法施行令・公営住宅法に基づき定められている。

使用料は毎年度、入居者の収入、住宅の状況(面積、立地係数、経過年数、利便性係数)等に応じ個々に算出し決定されている(同条例第 15 条、公営住宅法第 16 条)。家賃算定は毎年度入居者から収入状況申告書を徴しチェックがなされている。さらに、富山県営住宅条例第 15 条によると、県営住宅の毎月の家賃の額は、毎年度見直すこととなっている。平

成 24 年度の県営住宅家賃については、平成 24 年 1 月 18 日付の建築住宅課長決裁印のある「平成 24 年度県営住宅家賃について」にて、適切に決定されていることを確認した。

(注 2) 公営住宅ストック整備事業の国庫補助金のうち、平成 21 年度が他年度に比較して多額であるのは、地デジ対応準備への補助のためである。

<参考> 収納率の推移

(単位 : 千円、%)

年度	調定額 ア	収 納 濟 額 イ (注 1)	不 納 欠 損 額 ウ	収 納 未 濟 額 エ (ア - イ - ウ)	収 納 率 (イ / ア)
平成 20 年度	739,603	640,929	-	98,673	86.66
平成 21 年度	729,648	635,143	-	94,505	87.05
平成 22 年度	727,457	631,197	206	96,053	86.77
平成 23 年度	712,233	612,340	-	99,893	85.97
平成 24 年度	717,178	617,711	-	99,467	86.13

(注 1) 収納率は損害金を含めない。

(出典 : 建築住宅課作成資料)

ii. 「②論点 ii. 老朽化」について

1) 平成 24 年度県営住宅管理方針について

県営住宅は、これまで富山市、高岡市、射水市の3市内において建設されており、平成 24 年 4 月 1 日現在の管理戸数は 2,690 戸となっている。これらの多くは、昭和 40 年代から 50 年代までに建設され更新期を迎えるが、厳しい財政事情のため、建替えを実施することは困難な状況にある。(公有財産台帳を閲覧すると、県営住宅は、中でも昭和 40 年代から 50 年代にかけて建設されたものが大多数である。簡便的に減価償却資産の耐用年数等に関する省令(財務省)にしたがい、耐用年数を 47 年(鉄筋コンクリート造の住宅用建物)と考えると、建替えの更新期を迎える建物が多いことが分かる。)

このことを踏まえ、県は公営住宅の需要に的確に対応することを目標として、平成 24 年度の県営住宅の管理の基本方針を次のとおりとした。

(あ) 指定管理の協定書に基づき県及び指定管理者が適切に管理業務を実施する。

(い) 「富山県営住宅長寿命化計画」に基づき、改善工事、修繕等を実施する。

(う) 過去に実施した建替事業に伴う県営住宅の用途廃止を計画的に実施する。

上記 (い) の「富山県営住宅長寿命化計画」(計画期間は平成 22~31 年度の 10 年間) は

平成22年3月に県が策定したものである。県営住宅状況の適時把握のために定期点検を実施し、整備内容や修繕履歴をデータ化しておくこと、及び住宅の保全や改善工事を計画的に実施することによる長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を目指すものである。

当該計画は、長寿命化とともに、劣化防止、耐久性の向上等住居としての安全性確保、高齢者・身障者向け住宅へ福祉対応型改善、その他居住性向上の目的も担っている。

県側の説明によれば、用途廃止の建物を除けば、当該計画は順調に実施されており、雨漏りや配管の漏水・詰まり等とろどころで苦情はあるものの、築年数の経過によって大きな事故につながるような住居はなく、また、耐震性の調査も終了し、問題のある建物はないとのことである。

2) 用途廃止について

以上のように維持管理計画により長寿命化を図り活用していく県営住宅がある一方で、耐用年数を経過している等の理由で用途廃止予定のものが平成24年4月現在で63戸ある。

このうち、太閤山団地の26号棟及び27号棟については平成24年度中に解体・撤去された。これらの跡地については所管課が管財課へ移され現在売却を予定しているとのことである。

太閤山団地の36号棟についても用途廃止が決定しており、平成25年5月にはすべての住民の退去が完了しており、今年度中に建物の解体工事が終了するよう現在解体計画を策定中である。

また、水橋駅前団地と片口団地については、近い将来に用途廃止を行う予定とされ、廃止に向けた準備がなされているところである。

⑤ 監査結果

過去5年間の入居率はいずれも90%台であり、県所管課によれば、入居希望者は継続してであることから、県営住宅の未利用又は低利用の状態はないとのことであった。

また、直近の5か年度においては、使用料及び国庫補助金による収入により委託料や工事請負費等の維持管理コストが賄われる状況となっている。さらに、使用料の収納率についても、改善の余地はあるものの、過去5か年度で80%台後半の水準を確保している。

今後の県営住宅の維持管理方針については、「富山県営住宅長寿命化計画」が策定されており、県所管課の説明によると、厳しい財政状況の中、近年の少子高齢化、住宅への価値観の変化に伴ったバリアフリー化や居住水準の向上、また、老朽化した住宅の改修など各種の要請に応じた快適で豊かな住環境の整備の実現に向け、必要かつ無駄のない支出を実施していく方針であるとのことであった。

今後も厳しい財政状態の中ではあるものの、住居の築年数が経過していく中で、県民が生活する住居である以上、修繕等の必要性と県民の安全で快適な暮らしの確保との費用対効果をうまく勘案しながら、維持管理を実施していただきたい。

15. 土地開発基金

(1) 土地開発基金

① 概要

土地開発基金の主な役割は公用及び公共用財産の先行取得である。一般会計の予算化と異なり複雑な手続を経ないため、スピーディーな取得が可能となる。土地開発基金で取得した土地については、一般会計で固定資産取得費が予算化された後に、一般会計に取得され、公有財産台帳に登載される。

したがって、土地開発基金の土地は、一般会計で取得の予算化がなされていない物件であり、財政課が所管している。

富山県土地開発基金条例（抜粋）

第1条 公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため、富山県土地開発基金（以下「基金」という。）を設置する。

第2条 基金の額は、3億円とする。

なお、土地開発基金の土地については、一般会計の公有財産と同様の財産管理方法によっている。詳細については、「第四 総論 2. 公有財産の管理手続」を参照されたい。

また、平成25年3月末時点における土地開発基金保有土地の状況は、下表のとおりである。

(単位：面積—m²)

	21年度	22年度	23年度	24年度
土地	161,963	162,766	163,078	163,078

② 保有土地の場所別内訳（平成 24 年度末日現在）

(単位：面積—m²、金額—千円)

No.	場所	取得年	面積	取得金額
1	富山市茶屋町(県立図書館駐車場 県道拡幅用地)	S57	1,411	66,614
2	富山市蓮町 旧上野新(港湾計画関連用地)	S61	2,339	53,035
3	射水市黒河外(住宅団地造成事業用地 JET 跡地)	H3	144,935	1,951,678
4	富山市飯野(血液センター駐車場用地)	H5	1,522	46,044
5	富山市安住町 (県庁敷地内(県警車庫)昭和シェル跡地)	H5	370	656,393
6	富山市舟橋南町(高志の国文学館駐車場)	H7	309	87,997
7	上市町横法音寺(中部厚生センター駐車場)	H7	1,484	37,320

No.	場所	取得年	面積	取得金額
8	富山市舟橋北町（職員仮駐車場）	H8	1,068	229,826
9	高岡市中川本町（高岡文化ホール等駐車場）	H8	1,720	165,000
10	富山市五福（ゆりの木の里）	H8	3,027	213,545
11	高岡市赤祖父（高岡総庁駐車場）	H9	998	81,512
12	富山市舟橋南町（高志の国文学館敷地）	H11	2,775	434,964
13	富山市安住町 （教育文化会館及び総合福祉会館来館者等駐車場）	H23	803	71,300
14	富山市舟橋南町（高志の国文学館来館者用駐車場）	H23	311	35,207
	合計		163,078	4,130,441

(注1) 平成 24 年度中の増減はない。

③ 論点

i. 利用状況

取得にあたり予算措置されずに土地を先行取得できる上、保有期間が長期に渡る場合は、当初の取得目的と現在の使用状況が異なる可能性がある。このため、当初の取得目的どおりに現在も使用されているか確認を要する。

ii. 管理手続

基金保有土地について公有財産並みの管理がなされているか検討をする。

④ 主な実施手続

i. 「③論点 i. 利用状況」に関する手続

基金保有土地について当初取得目的と現在の使用状況の比較を行った。

ii. 「③論点 ii. 管理手続」に関する手続

基金保有土地について、上記物件No. 2及び12の公有財産台帳（仮入力）の記載内容について、不動産登記簿謄本と突合を行った。

⑤ 論点に関する検討結果

i. 「③論点 i. 利用状況」について

当初取得目的及び現在の使用状況は、下表のとおりである。

No.	場所	当初取得目的	現状の使用状況
1	富山市茶屋町	埋蔵文化財センターの出土物管理保管用プレハブ倉庫	県立図書館駐車場
2	富山市蓮町旧上野新	職員住宅建設予定地	未使用（注1）

No.	場所	当初取得目的	現状の使用状況
3	射水市黒河外	住宅団地造成	未使用（注1）
4	富山市飯野	厚生福祉事業施設建設用地	血液センター駐車場用地
5	富山市安住町	県警本部駐車場用地	県警本部駐車場用地
6	富山市舟橋南町	県有施設整備用地	高志の国文学館駐車場
7	上市町横法音寺	上市保健所駐車場用地	中部厚生センター駐車場
8	富山市舟橋北町	県有施設整備用地	職員仮駐車場
9	高岡市中川本町	高岡文化ホール駐車場用地	高岡文化ホール等駐車場
10	富山市五福	精神障害者福祉施設建設用地	ゆりの木の里
11	高岡市赤祖父	高岡総合庁舎駐車場用地	高岡総庁駐車場
12	富山市舟橋南町	県有施設整備用地	高志の国文学館敷地
13	富山市安住町	近隣県有施設の駐車場用地	教育文化会館及び総合福祉会館来館者等駐車場
14	富山市舟橋南町	高志の国文学館駐車場用地	高志の国文学館来館者用駐車場

(注1) 県有地の有効活用に関する部局長会議の対象物件である。

上表のとおり、当初取得目的どおりに現在使用している物件はNo. 4～7及び9～14、当初取得目的とは違うが用途が確定している物件はNo. 1、No. 2・3については県有地の有効活用に関する部局長会議で今後について議論がなされ、No. 8については暫定的に職員仮駐車場として利用がなされている。

用途が固まっている物件（No. 2・3・8以外の物件）については、早期に一般会計による買取り、公有財産登録が望まれるが、予算化ができるまでは土地開発基金のままでよいとの見解が総務省から示されている上（出典：地方行政実務提要）、既に公有財産並みの管理がなされており特に弊害がないため、県側での買取りがなされていない。

ii. 「③論点 ii. 管理手続」について

【指摘3】

No. 2 の富山市蓮町旧上野新（港湾計画関連用地）について、公有財産台帳（仮入力）の面積が $2,339.03\text{m}^2$ 、全部事項証明書の地積が $2,339.59\text{m}^2$ と、両者の間に 0.56m^2 の差異があった。

公有財産台帳自体は仮入力であり正式なものではないが、同台帳（仮入力）の結果に基づき県有財産に関する調書（地方自治法施行規則第16条の2）の面積が積算されるため、結果として同調書の記載誤りとなる。したがって、当該部分について公有財産台帳（仮入力）及び同調書の速やかな訂正を要する。

⑥ 監査結果

【意見 17】

事業化された物件については、速やかに一般会計が買い取りを行わなければならないところ、一般会計で予算化がなされないため、土地開発基金に残されたままとなっている。

総務省の見解（地方行政実務提要）によれば、予定される買取がなされるまでの間は、土地開発基金での保有は差し支えないとされる。しかし、取得にあたり予算措置がされないまま基金保有土地を長期間保有することは問題であり、できるだけ早期に一般会計に買い取られるよう調整が望まれる。

16. 未利用地

(1) 未利用地

① 概要

本県では、昭和62年度から県有地の活用及び県有施設の用地選定のための組織（富山県県有地高度活用研究会、富山県県有施設等の用地選定等に関する連絡会議）が置かれ、平成10年の「県有未利用地の活用及び整理の方針」の策定を契機に、以後毎年、副知事をトップとする「県有地の有効活用に関する部局長会議」において活用方法の検討及び土地の分類の見直しが実施されている。

なお、例年の会議開催スケジュールは次のとおりである。すなわち、3月に管財課が各部局へ活用方法に関する検討状況の照会を行う。6月頃に管財課が各部局からの検討状況に関する回答をとりまとめ、会議資料を作成する。7月上旬には会議を開催し、売却する未利用地についての検討結果を速やかに知事に報告する。

また、平成10年に策定された「県有未利用地の活用及び整理の方針」は、見直しを経て、現在は、「県有地の有効活用及び整理方針について」として取りまとめられている。

県有地の有効活用及び整理方針について

＜活用及び整理の方針＞

未利用地を基金保有地を含めて、I分類（保有）及びII分類（売却・処分）に分類する。

なお、II分類については、従来より処分対象として分類してきているが、この中には「本年度に売却することが適当な財産」の他に、「売却処分に際し、支障となる事由のある財産」、「売却処分は可能であっても、経済情勢等諸般の状況を勘案して処分することが適当な財産」が含まれている。このため、これらの状況に応じた区分を設け、財産状況を明確に示すものとする。

I分類 今後、利用される見込みが確実若しくは極めて高い可能性を有する場合、又は関係機関との信頼関係を維持するために特に必要な場合には保有する。

II分類 規模や立地条件等から行政上の活用が期待できないため、売却・処分を検討する。

(ア) 処分に際し、支障となる事由がある財産

- ・境界係争地、公団混乱地域
- ・寄付者の意向がある土地

- ・利用が制限される土地（埋蔵文化財包蔵地、市街化調整区域等）

- ・取得の経緯等から困難要因の多い土地

(イ) 経済情勢等諸般の状況を勘案して処分する財産

- ・地価の状況を見極めるのが適当な土地

- ・当面、貸付等で暫定利用するのが適当な土地

(ウ) 本年度の処分対象資産

上記の分類毎の年度末保有件数の推移は、下表のとおりである。なお、平成11年度から平成24年度までの累計で、合計80件、総面積361千m²、総売却金額56億1千万円の売却を実施している。

■分類毎の集計結果（平成 25 年度）

(単位 : m²)

	暫定有効活用中（有償・無償）			遊休地		
	H24	H25	増減	H24	H25	増減
I 分類 (保有)	5 件 22,825	5 件 22,825	-件 -	4 件 183,100	4 件 183,100	-件 -
II (7) 処分支障事由あり	7 件 162,729	7 件 162,729	-件 -	9 件 269,272	8 件 195,749	△1 件 73,523
II (1) 状況により処分	3 件 4,696	3 件 4,696	-件 -	3 件 385,445	-件 -	△3 件 △385,445
II (り) 本年度に処分	-件 -	-件 -	-件 -	5 件 52,994	4 件 50,331	△1 件 2,663
合計	15 件 190,250	15 件 190,250	-件 -	21 件 890,811	16 件 429,180	△5 件 461,631

(出典：管財課作成資料)

② 監査手続

上記の個別検討の他、県有地の有効活用検討状況報告書を閲覧し、物件毎の判断結果の妥当性を検討した。

また、上記物件のうち、各論の中で検討した物件は以下のとおりである。

● I 分類（保有）一遊休地のうち1件（富山操車場跡地）

● II 分類（処分）一（ア）処分に際し、支障となる事由がある財産一暫定有効活用中（有償・無償）のうち2件（県立大学大沢野農場敷地、旧流杉老人ホーム跡地）

● II 分類（処分）一（ア）処分に際し、支障となる事由がある財産一遊休地のうち2件

(旧山村特産指導所敷地、興人町県有地（南側）)

- Ⅱ分類（処分）—（イ）経済情勢等諸般の状況を勘案して処分する財産—暫定有効活用中（有償・無償）のうち2件（三田県有地、旧富山県職員会館敷地）
 - 平成24年度売却物件のうち2件（旧身体障害者更生相談所等敷地、駒場職員住宅敷地）
 - 平成24年度富山市との土地交換物件のうち1件（西田地方町職員住宅等跡地）

③ 監査結果

監査結果については、「②監査手続」に記載した各物件の項を参照されたい。

17. 貸付財産

(1) 貸付財産

① 概要

平成24年度における普通財産の貸付の状況（1年未満の契約を除く）は以下の通りである。

(単位：件数－件、年間貸付料－千円)

貸付料の減免	土地		建物	
	件数	年間貸付料	件数	年間貸付料
減免無し	96	76,086	4	28,034
減額あり（注1）	13	12,445	—	—
無償（注1）	72	—	38	—
合計	181	88,531	42	28,034

地方自治法第238条の5においては、普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができるとされている。

富山県では、富山県財産管理規則において、普通財産に係る貸付の手続、貸付期間及び貸付料等につき規定している。

貸付料は「普通財産（土地、建物）貸付料算定基準について」（昭和42年11月1日総務部長通知、平成6年4月1日最終改正）及び「富山県公有財産評価要領」（昭和42年3月6日富山県訓令第1号、平成20年10月27日最終改正）にしたがい算定される。

また、「県有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第4条において、普通財産の無償貸付または減額貸付等について規定されている。

(注1)

「県有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第4条においては、以下の場合において、無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができるとされている。

- (1) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため、県の普通財産を必要とする場合において、当該地方公共団体その他公共団体又は公共的団体にこれを貸し付けるとき。
- (2) 地震、火災、水害その他の災害により普通財産の貸付けを受けた者が当該財産を使用目的に供しがたいと認められるとき。
- (3) 公舎、共同宿舎その他知事が特に必要と認めた施設を貸し付けるとき。

所管課から入手した普通財産の貸付財産一覧を閲覧した結果、無償貸付または減額貸付については、上記（1）の要件を満たしていることを確認した。

② 論点（貸付財産の今後のあり方）

「普通財産（土地、建物）貸付料算定基準について」第4の2においては「この基準により算定された貸付料年額が民間における貸付料年額の水準又は値上率の実情に即しないと認められるときは、近傍類似の賃貸実例における賃貸料の額又は値上率に比準して貸付料年額を決定することができる。」とされている。普通財産の貸付けについては、近隣の類似施設の状況と大きく変わらない条件での賃貸料の設定を行うことも可能であり、無償貸付または減額貸付によらない場合、民間の業者等による貸付と類似の条件での契約が行われることも推定される。

そもそも、普通財産は、公用又は公共用に使用される行政財産と異なり、一般的な貸付や売却が可能な資産である。貸付先が、公的または公共的団体である場合には、貸付料の減免が行われることから、営利を目的としない県が管理運営を行うことに意義があると考えられる。一方、貸付先が、民間の企業や個人である場合には、民間の業者が一般的な取引条件で運営管理することも十分可能である。

のことから、収益性が高く、民間業者の事業用資産となりうる資産については、経費節減、県債の圧縮及び県営の必然性の観点から、売却による処分を検討することも有効であると考えられる。したがって、本来の用途に使用されなくなり、暫定的に貸付を行っている資産等、公用又は公共用に使用される見込がない資産については、県有資産のコンパクト化の観点から、民間への売却等につき検討する余地がある。

一方、維持管理費用が貸付料収入を上回り、不採算となっている物件については、県による支出負担を軽減する観点から、今後の所有又は維持管理の方針について検討する必要があると考える。

③ 主な実施手続

普通財産の貸付財産から年間の貸付料が10,000千円を超える物件を抽出し、所管課へのヒアリング及び関連資料の閲覧により、収支の状況及び今後の処分方針等について確認した。

対象物件

（単位：面積－m²、年間貸付料－千円）

No.	所管課	財産名称	所在地	目的	面積	年間貸付料
土 1	財政課	旧三田宿泊所敷地	東京都 港区	駐車場運 営	1,296	34,725
土 2	人事課	富山県職員会館(職	富山市	駐車場	1,982	11,595

No.	所管課	財産名称	所在地	目的	面積	年間貸付料
		員研修所) 敷地				
建 1	商 工 企 画 課	東京富山会館ビル ディング	東京都 文京区	事務所	610	27,799

i. 土 1 について

・概要

県宿泊施設であった三田宿泊所（昭和48年に廃止）の敷地を、駐車場として貸付けることにより暫定的に利用している。

平成23年度までは、財団法人富山会館（現在は、一般財団法人富山会館。以下、富山会館という。）に土地の管理を委託し、富山会館が月極駐車場を運営していた。貸付契約は富山会館が行い、富山県は土地管理委託料を富山会館に支払うとともに、貸付料を富山会館から収受していた。

平成24年度より、富山会館が一般財団法人へ移行することを契機として、富山県が、崖地を除く土地を、駐車場運営業者に一括して貸付けることとした。なお、土地貸借契約書によると、契約期間は平成24年4月1日から平成27年3月31日まであり、管理費用は駐車場運営業者が負担することとされている。

・貸付料及び維持管理費の推移

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
貸付料収入	23,040	22,280	23,200	23,120	34,725
維持管理コスト	6,457	6,457	7,339	7,634	6,160
収支	16,582	15,822	15,860	15,485	28,565

(出典：所管課作成資料)

駐車場全体を借りて運営する業者を公募により選定したことにより、1台ごとに貸付を行っていた平成23年度に比べ貸付料が1千万円以上増加している。

維持管理コストの内容は、樹木管理、施設修繕及び所在市町村交付金（注1）である。平成24年度からは、貸付けの対象となっていない崖地を除く部分の樹木管理、設備修繕に係るコストを、土地を借り受けている駐車場運営業者が負担することとなったため、県の支出額が減少している。

上記の結果、平成24年度の収支は平成23年度に比べ1千2百万円から1千3百万円程度増加した。

当該土地については、県有地の有効活用に関する部局長会議において経済情勢等諸般の状況を勘案して処分する財産として報告されているとおり、富山県では、社会情勢等の推移も踏まえ、今後のあり方について検討していく方針である。

(注 1) 国有資産等所在市町村交付金

国有資産等所在市町村交付金法第 2 条において、国又は地方公共団体が、毎年度、当該年度の初日の属する年の前年の 3 月 31 日現在において所有する固定資産のうち、当該固定資産を所有する国又は地方公共団体以外の者が使用している固定資産等につき、当該固定資産の所在する市町村に対して交付することとされる金額である。当該資産に係る固定資産税相当額を負担するものである。

ii. 土 2 について

・概要

平成 14 年に富山県職員会館を廃止したことに伴い、建物解体後の敷地を月極駐車場用地として、1 台単位で貸付けることにより暫定的に利用している。

・貸付料、維持管理費及び稼働率の推移

(単位：千円)

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
貸付料収入	10,657	11,963	11,561	12,449	11,595
維持管理コスト	884	1,038	1,057	988	865
収支	9,773	10,925	10,504	11,461	10,730

(出典：所管課作成資料)

(単位：台)

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
全台数	69	69	71	71	71
使用台数	50	52	63	63	63
除雪用（注 1）	6	6	4	4	4
稼働率（注 2）（%）	79%	82%	94%	94%	94%

(出典：所管課作成資料)

(注 1) 除雪用のスペースとして予め確保されている部分であり、常に空車とされている。

(注 2) 使用台数 ÷ (全台数 - 除雪用に確保されている台数)

貸付料は、1 台あたり、月額 15,750 円（税込み）である。普通財産貸付料算定基準第 4 の 2 に基づき、近隣の平面駐車場の貸付料を考慮した上で決定されている。

当駐車場は、融雪装置のない平面駐車場であり、同一条件の近隣駐車場の平均の貸付料 15,200 円等を考慮して決定された。

また、清掃業務や除雪業務などの維持管理については、民間業者 1 社に管理業務を委託

している。

収支については大きな変動がなく、1千万円程度の水準で推移している。

稼働率については、11台分を借受けていた会社からの解約があつたため、平成20年度及び平成21年度の稼働率が、平成22年度以降に比べ低くなっているが、平成22年度以降は、稼働率94%で推移している。

当該土地については、県有地の有効活用に関する部局長会議において経済情勢等諸般の状況を勘査して処分する財産として報告されているが、今後、北陸新幹線の開通に伴う周辺土地の再開発の状況に応じて売却を行う余地もあることから、処分の時期については、現在検討中である。富山県においては、土地周辺の状況を考慮しつつ、当面は貸付を継続する方針である。

iii. 建 1 について

・概要

当該建物は、県内企業等の東京都心における拠点として、県内企業及び富山県が株式会社東京富山会館を設立することにより、昭和53年に建築された。

当該建物は、株式会社東京富山会館のほか、出資者である県内企業及び富山県により区分所有されている。

富山県は3階の一部を区分所有しているほか5階の一部を株式会社東京富山会館から借り受けている。このうち、区分所有している3階の一部を財団法人原子力安全技術センター（現在は、公益財団法人原子力安全技術センター。以下、原安センターという。）に貸し付けており、株式会社東京富山会館から借り受けている5階の一部を会議室として不特定の者に貸付けている。

なお、施設の維持管理は財団法人富山会館（現在は、一般財団法人富山会館）が行っている。

・貸付料及び維持管理費の推移

(単位：千円)

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
貸付料収入 (3階部分)	41,580	41,580	41,580	33,114	27,799
貸付料収入 (会議室)	6,547	7,789	6,789	5,631	7,697
維持管理コスト (注 1)	32,903	32,849	34,984	34,984	32,984
収支	15,224	16,520	13,385	3,761	2,512

(出典：所管課作成資料)

(注 1) 維持管理コストのうち約 2 千万円は、5 階部分の借受料である。

3 階部分は一部原安センターに貸付けられている。

また、会議室は、主に原安センター等、建物に入居している企業により、研修や会議の目的で使用されている。平成 24 年度の稼働率は約 60%（使用日数 178 日 ÷ 開館日数 291 日にて計算した。）であった。

3 階部分の貸付料収入は平成 23 年度及び平成 24 年度において、段階的に減少している。

これは、平成 23 年度において貸付面積が減少したほか、入居時のリニューアルコストに相当する部分につき、時の経過による減価を考慮した値下げを段階的に行なったことによるものである。

県所管課によると、入居している原安センターの予算上の要請に基づく賃料の減額交渉に応じたとのことであった。

平成 23 年度以降は、貸付料の減額により、3 階部分の貸付料収入のみでは維持管理コストが賄えず、会議室の貸付料収入により辛うじて赤字が回避されている状況にある。

③ 監査結果

【意見 18】土 1 及び土 2 について

これらの物件は、いずれも県有財産としての本来の用途から外れ、暫定的に駐車場業者又は不特定の者に貸付けられており、かつ、貸付料が維持管理コストを大幅に上回っている物件である。

今後の公共的な利用が見込まれないにもかかわらず、相当の収入を生み出している資産については、県営の必然性の観点からも、新幹線開業後のまちづくりへの活用などを見据えつつ、売却を含めた処分の検討が必要である。

なお、富山県 HP に掲載されている「平成 25 年地価調査の概要」の参考資料「平成 25 年 地価調査 圏域別・用途別 変動率」によると、三大都市圏を除いては、地価は下落傾向にある。今後、地価の下落が継続した場合や収入が減少した場合は、さらに長期間を要すると見込まれることから、売却については、収支見込や地価動向を考慮して、タイミングを失すことなく意思決定を行われたい。

今後の方針については、当該物件の有効活用を検討している県有地の有効活用に関する部局長会議において、積極的に議論が進められることを期待したい。

【意見 19】建 1 について

貸付先の要望により賃料の値下げを行なったことにより、収入が値下げ前に比べ 1 千万円程度減少している。当該影響により、3 階部分の貸付料収入のみでは維持管理コストが賄えず、会議室の貸付料収入により辛うじて赤字が回避されている状況となっている。

赤字の発生を防止するためには、収入の増加又は支出の減少が必要である。

県所管課によると、支出の大半を占めている借受料については、減額交渉を行うことは

困難であるとのことであった。したがって、収入の増加を図ることが必要である。県所管課によると、賃料については、貸付先との交渉の結果、平成25年10月より貸付面積が増加し、月額10万円程度の収入増となることであった。

このほか、会議室の利用による貸付料収入の増加を図ることが考えられる。会議室は、主に建物に入居している企業等により使用されているとのことであるが、周辺には大学や高校などがあることから、自習室やサークル活動のためのスペースとして提供を行うことなども考えられる。今後、建物に入居している企業以外の個人や団体による使用も含め、会議室スペースの有効な利用方法につき検討されることが望まれる。

また、建物の老朽化等より、現在入居している企業が貸付契約を更新しないこととなつた場合には、当該建物全体についての採算性が悪化し、出資者全体に維持管理に関する負担が生じる可能性がある。

そのため、建物全体の今後の活用方針や所有方針につき、他の出資者との積極的な協議が行われることを期待したい。

第六. 過年度指摘事項・意見に対する対応状況

公有財産の管理について、平成 11 年度、平成 13 年度及び平成 18 年度包括外部監査における指摘事項・意見とその措置状況について直近での改善状況について所管課へのヒアリング及び資料の閲覧を実施した(ただし、過年度において措置状況から改善済みの指摘事項を除く。)。

その結果として、未改善もしくは継続的対応中の指摘事項・意見及びそれに対する所管課の回答は以下の通りとなっている。

(1) 平成 11 年度包括外部監査(テーマ：土地の管理と有効活用について)

①

i. 内容

報告書 7 ページ

総括意見2 普通財産の効率的な活用

行政財産、基金の中にある未利用地については、一定期間後の普通財産への振替え、管理を集約化すること等により効率的な運用を目指すとともに、効率的な運用が期待できない場合は、一定の検討期間を経た後、制度化された手続きにより売却等の処分を行うことを検討願いたい。

ii. 措置状況(措置公表日 : H13. 4. 27)

有効活用が必要な土地については、「県有地の有効活用に関する部局長会議」などで全庁的な視点で引き続き利活用を検討するとともに、必要に応じて外部からの意見を取り入れながら活用方針を検討する。

効果的な利活用が見込まれないものについては、売却を進める。なお、平成12年度の売却実績は、14か所、約818百万円であった。

iii. 現状(回答結果)

未利用財産については、売却を基本としながら、土地利用の多様化を踏まえ、借地借家法に基づく建物の所有を目的とする定期借地による貸付けに対応した規定整備を行ったほか、メガソーラー用地の貸付など、建物所有を目的としない長期の土地の貸付けについて、弾力的に貸付期間を設定できるよう、民法の賃貸借上限期間まで貸付期間の延長（10 年→20 年）を行った。

また、効果的な利活用が見込まれない土地の売却実績については、平成 13 年度から平成 24 年度で、58 か所、約 4,707 百万円であった。

iv. 監査結果

上記所管課の回答の通りであり、引き続き未利用地についてはその有効活用もしくは廃止・売却について協議を行っていく必要がある。

なお、未利用地については、「16. 未利用地」で詳細検討を実施しているため、当該箇所を参照されたい。

(2)

i. 内容

報告書 9 ページ

個別意見 6 (土地開発公社保有) いわゆる「塩漬け土地」について

大沢野採土跡地については、昭和 55 年に農業試験研究施設用地として取得したもので、取得から相当年月が経過している。その間の金利負担額も相当額であるが、昭和 56 年から昭和 63 年まで神通川カドミ汚染田復元客土母材用としての土砂を売却し、また、平成 3 年からは、陸砂利採取埋戻し用としての土砂を売却している。このため帳簿価額は取得時の半分以下となっており、帳簿価額に対し年間 3.5 パーセント程度の土砂売却収入がある。

現在考えられる範囲において有効活用されており、いわゆる「塩漬け土地」ではあるが、現状では問題は少ないと考えられる。ただし、土砂売却後の土地利用を確立する必要がある。

また、未成土地については、蓮町土地は未成土地の段階を過ぎており、処分を推進願いたい。

ii. 措置状況(措置公表日 : H13. 4. 27)

平成 16 年度まで土砂採取を予定しており、平成 17 年度以降の土地利用については、「県有地の有効活用に関する部局長会議」などで全局的な視点で引き続き検討する。

伏木富山港ポートルネッサンス 21 調査を踏まえた利活用や民間への売却等について引き続き検討する。

iii. 現状(回答結果)

上記の土地については、土地開発公社の解散により平成 22 年 12 月に県が取得した。

大沢野採土跡地については、平成 23 年度をもって土砂採取等事業が終了したが、翌 24 年度にはメガソーラー事業用地として事業者の公募を行い、平成 25 年度から 20 年間の貸付けを実施することが決定している。当該地は本県における太陽光発電のモデル事業用地として有効活用されるとともに、年間 10,200 千円（帳簿価格の 19.3%）の貸付料収入が得られることとなっている。

蓮町土地については、県として利活用の見込みがなく、周辺の環境を考えると住宅用地としての開発が適当であることから、住宅用地として売却することを決定し、平成 22 年度以降、不動産市況等を考慮しながら売却手続きを実施しているところである。

iv. 監査結果

メガソーラー用地については、富山市舟倉（大沢野）にある県有地で大規模太陽光発電所（メガソーラー）を建設する事業者として、平成 24 年 11 月に民間企業 3 社による連合体を選定した（平成 27 年 2 月稼動予定）。

なお、蓮町土地については、平成 24 年 4 月に一般競争入札で住宅用地としての売却を予定していたが、申し込みなく入札不成立となった。今後、不動産市況等を考慮しながら売却を検討する予定としており、県の取り組みを注視すべきである。

(2) 平成 13 年度包括外部監査(テーマ：県有財産（建物）の管理について（管理委託施設を含む）)

①

i. 内容

報告書 45 ページ

第 2 外部監査の結果

個別結果 9 県立学校

上市高等学校

a 遊休施設について

農業科学科の募集停止（平成 9 年）に伴い、平成 10 年度から丸山農場等の畜産関連施設の遊休化が進行している。丸山農場（7.2 ha）については、埋蔵文化財が存在することから制約はあるが、中長期的な視点から遊休施設の転用等の検討が求められる。

ii. 措置状況(措置公表日 : H15. 1. 27)

a 遊休化した学校農場の有効活用や処分方法について、平成 14 年 2 月に、教育委員会、農林水産部、経営企画部の関係課による検討会を設け、検討を進めている。

iii. 現状(回答結果)

当該敷地については、隣地牧場主に牧草の除草等の管理委託 (H10～) や地元の営農者へ利用権設定による貸付 (H16～) を行っているところである。

隣地との境界確認、埋蔵文化財包蔵地、国有農地等の問題を解決し、農地の処分であることから、町の農業委員会と協議しながら引き続き売却処分を検討する。

iv. 監査結果

県有地の有効活用に関する部局長会議の検討案件であり、今後の県の取り組みを注視すべきである。

②

i. 内容

報告書 46 ページ

第 2 外部監査の結果

個別結果 9 県立学校

福野高等学校

a 遊休施設について

農業科学科の募集停止(平成12年)に伴い、畜産関連施設の遊休化が発生している。中長期的な視点から遊休施設の転用等の検討が求められる。

ii. 措置状況(措置公表日 : H15. 1. 27)

a 遊休化した学校農場の有効活用や処分方法について、平成 14 年 2 月に、教育委員会、農林水産部、経営企画部の関係課による検討会を設け、検討を進めている。

iii. 現状(回答結果)

当該敷地については、現在、利用権設定により個人酪農者に貸付 (H18～) を行っているところである。

農地であることや面積が広大であることから、南砺市農業委員会と協議しながら、引き続きその売却方法等を検討する。

iv. 監査結果

県有地の有効活用に関する部局長会議の検討案件であり、今後の県の取り組みを注視すべきである。

(3) 平成 18 年度包括外部監査(テーマ：公有財産(土地、建物等)の管理について)

①

i. 内容

報告書 178 ページ

第 3 監査の結果

5 未利用土地・施設等

ウ監査の結果

(イ) 未利用地に関する個別事例の検討

a 総合リハビリテーションセンター隣接地

(表、図略)

[意見]

画期的な解決策などあり様もなく、5万 m²、約8億円もの広大な行政財産が、部分的には利用されているとはいえ、当初の計画実施の可能性も薄れる中で、手つかずのまま残されている。県の財政事情を考えれば、今後、行政活用することについては実現性が低く、用途廃止し、普通財産にしたうえで、むしろ売却処分を視野に入れた検討をすべきと考えられる。

ii. 措置状況(措置公表日 : H19. 12. 25)

当該土地は、かつて障害者団体から県に対してスポーツ施設等の整備要望が出されていた経緯や、都市計画法における市街化調整区域であり売却が非常に困難な土地であることを踏まえ、今後の方針について引き続き検討する。

iii. 現状(回答結果)

該当地については、

(1) 商工企画課において、当該地で大規模太陽光発電所（メガソーラー）の設置運営を行う事業者を公募し、次の通りとなった。

・事業者 県内企業

・貸付面積 33,850 m²

・貸付期間 平成 25 年 7 月から 20 年間

・貸付価格 154.9 円 / m² (年額 5,242 千円 : 商工企画課で予算化)

このため、H25.7.1 付けで貸付地及び管理道路部分を用途廃止し、商工企画課へ所管換えした。

(2) 上記の(1)の残り約 15,000 m²を新たな総合リハビリテーション病院・こども医療福祉センター（仮称）の建設に伴う代替職員駐車場や現場事務所等敷地として利用（平成 28 年 9 月まで）することとした。

iv. 監査結果

上記iii (2)の残地の平成 28 年 9 月以降の用途については、今後の新病院等整備の過程等で検討することとしており、県の取り組みを注視すべきである。

②

i. 内容

報告書 184 ページ

第 3 監査の結果

5 未利用土地・施設等

ウ監査の結果

(イ) 未利用地に関する個別事例の検討

e J E T 駐車場跡地

〔意見〕

総合リハビリテーションセンター隣接地で述べたように、本件の土地も144千m²という広大な用地を一括活用する考え方は、今や必ずしも現実的な解決策とはいせず、かえって全体の活用や処分をただいたずらに遅らせるだけのように思われる。

県では、平成10年度の前出の研究会（太閤山住宅団地研究会）において、一部用地の活用策として3棟の県営住宅団地を建てている。今後は、更に売却処分すべきゾーン、駐車場等活用すべきゾーンと区別して、段階的に買取りを進め、売却ないし事業化を展開する必要があると思われる。

(略)

なお、今後は土地開発基金で取得する土地は、将来的な事業化の目途が十分見込めるものののみを対象とすべきであり、そのためにも基金による先行取得基準について明確に設定する必要がある。また、取得後長期間を経過し当初予定した行政上の使用見込みの実現性が薄くなったものについては、早急に行政財産として受入れ、用途廃止のうえ売却処分を検討すべきである。

ii. 措置状況(措置公表日 : H19. 12. 25)

県での具体的な活用方針がないことから、平成 17 年度以降、売却も含めた処分を検討している。

土地開発基金による土地の先行取得については、計画が明確になっている事業に限り取得することを基本とするが、

①取得年度において、地価が著しく高騰することが予想される

②用地取得を円滑に行なうため、一括取得が必要

など、先行取得の必要性を総合的に判断し、設置目的に沿った基金の活用を行う。

なお、基金で保有する土地については、部局長会議で売却を含め、今後の活用・整理方針を検討していく。

iii. 現状(回答結果)

JET 駐車場跡地については、従来より売却を含めた処分を検討してきたが、市街化調整区域であり開発行為等が制限されることなどから、これまで売却等が進まなかつたものであるが、144 千m²のうち約 64 千m²について、県外企業（コールセンター事業）の立地が内定し、平成 26 年度早々の着工が見込まれている。

なお、これに合わせて、射水市が、跡地全体について、今年度中に都市計画法上の地区計画を定める予定であることから、残った敷地についても、従来より開発行為等が容易になるため、今後、射水市とも連携しながら、企業立地等による売却等が進むよう努力してまいりたい。

iv. 監査結果

コールセンターとして一部賃借を予定しているが、残地についての今後の県の取り組みを注視すべきである。

③

i. 内容

報告書 155 ページ

第 3 監査の結果

2 普通財産

(5) 普通財産の貸し付け

(表 12 略)

ウ 監査の結果

[指摘事項]

(オ)印紙

印紙税法上、土地の賃貸借契約に係る文書は、印紙税額一覧表の第1号文書に該当し、権利金等の収受が行われない場合は、賃料の金額にかかわらず印紙税額は200円である。また、県の作成する文書は印紙税が非課税であるが、県と他者が共同して作成した文書については、県が保存するものは他者が作成したものとみなす(印紙税法第4条第5項及び同法第5条)。

土地賃貸借契約書を閲覧した結果、200円とは異なる印紙が貼り付けられているものがあった。

ii. 措置状況(措置公表日 : H19. 12. 25)

適正に処理する。

iii. 現状(回答結果)

各所管課に対し、適正に処理するよう隨時指導している。

iv. 監査結果

管財課の説明によると、上記iii. の回答結果の通り、各所管課において契約書を作成するにあたり、印紙税の金額に管財課へ問い合わせがあった場合には、その都度対応しているとのことであった。

なお、契約書の作成において必要となる印紙税の金額は、府内の事務規定である「会計事務の手引き」第7章 契約制度・第6節 契約書の作成・6 印紙税の取扱い(1)文書の記載金額の確認に掲載されている、印紙税法別表1に基づく一覧表(以下、一覧表という。)により、隨時確認できる体制が整えられている。

管財課の説明によると、一覧表における契約金額に当てはめるべき金額は、権利金等土地の賃借権の設定に関する金額であり、その後の使用収益に係る賃貸料の金額ではないのであるが、担当者によっては、賃貸料の金額を同表の契約金額に当てはめて印紙税額を決定する可能性があるとのことである。そのため、「会計事務の手引き」において、権利金等の収受が行われない土地の賃貸借については、一覧表における「契約金額の記載がないもの」として、印紙税額は一律200円である旨の注意書きを行うこと等を検討するとのことである。

上記の県の取り組みについて注視すべきである。

④

i. 内容

報告書 166 ページ

第 3 監査の結果

3県外に所有する普通財産

(3) 赤坂会館

エ意見

・建物の面積

県の所有する土地は、土地台帳上の面積は不動産登記簿の面積と原則一致する(財産規則第24条第7項)。しかし、建物についてはこのような定めはない。財産規則第24条第6項には、台帳に登録する建物の数量は、別表3に定める旨が規定されており、別表3には、建物の数量として、建物面積と床面積が併記されている。

白山建物の専有部分面積は、建物台帳と登記簿謄本に差がある。これは、建物台帳上の面積が壁心計算によるためであることが、文書閲覧の結果、確認された。

赤坂建物は、建物台帳の延面積は3,099.72m²と記載されているが、登記簿謄本の床面積は地下1階、地上7階の合計3,040.78m²である。差58.94m²の原因是、実施した監査手続の範囲内では確認できなかった。赤坂建物の建物台帳の備考欄には、登記床面積3,040.78m²である旨が記載されていたが、白山建物の建物台帳にはこのような記載はなかった。

一方、公舎等の面積は、監査を実施した範囲内では、建物台帳と登記簿謄本の面積は一致していた。

このように建物台帳と登記簿の面積については、処理が統一されていないが、統一させるべき定めもない。処理統一の定めを作成する必要がある。

ii. 措置状況(措置公表日 : H19.12.25)

区分所有の場合の台帳に記載すべき面積について、不動産登記法施行令に基づくことを周知する。

iii. 現状(回答結果)

前回の監査で対応済みであり、これ以降で区分所有を行った財産はない。

iv. 監査結果

区分所有の場合の台帳に記載すべき面積について、不動産登記法施行令に基づくことを周知することは実施されたが、平成 18 年度の包括外部監査において指摘された赤坂建

物の建物台帳の延面積は未修正であった。管財課には速やかな修正手続を強く求めたい。

⑤

i. 内容

報告書 173 ページ

第 3 監査の結果

4 借受財産

エ意見

(ウ) 高岡総合庁舎の駐車場用地の現状は次のとおりである。

区分		利用状況
A	庁舎前駐車場 (行政財産)	外來用78台、職員用127台
B	第2駐車場 (借受地No. 6)	職員用(大型以外の公用車を含む) 144台
C	庁舎隣接職員専用駐車場 (基金土地)	職員用100台
計		外來用78台、職員用371台

(表15略)

表15のとおり余剰スペースが134台とすれば、単純に考えてCを処分するか(第一案)、あるいはBを解約しその分Aの外來用スペースを縮小すること等により職員用スペースを確保するか(第二案)である。

第一案において、そもそも職員用駐車場として現に行政利用されている用地が、何故基金土地のまま据置かれているかの問題はあるが、当該用地は庁舎の真横に位置し、職員にとっての利便性は高い。むしろ、この土地をこれまでどおり職員用駐車場として活用を続ける予定ならば、県は早急にこの土地を買取り、行政財産として正規の管理をすべきである。

一方、第二案を検討するにあたり、No.6の借受状況からいって、何故借受地に堅固な建物(大型除雪車用車庫他)を建てたのか、借受当初の個別事情はさておき、少なくとも現契約において契約期間が10年(平成16年4月1日から平成26年3月31日まで)と長いで、バブル後の地価相場の低迷にもかかわらず、賃料が平成6年3月28日契約当初から全く改定されていないことは、十分検討すべきである。また、解約する場合の原状回復条項は契約上何故か記載されていないが、仮に解体撤去し、他で新設する場合、約1億円のコストが見込まれている。県は幾度か減額交渉に臨んでいるが成果は出てい

ない。解約も視野に入れたコスト比較をすべきであるが、当面はこの賃料の減額改訂について更に交渉を進める必要がある。

ii. 措置状況(措置公表日 : H19. 12. 25)

庁舎隣接職員駐車場は保有すべき土地であり、将来的に基金からの買い戻しを検討する。借受地であるものの、堅固な建物が建っていることから、土地価格の下落等を踏まえて、借受料の減額ができないか交渉していく。

iii. 現状(回答結果)

引き続き、庁舎隣接職員駐車場のあり方について検討していく。

iv. 監査結果

県所管課によると、基金からの買い戻しについては、特段進展ないとのことであり、今後の検討課題と考えられる(【意見 18】参照)。

また、借受契約の見直しについては、今後交渉の過程において対応することを予定しており、県の対応を注視すべきである。